

第3期

読谷村子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月
沖縄県 読谷村



はじめに

村民の皆様におかれましては、平素より読谷村の村づくりにご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

こどもは、社会の希望であり、未来を創る存在です。「読谷村ゆたきむらビジョン」における基本施策～ちむ清らさある人の学び育ち(夢を育み生涯輝けるひとづくり)にあるように、むらづくりの基本は「ひとづくり」であり、地域でこどもを安心して育てられ、若い世代が家庭を築き住み続けたいと思える社会、こどもたちが夢を育み、輝ける村づくりを目指しております。

しかしながら、こどもの育ちと子育てを巡る環境は、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化などにより、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、少子化が進行しております。

そのような状況下、子ども・子育て支援制度が創設され、本村におきましても、平成26年度に策定した「読谷村子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度に制定した「第2期読谷村子ども・子育て支援計画」に基づき、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため取り組んで参りました。

本計画は、読谷村における令和7年度から5年間の子ども・子育て支援の基本方針として策定したものです。計画策定にあたり、第2期計画の点検と評価、子育て世代へのニーズ調査の結果を踏まえ策定を行いました。計画策定においては、読谷村子ども・子育て会議委員をはじめ、関係各位から貴重なご意見を頂くことができましたことに心より感謝を申し上げます。

計画推進につきましては、こどもを地域の宝としてこどもの権利を尊重し、こどもの考えや思いに寄り添い、家庭や地域、住民、企業、教育、行政など村内のあらゆる組織や個人が子ども・子育て支援に関する理解を深め、「こどもの最善の利益」や、「安心してこどもを産み、健やかに成長できるむらづくり」の基本理念のもと、子ども・子育て支援体制の構築に取り組んでまいりましょう。

令和7年3月

読谷村長 石嶺傳實

目 次

はじめに

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 法的根拠	3
3. 計画の位置付け	4
4. 計画の期間	6

第2章 読谷村の状況と課題

1. 児童人口	7
(1) 0～5歳児（就学前児童）	7
(2) 0～2歳児	8
(3) 3～5歳児	12
(4) 6～11歳児（小学生）	13
2. 人口動態（自然動態と社会動態）	14
(1) 自然動態	14
(2) 社会動態	14
3. 教育・保育施設等の現況	15
(1) 教育・保育施設等の設置・定員・利用者数	15
(2) 幼稚園	17
(3) 保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）	18
(4) 認可外保育施設	21
(5) こどもの居場所づくり	21
4. 読谷村の保育ニーズや保育所等の整備状況について	23
5. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	26
(1) 調査の概要	26
(2) 調査結果のまとめ	27
6. こどもアンケート調査（小学生、中学生）	46
(1) 調査の概要	46
(2) 調査結果のまとめ	47

第3章 第2期計画の実施状況

1. 第2期計画の各施策の達成状況一覧	67
2. 第2期計画の実施状況	71

(1)基本目標1「教育・保育の提供体制や子育て支援の充実」について	71
(2)基本目標2「母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進」について	74
(3)基本目標3「支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進」について	76

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念と基本指針	79
2. 施策の方向性	81
(1)教育・保育の提供体制や子育て支援の充実	81
(2)母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進	81
(3)支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進	82
3. 重点施策	83
(1)待機児童の解消と保育士の確保	83
(2)村立幼稚園と村立保育所の再編の確実な実施	83
(3)放課後児童クラブの整備	83
(4)こども家庭センターの設置と相談支援の充実	83
(5)家庭支援事業を活用した養育の支援等の充実	83
4. 教育・保育の提供区域について	84

第5章 量の見込みと確保の内容

1. 教育・保育の量の見込みと確保策	85
(1)量の見込みと確保の考え方	85
(2)必要量の見込みと確保量	86
(3)各年度における確保方策	88
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	89
(1)延長保育事業	89
(2)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	89
(3)地域子育て支援拠点事業	90
(4)一時預かり事業	90
(5)病児・病後児保育事業	91
(6)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）	91
(7)子育て短期支援事業（ショートステイ）	91
(8)利用者支援事業	92
(9)乳児家庭全戸訪問事業	92
(10)養育支援訪問事業	92
(11)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	93
(12)妊婦健康診査	93
(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業	93

(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	94
(15)子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業） 【新規】	94
(16)児童育成支援拠点事業（家庭支援事業） 【新規】	94
(17)親子関係形成支援事業（家庭支援事業） 【新規】	95
(18)産後ケア事業	95
(19)乳児通園支援事業（こども誰でも通園制度）	95

第6章 こどもと子育て家庭への支援対策

1. 教育・保育の提供体制や子育て支援の充実	97
(1)認定こども園への移行、普及に係る考え方【担当課：こども未来課、学校指導課】	97
(2)教育・保育の質の確保	97
(3)教育・保育施設等の円滑な利用の確保	98
(4)地域子ども・子育て支援事業の推進【担当課：こども未来課、健康推進課】	99
(5)こどもの居場所づくり	99
(6)相談・情報提供の充実【担当課：こども未来課、健康推進課、学校指導課、生涯学習課】	100
(7)人材の確保の推進	101
2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進	102
(1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	102
(2)こども医療費助成制度【担当課：こども未来課】	105
(3)食育の推進【担当課：健康推進課、こども未来課、教育委員会】	105
(4)母子保健推進員活動の充実【担当課：健康推進課】	106
(5)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実【担当課：健康推進課、学校指導課】	106
3. 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進	107
(1)児童虐待防止対策の充実	107
(2)ひとり親世帯等の自立支援の推進	108
(3)障がいのあるこどもがいる世帯への支援の充実	109
(4)こどもの貧困対策の充実	110

第7章 計画の推進

1. 連携体制の構築	113
2. 住民参加と情報発信	113
3. 各主体の役割	113
(1)家庭	113
(2)行政	114
(3)地域	114
(4)住民	115
(5)教育・保育施設	115

(6)企業・事業所	115
4. 計画の進捗状況の点検と見直し	116

資料編

資料1 読谷村子ども・子育て会議条例	117
資料2 読谷村子ども・子育て会議 委員名簿	119
資料3 計画策定の経過	120
資料4 令和6年度 読谷村 子育て世代包括支援一覧	121

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では、急速な少子化の進行や核家族化、共働き家庭の増加など、社会情勢が変化する中で、保育ニーズが増大してきました。全国では待機児童が社会問題となり、保育の受け皿の拡充に最優先で取り組む必要がありました。また、児童虐待、こどもの貧困、ヤングケアラーなど、子ども・子育て家庭における様々な課題も現れ、子育て家庭への支援強化が必要となっています。

国では、平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て関連3法」が成立され、平成27年度から「子ども・子育て支援法」が本格施行されました。この法律では、待機児童対策を推進するため、市町村に保育の量的拡充を求めるとともに、家庭における子育て支援の充実のため、「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けました。

この計画は、5年の計画期間で策定され、令和6年度は第2期計画の最終年度となっています。このため、新たな第3期計画の策定が必要となり、本村においても、「第2期読谷村子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行い、第3期計画を策定したところであります。

全国的には、待機児童の課題はほぼ終息した中で、本村では、待機児童の解消が喫緊の課題となっている状況が継続しており、また、放課後児童クラブについても利用ニーズが高く、量的拡大は今後も必要となっています。さらに、教育・保育施設を利用しない家庭や養育が困難な家庭への支援を重視し、こども家庭センターの設置や乳児通園支援事業(こども誰でも通園制度)、家庭支援事業といった新たな取組も必要となっています。

また、国では、令和5年4月に「こども家庭庁」を創設し、“こどもまんなか社会”の実現を目指してこどもの権利を重視しています。こういった国の指針・目指すべき方向を踏まえながら、村が抱える課題を把握・対応し、子ども・子育て支援の充実を図っていくものであります。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針^(※)の改正案について（概要）

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

改正の趣旨

- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」）が必要であることから、第208回国会において成立した。
- この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められた。
- 当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

改正の概要

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加
 - 基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
 - 市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
 - 都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. その他所要の改正
 - 基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

※ 根拠法令：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第1項及び第3項

※ 改正児童福祉法の施行日（令和6年4月1日）に先立ち、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しの時期に合わせて、本年11月頃を目途に公布し、令和6年4月1日に施行することとする。

2. 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づいているほか、改正された次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。また、「放課後児童対策パッケージ」に基づいた放課後児童対策についても盛り込んでいます。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

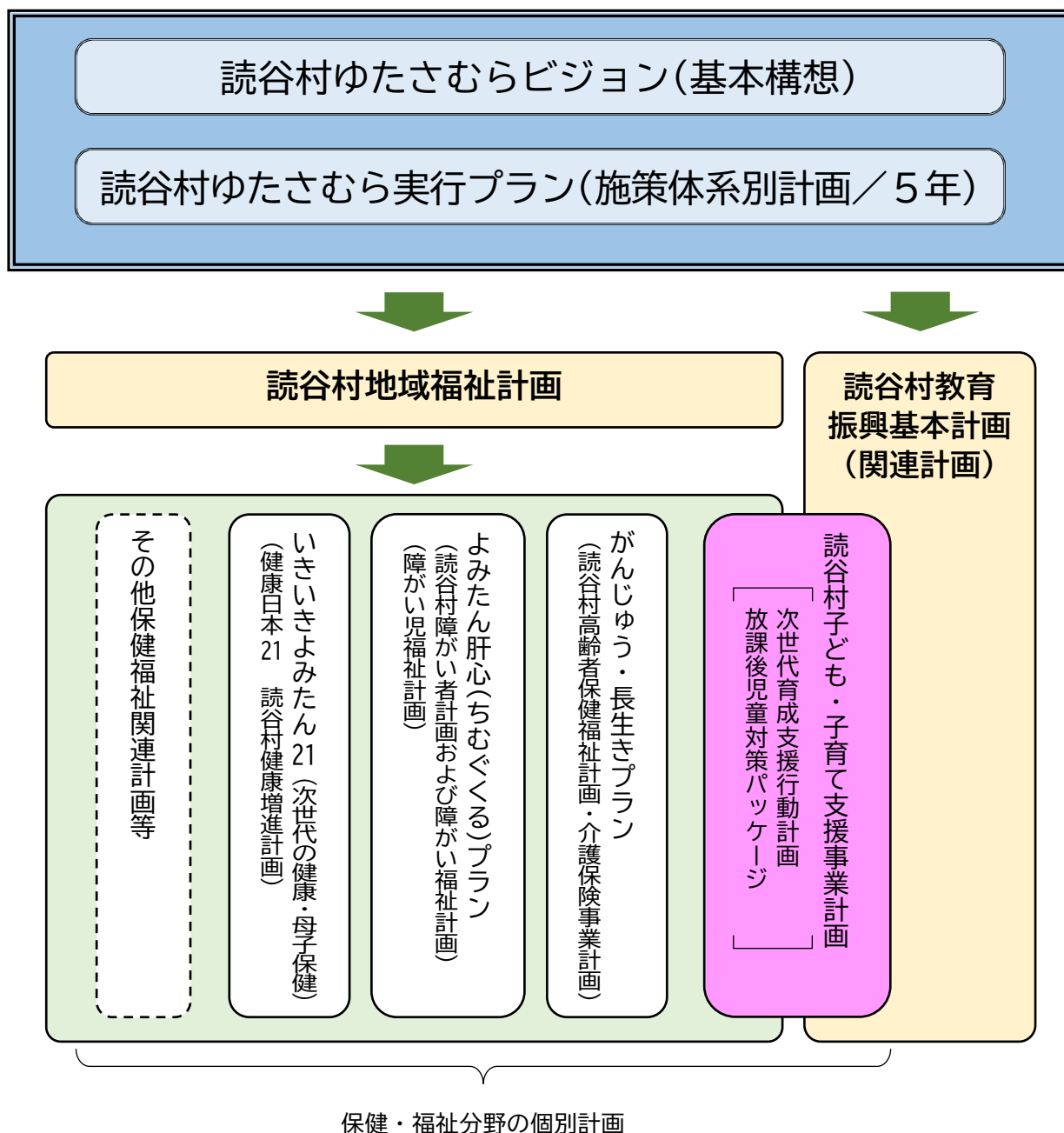
【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 計画の位置付け

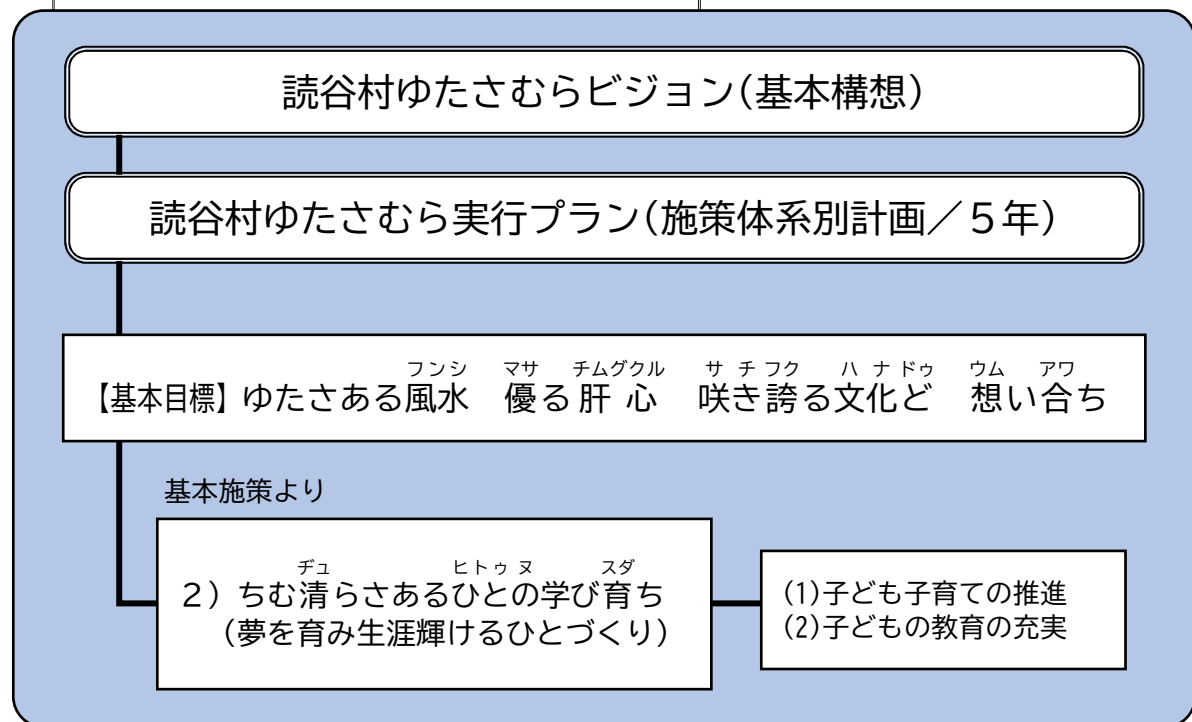
本計画は、本村の上位計画である「読谷村ゆたさむらビジョン」を踏襲するとともに、「読谷村地域福祉計画」をはじめとするこどもの福祉や教育に関する村の他計画等と整合性を図っています。また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性も図り策定しています。



【参考】

「読谷村ゆたさむらビジョン」の基本目標「ゆたさある風水^{フンシ} 優^{マサ}る肝^{チムグクル}心^サ 咲^チ誇^{フク}る文化^ハど^ナ 想^{ウム}い^{アワ}合^{アワ}ち」に基づいた「ちむ清^{チュ}らさあるひとの学^{ヒトウヌ}び育^{スダ}ち」の中の「(1)子ども子育ての推進」、「(2)子どもの教育の充実」と整合性を図ります。

読谷村ゆたさむらビジョンの施策体系より



読谷村ゆたさむらビジョンの重点施策より

1) 子ども子育ての推進

本村の待機児童数は、認可保育園の増設などにより、一定の解消がはかられてきましたが、低年齢児等の対策は充分とはいえません。また、放課後児童クラブなど、子どもたちの居場所整備が立ち遅れています。

少子化の進行や核家族化等により家庭や地域社会における子育て力の低下が見られ、待機児童対策をはじめとする幼児期の保育、学校教育を地域で総合的に推進する取り組みが始められています。

地域の宝である子どもたちが健やかに育ち、子育て世代が安心して子どもを産み育てられるよう、待機児童の解消、放課後児童クラブなど地域における子ども子育てを総合的に推進します。

4. 計画の期間

計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年計画です。また、ニーズや社会情勢等を見極めながら必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 読谷村の状況と課題

第2章 読谷村の状況と課題

1. 児童人口

(1) 0～5歳児（就学前児童）

0～5歳児の就学前児童人口は、減少傾向で推移しています。令和6年の実績人口は2,424人で、前年よりも74人減となっています。

今後の推計においても、就学前児童は減少すると予測されます。第3期計画においては、令和7年が2,383人、中間年の令和9年は2,318人、第3期計画最終年の令和11年には2,253人となり、令和6年実績より171人減少すると見込まれます。

単位：人

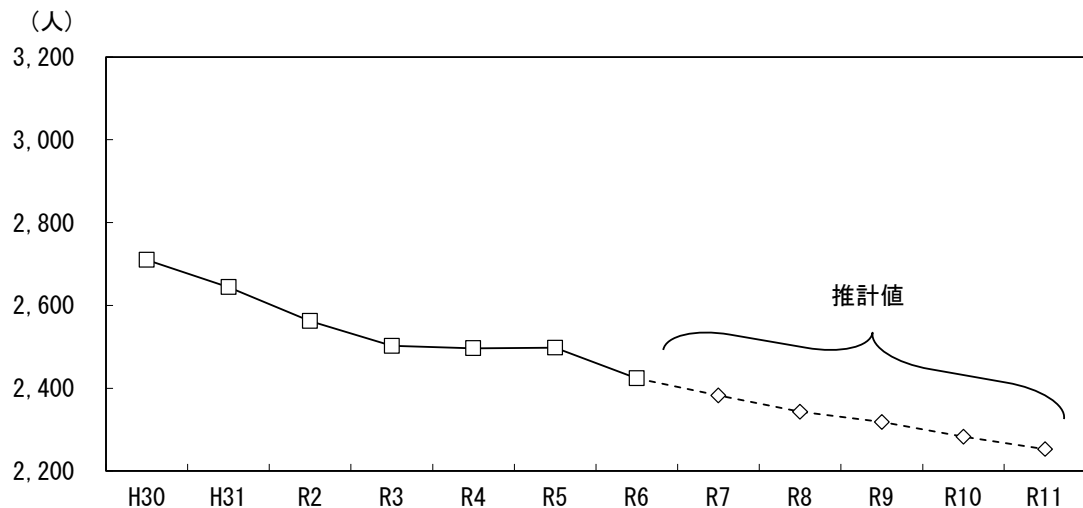
実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	2,710	2,644	2,562	2,502	2,496	2,498	2,424
前年からの増加人数	—	▲66	▲82	▲60	▲6	2	▲74

単位：人

推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6実績からの増加分		
						R6→R7	R6→R9	R6→R11
0～5歳児推計値	2,383	2,343	2,318	2,283	2,253	▲41	▲106	▲171
前年からの増加人数	▲41	▲40	▲25	▲35	▲30	—	—	—

※住民基本台帳より（各年3月末）

0～5歳児人口



(2) 0～2歳児

0～2歳児の人口は、減少傾向で推移しています。令和6年の実績人口は1,110人で、前年よりも47人減となっています。

今後の推計では、令和9年は増加するものの、その他の年は減少すると予測されます。第3期計画においては、令和7年が1,090人、中間年の令和9年は1,087人、第3期計画最終年の令和11年には1,066人となり、令和6年実績より44人減少すると見込まれます。

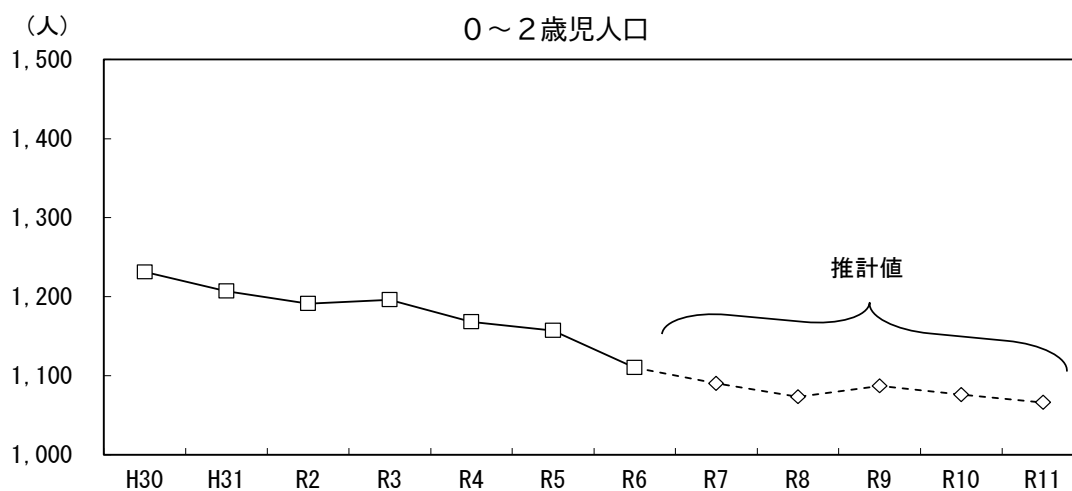
単位：人

実績値	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実績人口	1,231	1,207	1,191	1,196	1,168	1,157	1,110
前年からの増加人数	—	▲24	▲16	5	▲28	▲11	▲47

単位：人

						R6実績からの増加分		
推計値	R7	R8	R9	R10	R11	R6→R7	R6→R9	R6→R11
0～2歳児推計値	1,090	1,073	1,087	1,076	1,066	▲20	▲23	▲44
前年からの増加人数	▲20	▲17	14	▲11	▲10	—	—	—

※住民基本台帳より（各年3月末）



単位：人

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	373	387	386	368	367	377	333	354	350	346	343	340
1歳児	433	386	410	408	381	383	378	345	366	362	358	355
2歳児	425	434	395	420	420	397	399	391	357	379	375	371

0歳児についてみると、出生数は緩やかに減少すると予測されます。これは、出生数に影響する「子を産む世代の女性人口」が減少傾向であることが関係しています。特に、こどもを多く産むのは25～39歳の世代ですが、25～29歳は増加が見込まれるものの、30～34歳、35～39歳では減少傾向にあり、出生数の大きな増加は見込まれません。

(参考) 女性の年齢階級別出生数の推移

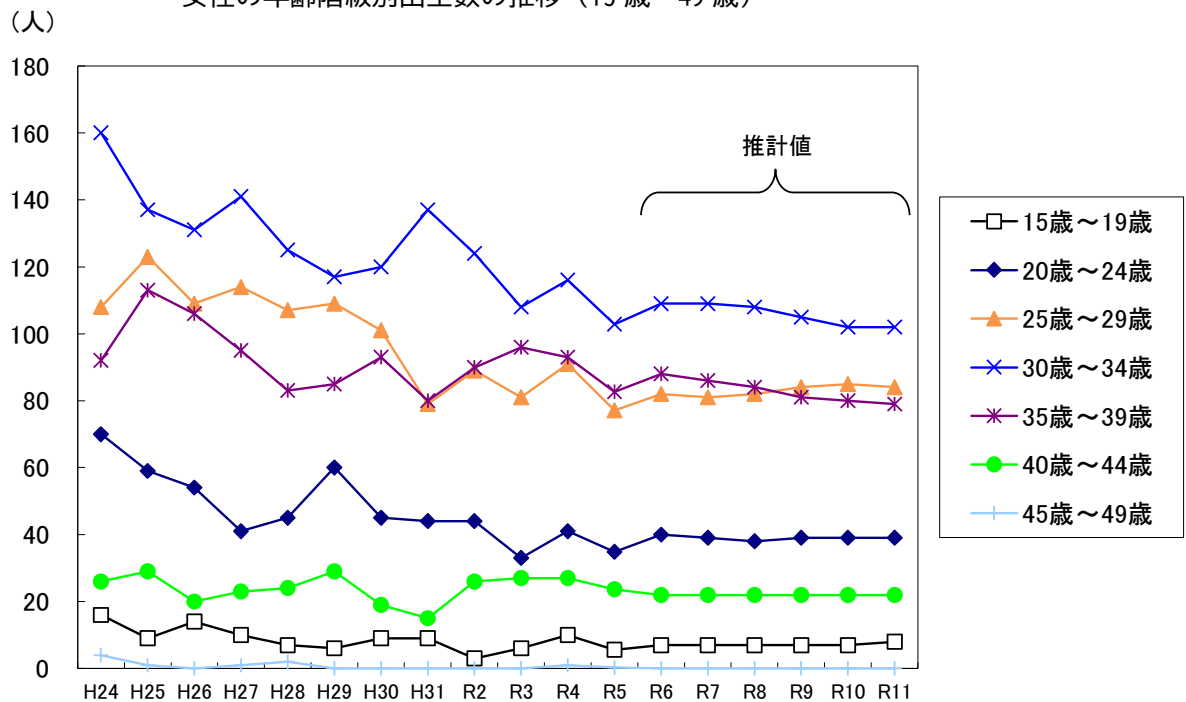
単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5
15 歳～19 歳	10	7	6	9	9	3	6	10	6
20 歳～24 歳	41	45	60	45	44	44	33	41	35
25 歳～29 歳	114	107	109	101	79	89	81	91	77
30 歳～34 歳	141	125	117	120	137	124	108	116	103
35 歳～39 歳	95	83	85	93	80	90	96	93	83
40 歳～44 歳	23	24	29	19	15	26	27	27	24
45 歳～49 歳	1	2	0	0	0	0	0	1	0
総計	425	393	406	387	364	376	351	379	327

単位：人

	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15 歳～19 歳	7	7	7	7	7	8
20 歳～24 歳	40	39	38	39	39	39
25 歳～29 歳	82	81	82	84	85	84
30 歳～34 歳	109	109	108	105	102	102
35 歳～39 歳	88	86	84	81	80	79
40 歳～44 歳	22	22	22	22	22	22
45 歳～49 歳	0	0	0	0	0	0
総計	348	344	341	338	335	334

女性の年齢階級別出生数の推移（15 歳～49 歳）



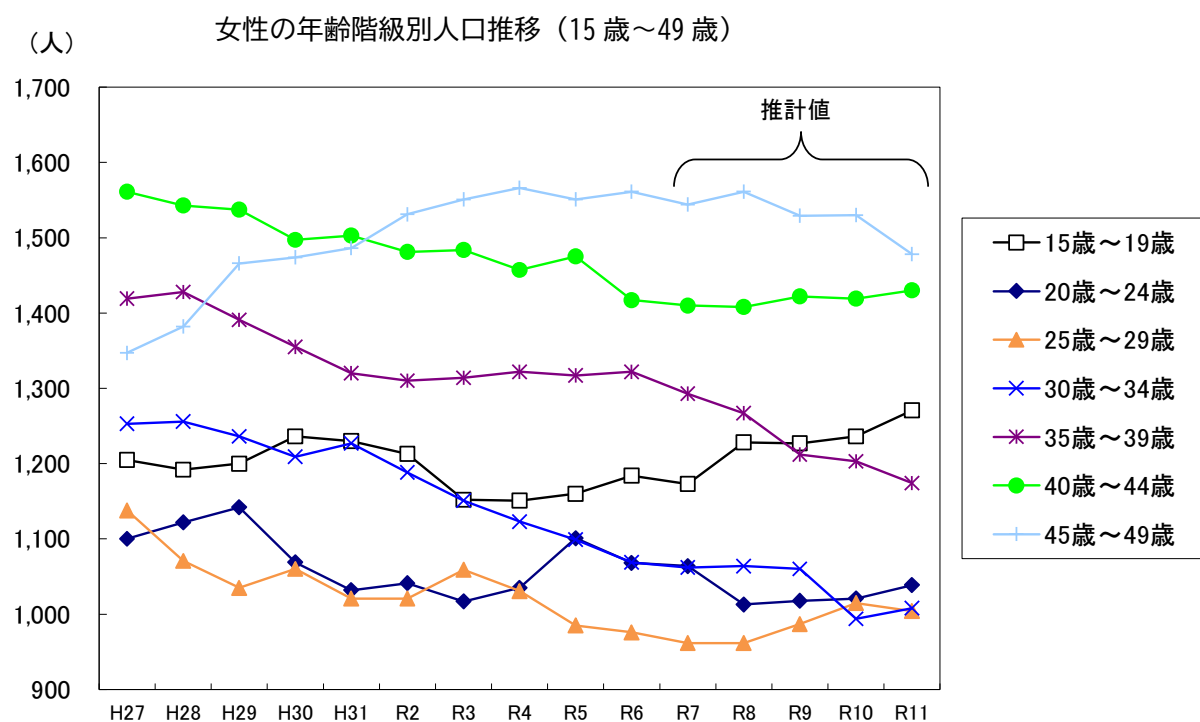
(参考) 女性の年齢階級別人口推移

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5
15 歳～19 歳	1,205	1,192	1,200	1,236	1,230	1,213	1,152	1,151	1,160
20 歳～24 歳	1,100	1,122	1,142	1,069	1,032	1,041	1,017	1,035	1,101
25 歳～29 歳	1,138	1,071	1,035	1,060	1,021	1,021	1,059	1,031	985
30 歳～34 歳	1,253	1,256	1,236	1,209	1,227	1,188	1,151	1,123	1,099
35 歳～39 歳	1,419	1,428	1,391	1,355	1,320	1,310	1,314	1,322	1,317
40 歳～44 歳	1,561	1,543	1,537	1,497	1,503	1,481	1,484	1,457	1,475
45 歳～49 歳	1,347	1,382	1,466	1,474	1,486	1,531	1,551	1,566	1,551
総計	9,023	8,994	9,007	8,900	8,819	8,785	8,728	8,685	8,688

単位：人

	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15 歳～19 歳	1,184	1,173	1,228	1,227	1,236	1,271
20 歳～24 歳	1,068	1,064	1,013	1,018	1,021	1,039
25 歳～29 歳	976	962	962	987	1,015	1,004
30 歳～34 歳	1,069	1,062	1,064	1,060	994	1,008
35 歳～39 歳	1,322	1,293	1,267	1,212	1,203	1,174
40 歳～44 歳	1,417	1,410	1,408	1,422	1,419	1,430
45 歳～49 歳	1,561	1,544	1,561	1,529	1,530	1,478
総計	8,597	8,508	8,503	8,455	8,418	8,404



(参考) 女性の年齢階級別出生率

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5
15 歳～19 歳	0.00830	0.00587	0.00500	0.00728	0.00732	0.00247	0.00521	0.00869	0.00484
20 歳～24 歳	0.03727	0.04011	0.05254	0.04210	0.04264	0.04227	0.03245	0.03961	0.03160
25 歳～29 歳	0.10018	0.09991	0.10531	0.09528	0.07738	0.08717	0.07649	0.08826	0.07830
30 歳～34 歳	0.11253	0.09952	0.09466	0.09926	0.11165	0.10438	0.09383	0.10329	0.09358
35 歳～39 歳	0.06695	0.05812	0.06111	0.06863	0.06061	0.06870	0.07306	0.07035	0.06276
40 歳～44 歳	0.01473	0.01555	0.01887	0.01269	0.00998	0.01756	0.01819	0.01853	0.01606
45 歳～49 歳	0.00074	0.00145	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00064	0.00019
合計特殊出生率	1.71	1.61	1.69	1.63	1.55	1.62	1.50	1.65	1.44

単位：人

	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
15 歳～19 歳	0.00591	0.00597	0.00570	0.00570	0.00566	0.00629
20 歳～24 歳	0.03745	0.03665	0.03751	0.03831	0.03820	0.03754
25 歳～29 歳	0.08402	0.08420	0.08524	0.08511	0.08374	0.08367
30 歳～34 歳	0.10196	0.10264	0.10150	0.09906	0.10262	0.10119
35 歳～39 歳	0.06657	0.06651	0.06630	0.06683	0.06650	0.06729
40 歳～44 歳	0.01553	0.01560	0.01563	0.01547	0.01550	0.01538
45 歳～49 歳	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
合計特殊出生率	1.56	1.56	1.56	1.56	1.57	1.56

(3) 3～5 歳児

3～5 歳児の人口は、令和 4 年、令和 5 年を除き、減少で推移しています。令和 6 年の実績人口は 1,314 人で、前年よりも 27 人減となっています。

今後の推計でも、減少が続くものと予測されます。第 3 期計画においては、令和 7 年が 1,293 人、中間年の令和 9 年は 1,231 人、第 3 期計画最終年の令和 11 年には 1,187 人となり、令和 6 年実績より 127 人減少すると見込まれます。

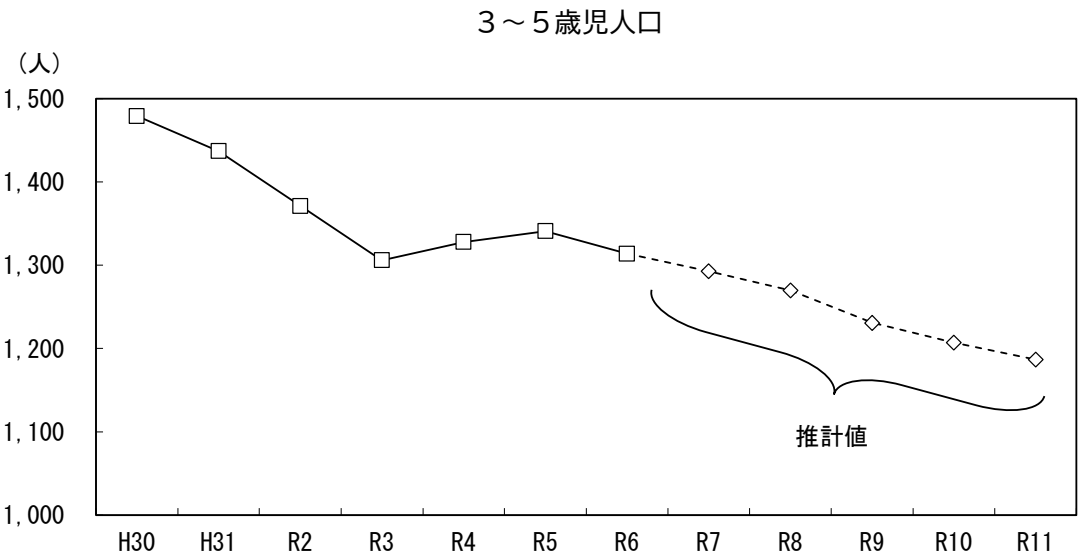
単位：人

実績値	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実績人口	1,479	1,437	1,371	1,306	1,328	1,341	1,314
前年からの増加人数	－	▲42	▲66	▲65	22	13	▲27

単位：人

						R 6 実績からの増加分		
推計値	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 6→R 7	R 6→R 9	R 6→R 11
3～5 歳児推計値	1,293	1,270	1,231	1,207	1,187	▲21	▲83	▲127
前年からの増加人数	▲21	▲23	▲39	▲24	▲20	－	－	－

※住民基本台帳より（各年 3 月末）



単位：人

	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
3 歳児	478	445	428	408	435	434	409	413	404	369	391	387
4 歳児	496	487	451	440	436	450	441	424	428	419	382	404
5 歳児	505	505	492	458	457	457	464	456	438	443	434	396

(4) 6～11歳児（小学生）

6～11 歳児の小学生児童人口は、令和3年まで増加していましたが、令和4年から減少に転じています。令和6年の実績人口は3,032人で、前年より60人減となっており、平成30年以降では最も大きな減少となっています。

今後の推計においては、就学前児童人口の減少が影響し、小学生も減少していくと予測されます。第3期計画においては、令和7年が3,001人、中間年の令和9年は2,902人、第3期計画最終年の令和11年には2,867人となり、令和6年実績より165人減少すると見込まれます。

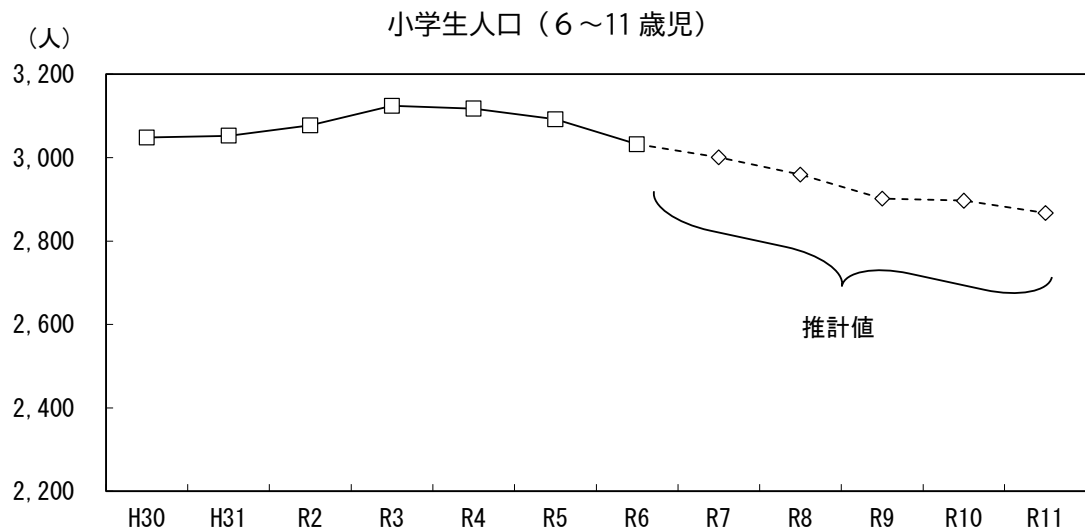
単位：人

実績値	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実績人口	3,048	3,052	3,077	3,124	3,117	3,092	3,032
前年からの増加人数	—	4	25	47	▲7	▲25	▲60

単位：人

						R 6実績からの増加分		
推計値	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R6→R7	R6→R9	R6→R11
6～11 歳児推計値	3,001	2,959	2,902	2,897	2,867	▲31	▲130	▲165
前年からの増加人数	▲31	▲42	▲57	▲5	▲30	—	—	—

※住民基本台帳より（各年3月末）



単位：人

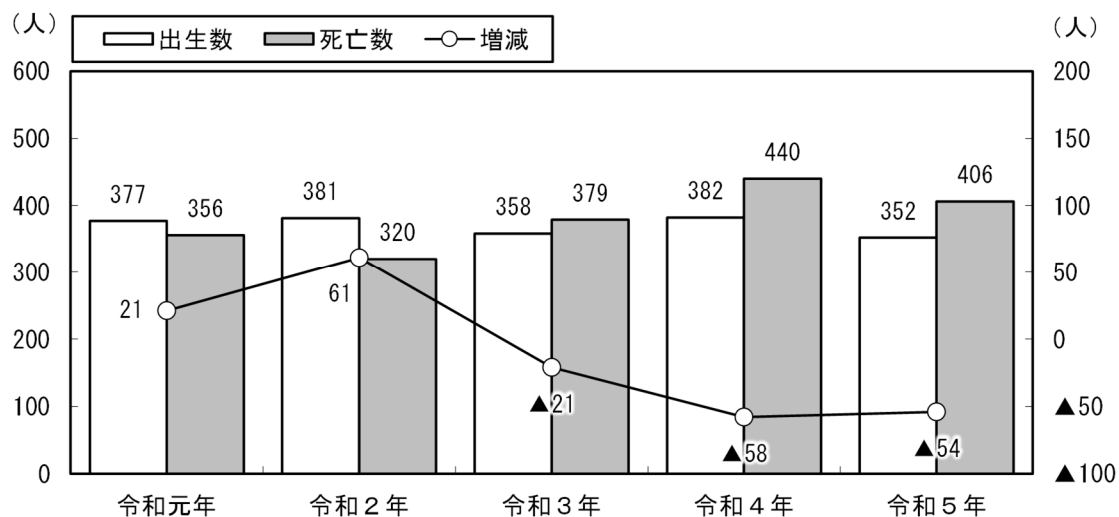
	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
6 歳児	519	504	513	506	465	473	474	477	469	451	456	446
7 歳児	528	524	514	525	512	471	482	483	486	478	459	464
8 歳児	493	532	520	524	528	529	476	490	490	493	485	466
9 歳児	488	489	535	525	531	532	526	479	493	493	496	488
10 歳児	517	494	498	541	531	541	534	531	483	497	497	500
11 歳児	503	509	497	503	550	546	540	541	538	490	504	503

2. 人口動態（自然動態と社会動態）

(1) 自然動態

出生数は横ばい傾向、死亡数は増加傾向にあり、出生数と死亡数による自然動態は、令和2年までは出生数が死亡数を上回っているためプラス値となっているが、令和3年以降はマイナス値へと転じている。

自然動態の推移

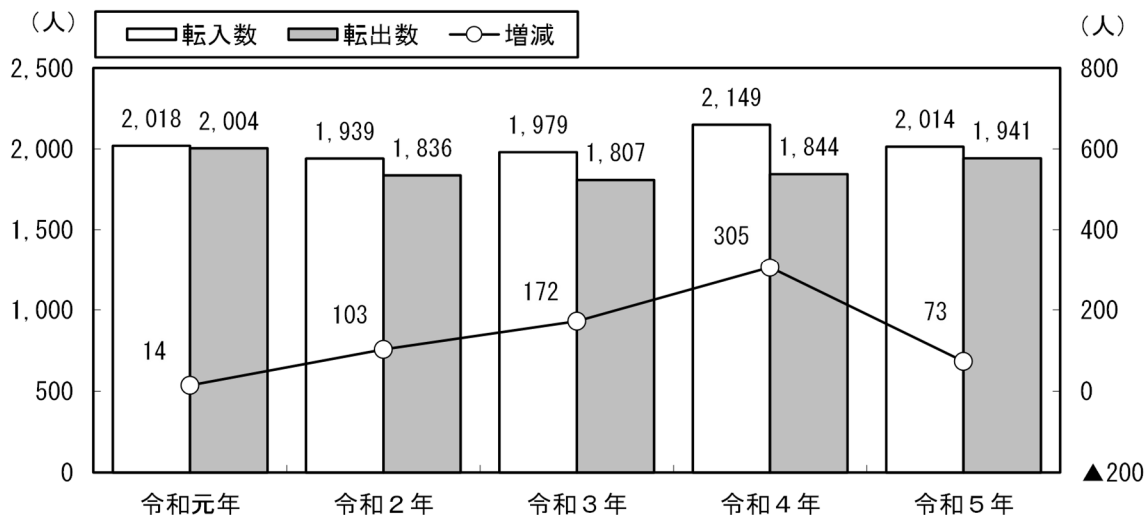


出典：沖縄県 企画部 統計課

(2) 社会動態

転入数は、2,000人前後で推移している。転出数は令和3年まで減少していたが、その後増加に転じている。転入数と転出数による社会動態は、各年とも転入数の方が多いためプラス値で推移しており、特に令和4年はプラス305人となっている。

社会動態の推移



出典：沖縄県 企画部 統計課

3. 教育・保育施設等の現況

(1)教育・保育施設等の設置・定員・利用者数

①教育・保育施設等の設置状況

村内には、令和6年度現在、教育・保育施設の公立幼稚園5か所、私立幼稚園が2か所、公立保育所が2か所、認可保育園が10か所あります。

また、地域型保育事業では、小規模保育事業所2か所あり、0～2歳児の低年齢児の受け入れを行っています。

教育・保育施設等の設置数推移

単位：園

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立幼稚園	5	5	5	5	5
私立幼稚園	2	2	2	2	2
公立保育所	2	2	2	2	2
認可保育園	10	10	10	10	10
公立認定こども園	0	0	0	0	0
私立認定こども園	0	0	0	0	0
小規模保育	1	1	1	2	2
計	20	20	20	21	21

各年度4月1日現在

②教育・保育施設等の定員数の推移

教育・保育施設等の定員数を見ると、令和6年度では、全体の定員数は1,974人、うち、2・3号の保育定員が1,189人となっています。

令和2年度以降の推移を見ると、令和5年度まで横ばいですが、令和6年度では2号認定は13人増加、3号認定は、3人減となっています。

(定員ベース)

単位：人

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	505			505	505			505	505			505
私立幼稚園	280			280	280			280	280			280
認可保育所		560	600	1,160		560	600	1,160		560	600	1,160
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育			19	19			19	19			19	19
事業所内保育			0	0			0	0			0	0
家庭的保育			0	0			0	0			0	0
計	785	560	619	1,964	785	560	619	1,964	785	560	619	1,964
1号・2・3号別計	785	1,179		1,964	785	1,179		1,964	785	1,179		1,964

(定員ベース)

単位：人

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	505			505	505			505
私立幼稚園	280			280	280			280
認可保育所		560	581	1,141		573	578	1,151
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育			38	38			38	38
事業所内保育			0	0			0	0
家庭的保育			0	0			0	0
計	785	560	619	1,964	785	573	616	1,974
1号・2・3号別計	785	1,179		1,964	785	1,189		1,974

各年度4月1日現在

(2)幼稚園

①公立幼稚園利用園児数

公立幼稚園の利用状況を見ると、令和6年度では村内の5園で282人が利用しています。

利用数の推移を見ると、令和元年度の384人から減少しています。4歳児は4歳児実施園の増加により増加していますが、5歳児の利用人数が減少しています。

単位：人

(1号)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	—	—	—	—	—	—
4歳児	15	21	34	34	36	32
5歳児	369	302	268	279	256	250
計	384	323	302	313	292	282

各年度4月現在

①-1 午後の預かり保育の利用推移

公立幼稚園での午後の預かり保育の状況を見ると、令和元年度は利用園児の82.6%が利用、令和6年度は90.4%が利用しており、預かり保育のニーズが上昇していることがわかります。

公立幼稚園 午後の預かり保育の利用推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数(か所)	5	5	5	5	5	5
園児数(人)	384	323	302	313	292	282
預かり人数(人)	317	242	253	272	255	255
預かり利用割合(%)	82.6	74.9	83.8	86.9	87.3	90.4

各年度4月1日現在

公立幼稚園別 午後の預かり保育の利用推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
読谷幼稚園	67	65	68	85	75	80
渡慶次幼稚園	60	32	36	41	37	38
喜名幼稚園	59	44	45	39	49	38
古堅幼稚園	64	46	54	45	48	45
古堅南幼稚園	67	55	50	62	46	54
計	317	242	253	272	255	255

各年度4月1日現在

②私立幼稚園利用園児数

村内の私立幼稚園の利用者は令和6年度では81人となっています。年度によって増減はありますが、概ね減少傾向で推移しており、令和元年度以降では令和6年度が最も少なくなっています。

単位：人

(1号)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	46	49	49	29	25	20
4歳児	44	36	33	38	27	24
5歳児	43	53	52	38	58	37
計	133	138	134	105	110	81

各年度3月末集計

(3)保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

①申込者数の推移

保育施設等の申し込み状況を見ると、令和元年度の1,267人から令和4年度には1,295人に増加、令和5年度では減少していますが、令和6年度では再び1,292人に増加しています。年齢別の申し込みを令和元年度と令和6年度で比較すると、1歳児と5歳児は増加していますが、その他の年齢では減少または概ね横ばいとなっています。5歳児の増加は、5歳児保育の実施園増が要因としてあります。

また、低年齢児で年度途中の申し込みが増加する傾向があります。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	117	117	102	121	121	105
	1歳児	248	279	268	267	259	272
	2歳児	280	266	275	283	270	279
2号	3歳児	282	278	262	282	294	280
	4歳児	298	278	259	263	273	274
	5歳児	42	67	66	79	62	82
総数		1,267	1,285	1,232	1,295	1,279	1,292
0～2歳児(3号)		645	662	645	671	650	656
3～5歳児(2号)		622	623	587	624	629	636

各年度4月1日現在

②利用園児数の推移（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業等）

保育施設等の4月の利用人数について見ると、令和元年度以降、毎年、1,170人前後で推移しています。

村内保育所等利用園児数推移（4月）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	104(2)	109(2)	96(1)	107(2)	114(3)	98(0)
1歳	202(1)	207(1)	239(1)	200(4)	216(7)	198(9)
2歳	249(5)	255(4)	256(3)	270(7)	248(3)	257(7)
3歳	271(5)	263(4)	258(3)	262(4)	270(11)	269(8)
4歳	296(11)	271(6)	255(6)	259(6)	268(6)	266(11)
5歳	42(7)	68(14)	62(6)	68(8)	60(8)	80(8)
計	1,164(31)	1,173(31)	1,166(20)	1,166(31)	1,176(38)	1,168(43)

各年度4月1日現在（読谷村外の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所等に通っている児童も含む）
※（ ）の数字は読谷村外の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所等に通っている人数

村内保育所等利用園児数推移（10月）

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	106(2)	117(3)	107(2)	119(7)	119(3)	107(7)
1歳	210(1)	214(1)	242(2)	211(4)	222(7)	208(14)
2歳	255(5)	251(4)	258(3)	276(8)	261(7)	259(8)
3歳	270(5)	261(5)	258(5)	262(3)	272(14)	269(8)
4歳	297(13)	267(6)	254(8)	261(7)	264(8)	264(12)
5歳	42(7)	67(14)	63(7)	68(8)	59(7)	82(9)
計	1,180(33)	1,177(33)	1,182(27)	1,197(37)	1,197(46)	1,189(58)

各年度10月1日現在

③待機児童数の推移

待機児童数は、令和元年度の 35 人から令和 3 年度には 9 人へと減少しましたが、その後、増加に転じ、令和 6 年度は 46 人となっています。また、10 月時点では 0 歳児で待機児童が多くなる傾向にあります。0 歳児は、産休・育休明けでの利用ニーズにより、年度途中での保育利用希望が増えます。

待機児童数（4 月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	4	2	0	0	0	0
	1歳児	25	41	6	36	16	37
	2歳児	6	1	3	0	6	9
2号	3歳児	0	4	0	5	9	0
	4歳児	0	0	0	0	2	0
	5歳児	0	0	0	0	0	0
総数		35	48	9	41	33	46
0～2歳児(3号)		35	44	9	36	22	46
3～5歳児(2号)		0	4	0	5	11	0

各年度 4 月 1 日現在

待機児童数（10月）

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳児	26	15	35	18	20	26
	1歳児	45	41	8	24	25	48
	2歳児	11	0	1	2	1	10
2号	3歳児	0	3	0	9	11	7
	4歳児	0	0	0	0	2	1
	5歳児	0	0	0	1	1	0
総数		82	59	44	54	60	92
0～2歳児(3号)		56	56	44	44	46	84
3～5歳児(2号)		0	3	0	10	14	8

各年度 10 月 1 日現在

(4)認可外保育施設

①認可外保育施設の推移

認可外保育施設は令和6年度で17か所となっており、234人が利用しています。利用園児は、令和元年度以降、減少傾向にあります。

施設数・利用園児数推移

単位：施設、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	16	16	17	19	20	17
利用園児数(人)	299	236	268	334	236	234

各年度4月現在

(5)こどもの居場所づくり

①放課後児童クラブ（学童クラブ）

放課後児童クラブについて見ると、令和6年度で10か所あり、394人が利用しています。令和2年度以降、順次施設数を増やし、利用ニーズへの対応に努めています。

単位：人、施設

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	106	188	306	377	394
公的施設数	2	3	4	5	5
民間施設数	1	2	4	5	5
計	3	5	8	10	10

②放課後子ども教室

村では、放課後子ども教室の実施については、公民館を活用して実施しています。令和5年度までは9か所、令和6年度は11か所で実施しています。

放課後子ども教室数

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	9	9	9	9	11

③児童館

村内の児童館は1か所であり、年間の利用者数は令和5年度で延べ9,507人となっています。
小学校低学年での利用が多くなっています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童館数	1	1	1	1	1	1
延べ利用児童数計	11,539	2,870	3,299	6,762	9,507	—
未就学児	719	169	613	688	688	—
1年生	2,934	351	382	2,202	378	—
2年生	2,199	902	506	894	3,575	—
3年生	1,617	986	319	682	1,351	—
4年生	1,555	227	633	721	876	—
5年生	1,216	299	206	564	1,233	—
6年生	822	166	398	339	963	—
中学生・高校生	557	250	242	672	443	—

4. 読谷村の保育ニーズや保育所等の整備状況について

平成 27 年度の子ども・子育て支援法の施行に基づき、本村では「読谷村子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）、「第 2 期読谷村子ども・子育て支援事業計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、待機児童対策を推進してきました。

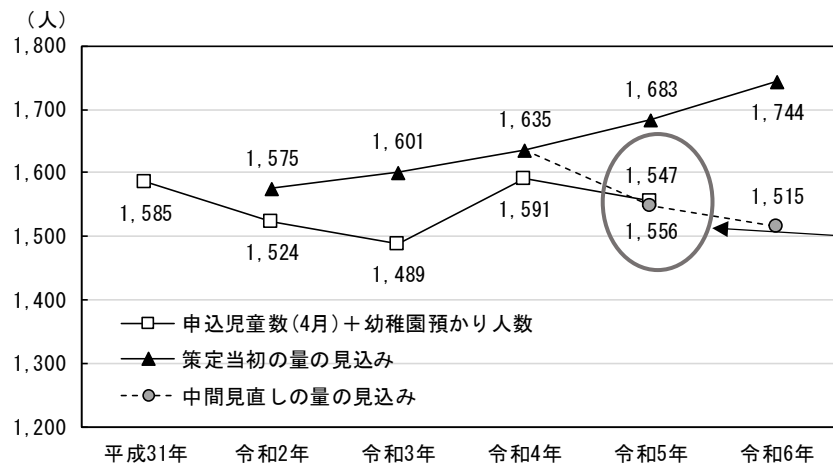
令和 5 年 3 月には、第 2 期計画における教育・保育量の見込みと実績値に乖離が見られることから、計画の見直しを行いました（第 2 期計画中間年の見直し）。見直しでは、計画に掲げた保育量の見込み（2 号、3 号認定の量の見込み＋幼稚園の預かり保育利用見込み）よりも実績値が低く推移していることを踏まえ、「保育施設等の申込者数」と「幼稚園の預かり保育利用実績」及び「児童人口推計値と実績値」の確認を行いました。これによると、就学前児童人口は計画と実績での乖離は見られないものの、保育ニーズ（利用希望率＝申し込み率）は計画の見込みが 68.6%であるのに対し、令和 5 年の実績では 62.3%と下回っていました。ニーズが見込みより低いことにより、計画との乖離が生じていることが分かっています。

また、児童人口の再推計を行ったところ、改めて就学前児童人口の増加が見込まれないことも把握されました。これらを踏まえ、中間年の見直しにおいては、教育・保育量の見込みを下方修正することとしました。

令和 6 年 4 月の保育施設等への申し込み児童数は 1,292 人であり、令和 5 年 4 月の 1,279 人より増加しています。また、保育施設等の定員は、令和 6 年 4 月は 1,189 人で、待機児童数は 46 人と、前年を 24 人上回っています。要因の一つとして、保育士不足が挙げられます。

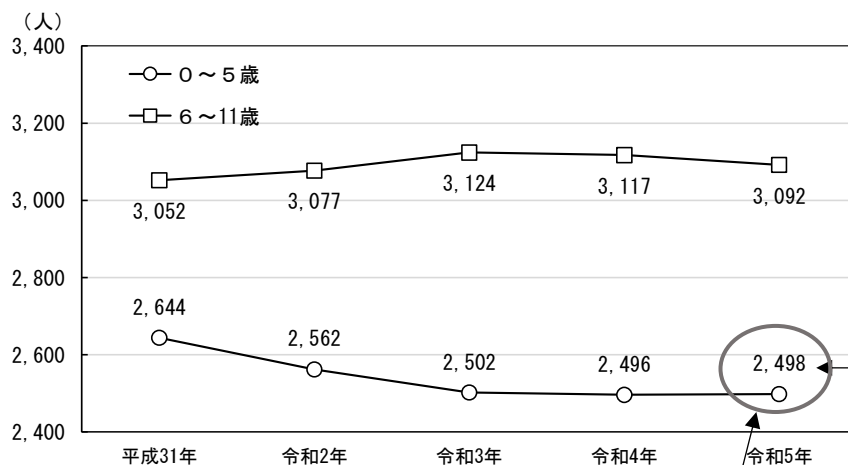
第 3 期計画策定においても、ニーズ調査にもとづいた利用希望率を把握するとともに、児童人口の推計により、今後 5 年間の教育・保育の見込みを算出する必要があります。施設整備においては、村立幼稚園の認定こども園への移行を順次行い、受け皿の確保を行っていくところです。整備については、計画に基づいて推進しますが、第 3 期計画では、課題となっている保育士の確保策や、「読谷村教育・保育指針」（令和 4 年 3 月策定）を踏まえた研修体制・保幼小連携の強化などについて掲げ、「量の確保」とともに「質の確保」の充実にむけた計画づくりを行う必要があります。

■ 第二期の量の見込みと申込児童数の実績推移（計画値と実績の比較）



- ・申込児童数が計画での量の見込みを下回っている。
- ・中間見直しでの見込みをやや上回っている。
- ・R 6 の申し込み実績は 1,538 人

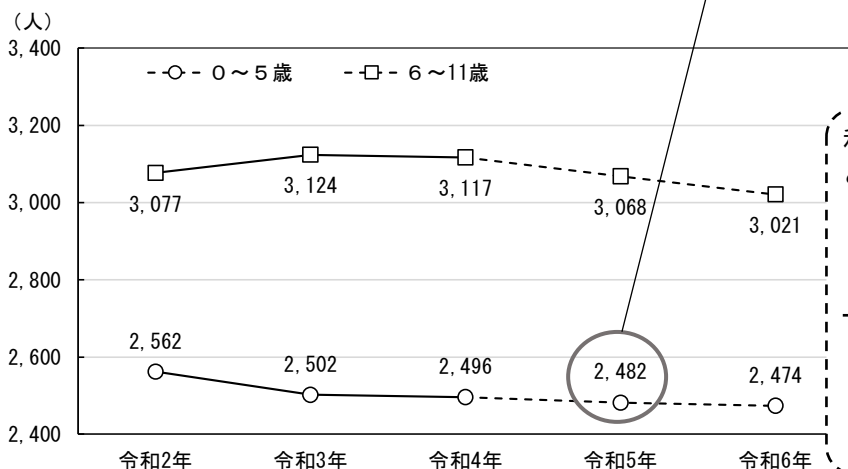
■ 児童人口の推移



※各年4月1日現在

0～5歳は前年から横ばい。

■ 推計人口の推移（H31年に推計）



推計値とほぼ同数

利用希望率は中間見直しの見込みと同率。(R 5)

(策定当初) $1,683 \div 2,453 = 68.6\%$

(見直し) $1,547 \div 2,482 = 62.3\%$

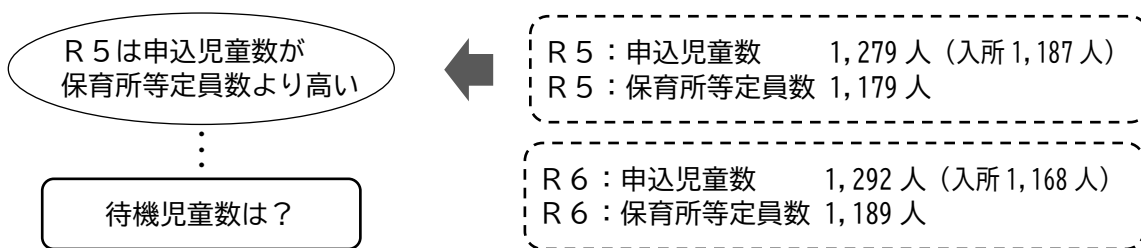
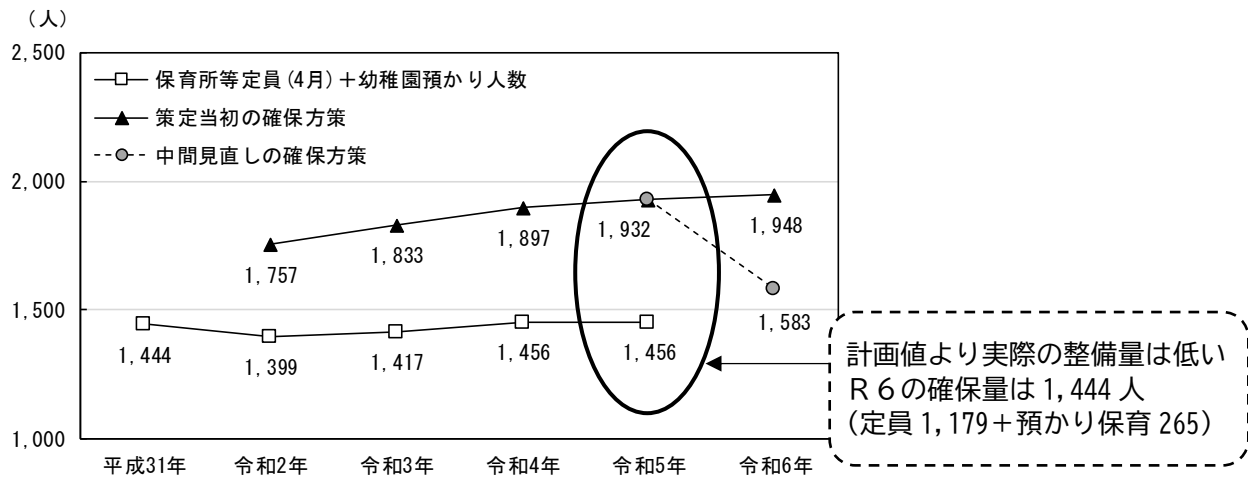
(実 際) $1,556 \div 2,498 = 62.3\%$

(H31年の利用希望率)

$1,585 \div 2,644 = 59.9\%$

※母親の就労希望を踏まえて上昇すると見込んでいた。希望率延伸。

■ 第二期確保方策と保育所等定員の推移（計画値と実績の比較）



待機児童数推移（4月）

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	4	2	0	0	0	0
1歳	25	41	6	36	16	37
2歳	6	1	3	0	6	9
3歳	0	4	0	5	9	0
4歳	0	0	0	0	2	0
5歳	0	0	0	0	0	0
待機児童数	35	48	9	41	33	46

各年4月1日現在（※令和6年は、3月1日現在）

R5の待機児童は
前年より減少

R6の待機児童は
増加している

◎入所定員はR6で10人増であるが、待機児童数は増加。

5. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1)調査の概要

①調査の目的

令和6年度に策定する「第3期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の放課後児童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するために本調査を実施した。

②調査の対象者

村内に在住する就学前児童と小学生(1～6年生)の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施。

就学前児童保護者調査は2,100人、小学生保護者調査は2,215人に配布。就学前児童調査は、一世帯に複数の調査票が配布されないように調整を行った。小学生保護者調査は、学校・学年別の児童数を勘案しながらクラス単位で配布するように調整を行った。

③調査方法

就学前児童保護者調査 郵送による発送・回収
小学生保護者調査(1年～6年生) 小学校を通じての配布・回収

④調査期間

令和6年3月(就学前:3月1日～3月13日、小学生:2月28日～3月11日)

⑤回収率

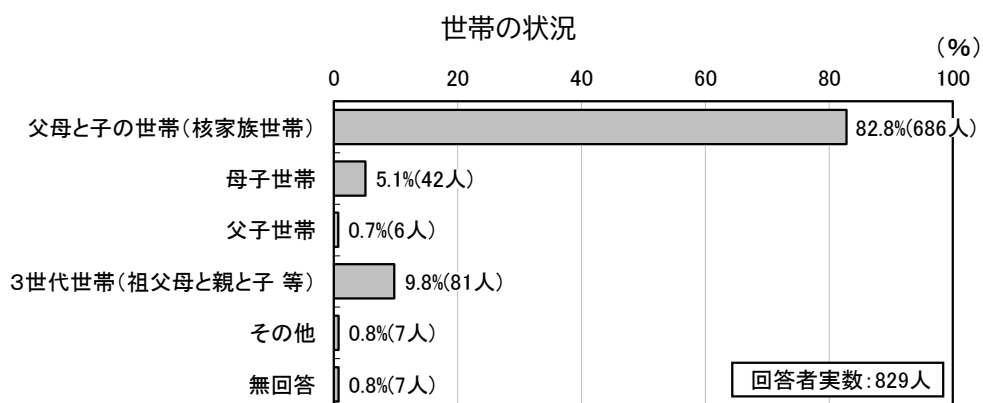
	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	2,100 件	829 件	39.5%
小学生保護者調査	2,215 件	1,320 件	59.6%

(2)調査結果のまとめ

①就学前児童調査結果より

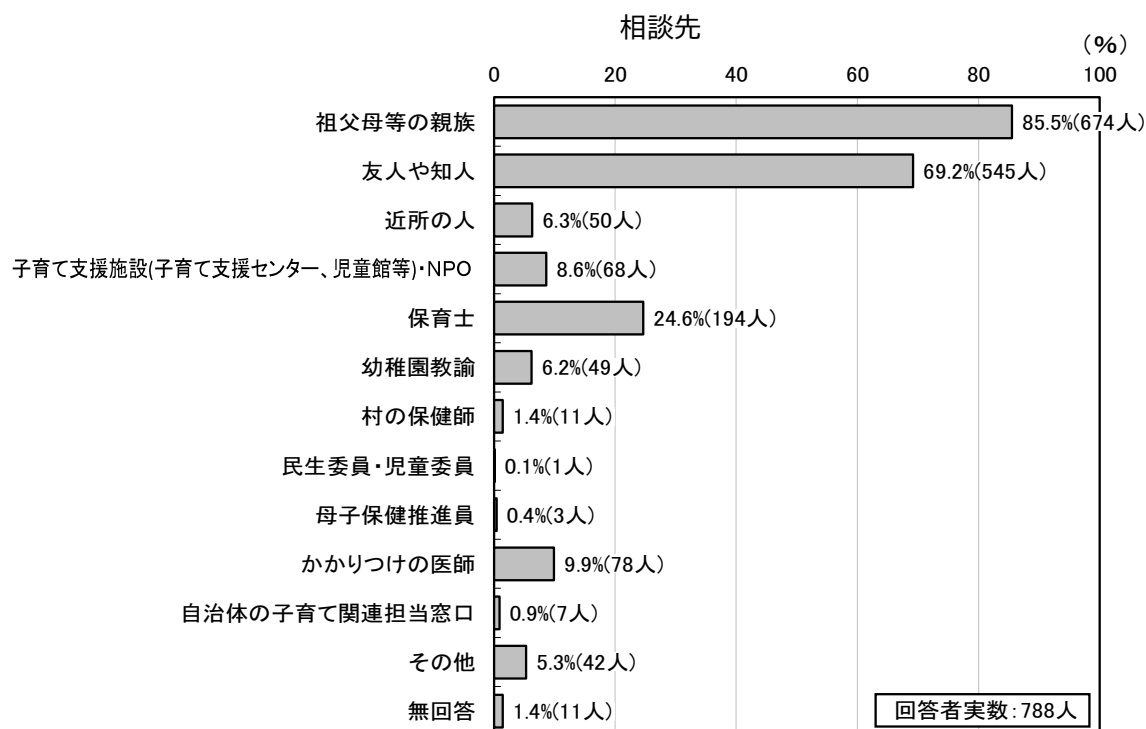
①-1 世帯の状況

「核家族世帯」が 82.8%と全体の8割を超えている。「3世代世帯」は 9.8%、「母子世帯」は 5.1%となっている。



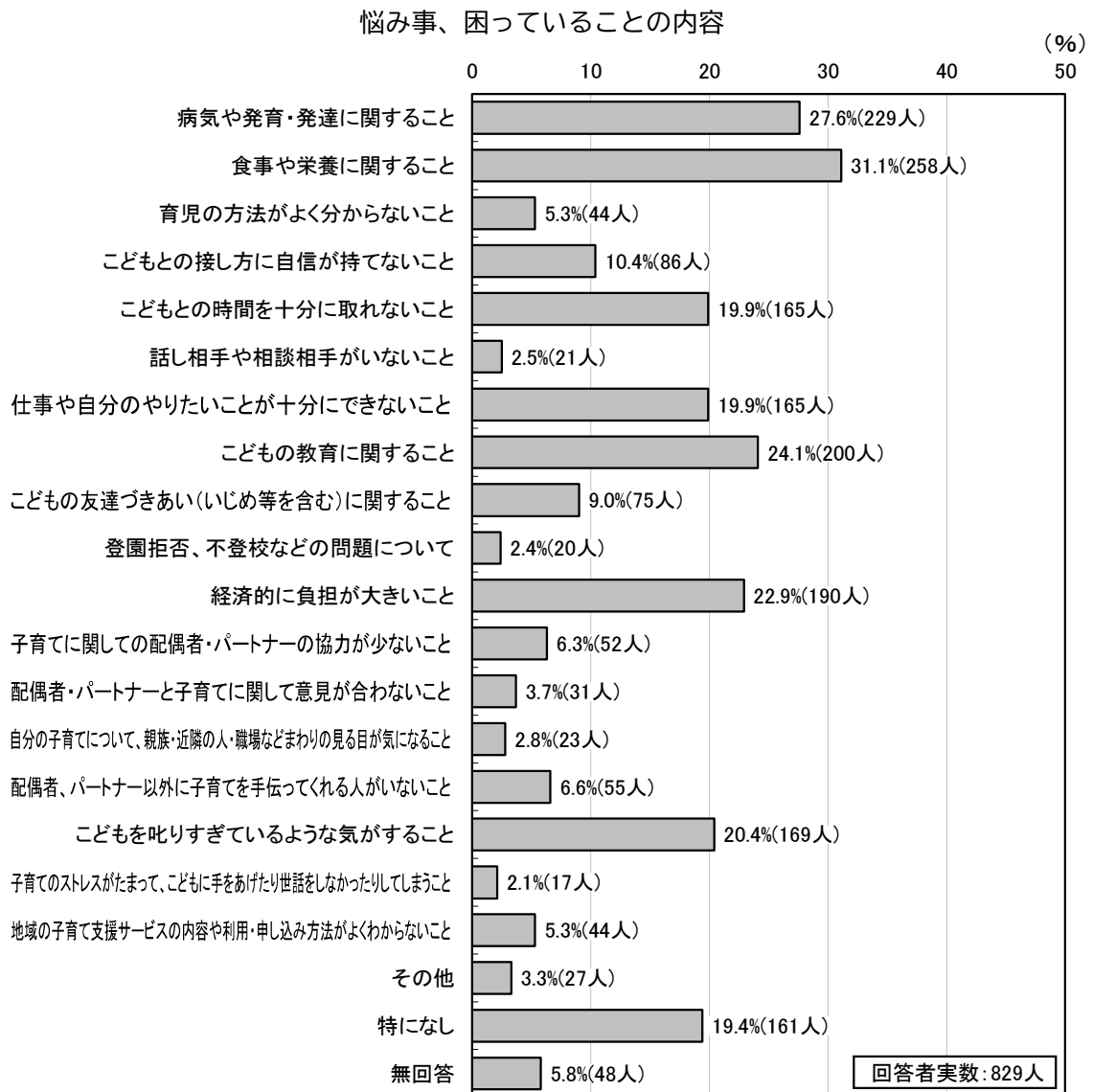
①-2 相談先

身近な人への相談がとても高い。保育士やかかりつけの医師など、接しやすい人への相談がやや高い傾向にある。専門的な相談先の利用は低い。



①-3 悩み事、困っていることの内容

「病気や発育・発達、食事・栄養」といった、こどもの体のことについての悩み・困りごとが多い。また、「こどもの教育、叱り過ぎてはいないかという不安」、「経済的負担」、「こどもとの時間が取れない、自分の時間が取れない」といった悩みが見られる。



保育施設の利用有無別に悩み事・困りごとを見ると、利用していない保護者の方で、「病気や発育・発達、食事・栄養」、「自分の時間が取れない」といった悩みが多い。保育施設を利用している保護者では、「こどもとの時間が取れない」、「こどもの教育、叱り過ぎてはいないかという不安」が多く、保育施設の利用有無によって、抱えている悩みや困りごとに違いが見られる。

相談や保護者支援においては、こういった点を踏まえた対応が必要である。

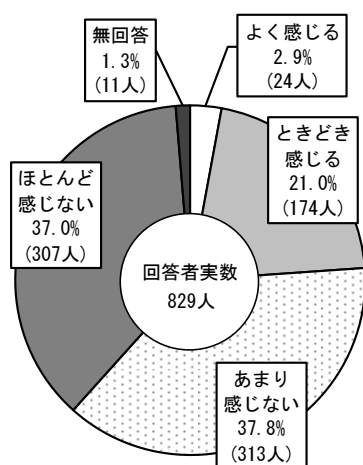
教育・保育サービスの利用有無別 悩み事、困っていることの内容

	回答者実数	病気や発育・発達に関する こと	食事や栄養に関する こと	育児の方法がよく分からな いこと	こどもの接し方に自信が 持てないこと	こどもとの時間を十分に取 れないこと	話し相手や相談相手がいな いこと	仕事や自分のやりたいこと が十分にできないこと	こどもの教育に関するこ と	こどもの友達つきあい(いじめ 等を含む)に関するこ と	登園拒否、不登校などの問 題について	経済的に負担が大きいこと
利用 している	625 人	26.2% (164 人)	28.8% (180 人)	4.5% (28 人)	10.7% (67 人)	24.3% (152 人)	2.7% (17 人)	17.1% (107 人)	25.9% (162 人)	10.2% (64 人)	2.6% (16 人)	23.0% (144 人)
利用 していない	203 人	31.5% (64 人)	37.9% (77 人)	7.9% (16 人)	9.4% (19 人)	6.4% (13 人)	2.0% (4 人)	28.6% (58 人)	18.7% (38 人)	5.4% (11 人)	2.0% (4 人)	22.7% (46 人)

	回答者実数	子育てに関しての配偶者・パートナ ーの協力が少ないこと	配偶者・パートナーと子育てに関し て意見が合わないこと	自分の子育てについて、親族・近隣 の人・職場などまわりの見る目が気 になること	配偶者、パートナー以外に子育てを 手伝ってくれる人がいないこと	こどもを叱りすぎているよ うな気がするこ と	子育てのストレスがたまつて、こど もに手をあげたり世話をしなかつた りしてしまうこ と	地域の子育て支援サービスの内容 や利用・申し込み方法がよくわから ないこと	その他	特になし	無回答
利用 している	625 人	6.4% (40 人)	4.0% (25 人)	2.2% (14 人)	6.4% (40 人)	23.7% (148 人)	2.2% (14 人)	4.3% (27 人)	2.4% (15 人)	19.2% (120 人)	5.6% (35 人)
利用 していない	203 人	5.9% (12 人)	3.0% (6 人)	4.4% (9 人)	7.4% (15 人)	10.3% (21 人)	1.5% (3 人)	8.4% (17 人)	5.9% (12 人)	20.2% (41 人)	6.4% (13 人)

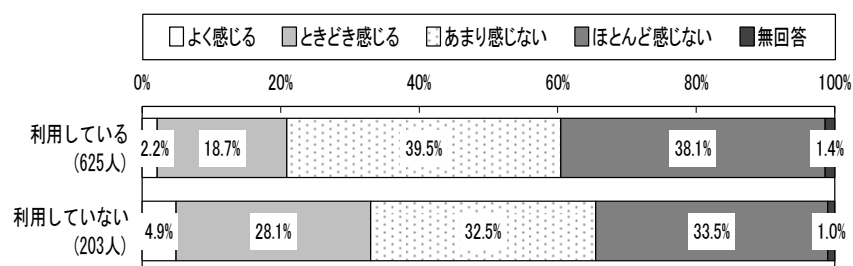
①-4 孤独を感じるとき

孤独を感じる時

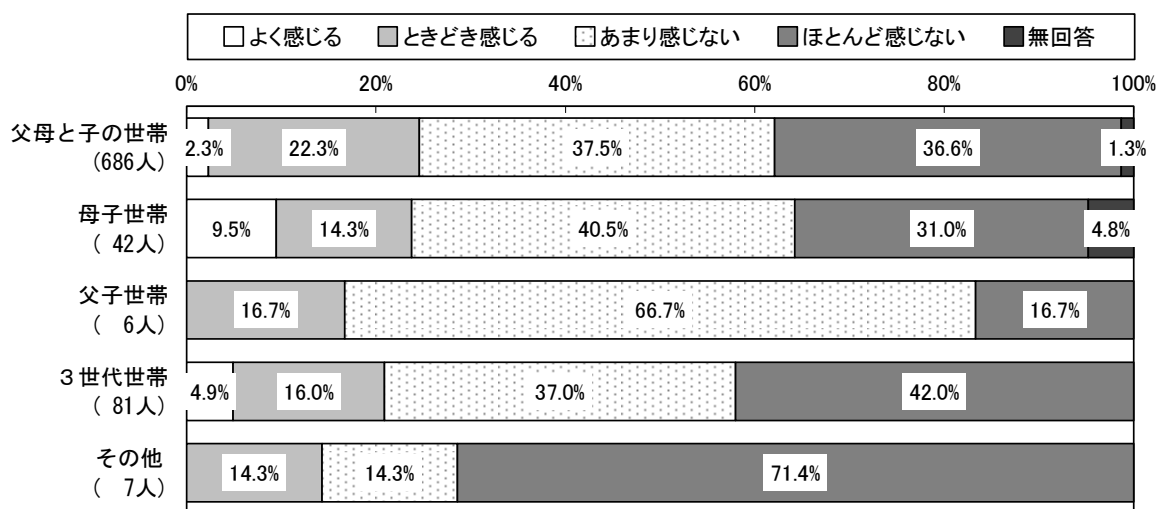


子育て家庭の孤立感を見ると、「よく感じる」、「時々感じる」と合わせた「孤独を感じる」という割合は、23.9%となる。また、保育施設の利用有無別に見ると、利用していない保護者の方が孤立を感じており、33.0%を占める。保育施設を利用していない保護者が孤立しないような取り組みが必要である。

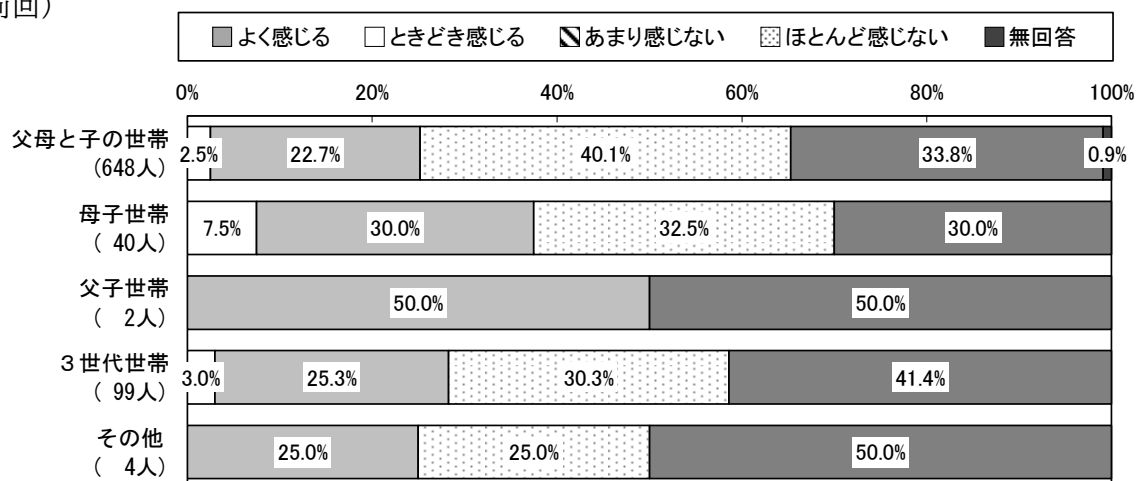
教育・保育サービスの利用有無別 孤独を感じる時



世帯別 孤独を感じる時



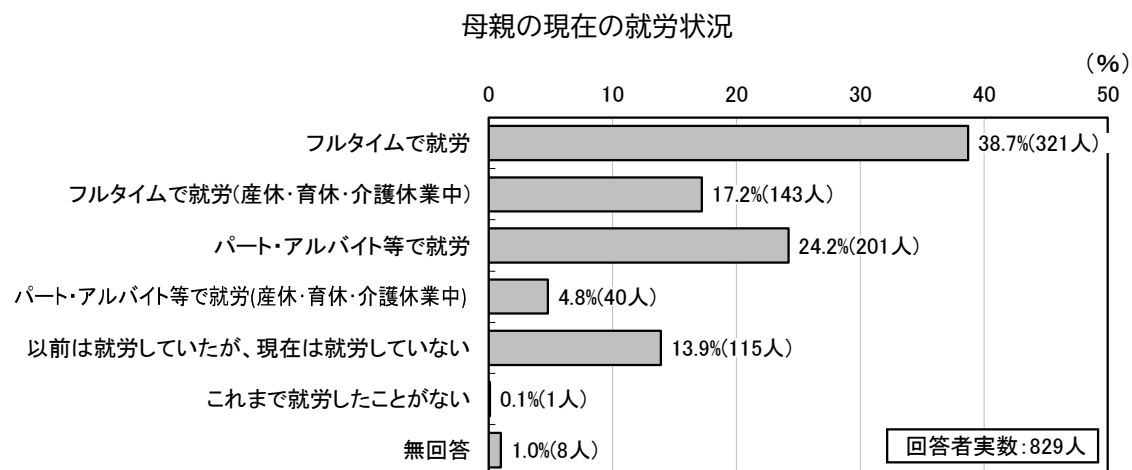
(前回)



①-5 母親の現在の就労状況

就労している母親は、就学前児童保護者で 84.9%となっている。フルタイムでの勤務は 55.9%(38.7%+17.2%)、パート・アルバイト等での勤務は 29.0%(24.2%+4.8%)である。全国的にも共働き家庭は増加傾向にあるが、本村の母親の就労率は極めて高い。なお、就労していない母親は 14.0%(13.9%+0.1%)であった。

前回調査時よりも、働く母親の割合が上昇している。

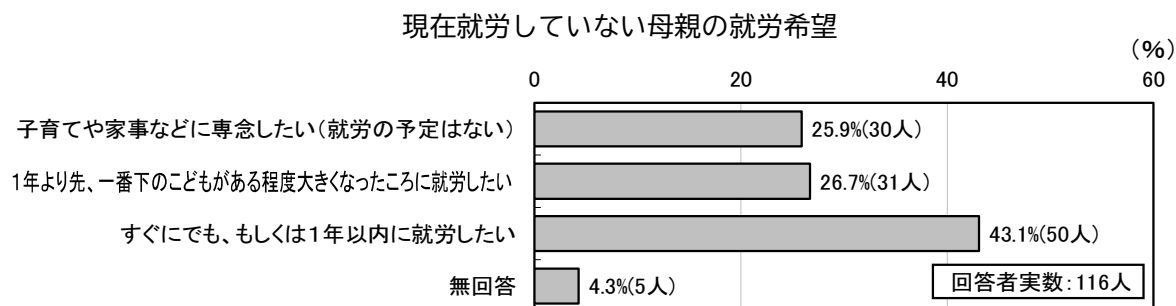


(前回)

就労している母親は、就学前児童保護者で 80.8%となっている。フルタイムでの勤務は 53.3%(39.6%+13.7%)、パート・アルバイト等での勤務は 27.5%(24.6%+2.9%)である。全国的にも共働き家庭は増加傾向にあるが、本村の母親の就労率は極めて高い。なお、就労していない母親は 18.5%(17.2%+1.3%)であった。

①-6 現在就労していない母親の就労希望

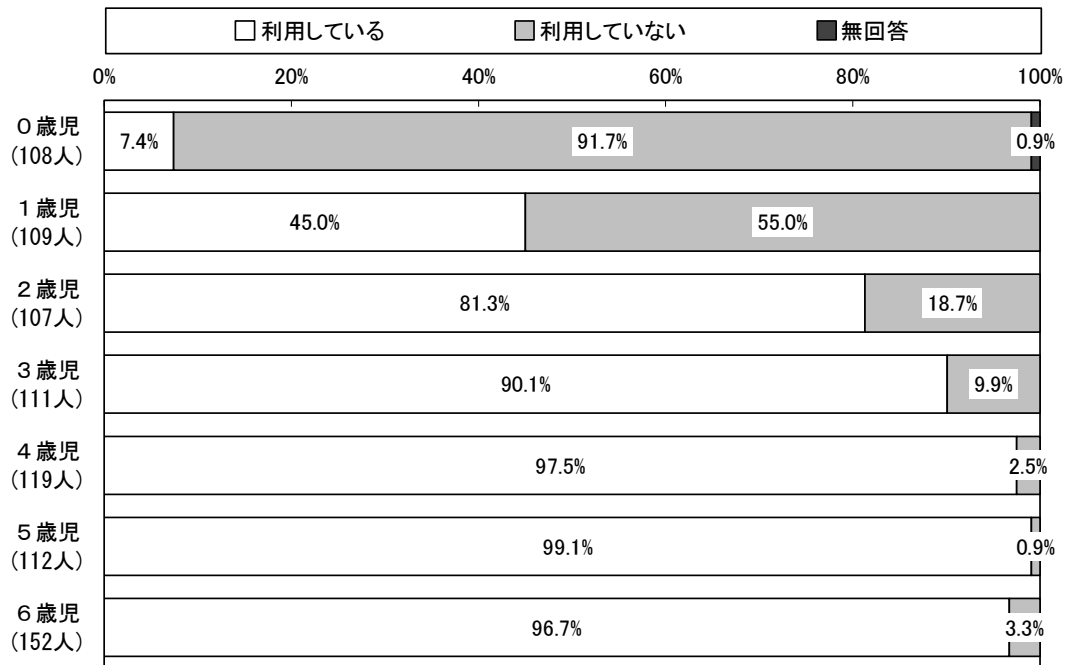
就労していない母親のうち、「すぐにでも働きたい」と考えている割合は就学前児童保護者で 43.1%となっている。「1年より先、一番下のこどもがある程度大きくなったところに就労したい」は 26.7%であり、これらを合わせると 69.8%が就労を希望している。



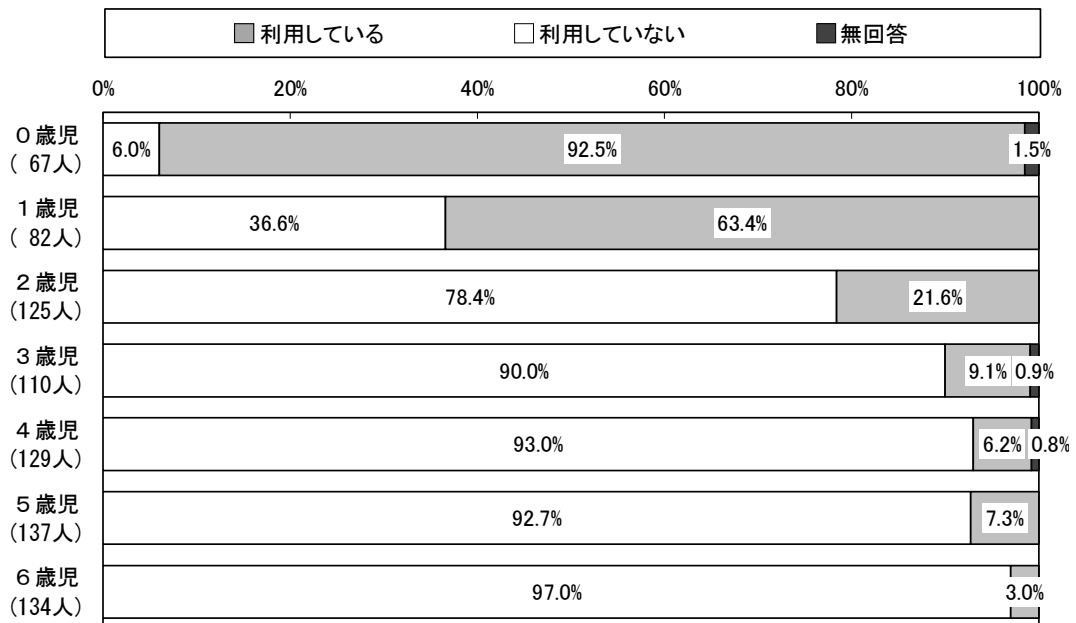
①-7 教育・保育のサービスの利用の有無

保育施設等の利用有無を見ると、0歳児の利用率は前回調査と差はないが、1歳児以上では、利用率が上昇している。

こどもの年齢別 教育・保育のサービスの利用の有無



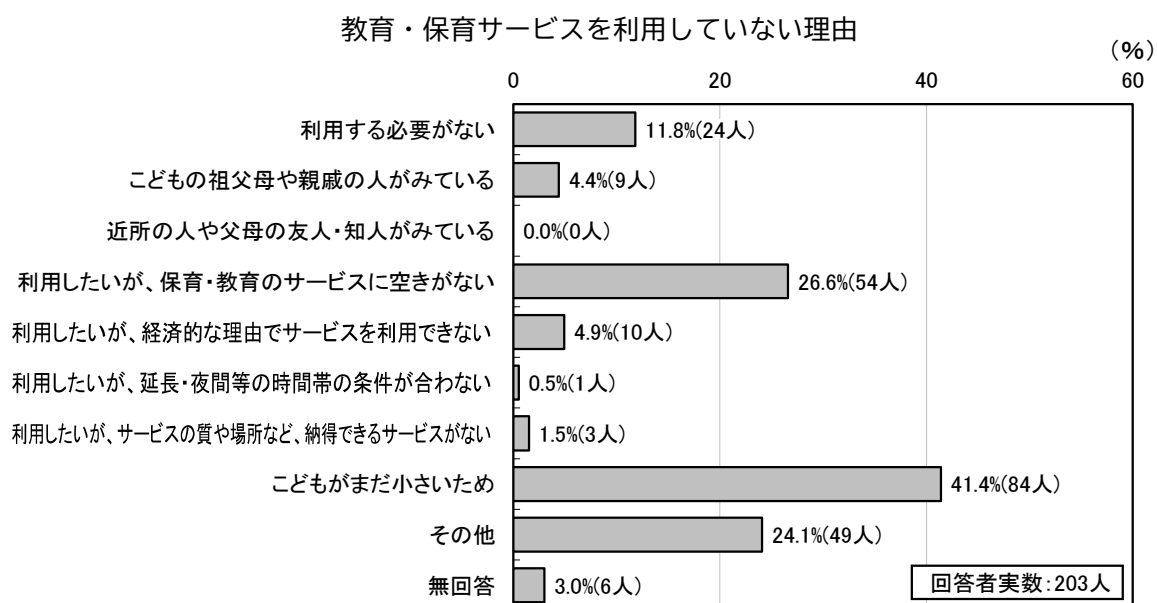
(前回)



①-8 教育・保育サービスを利用していない理由

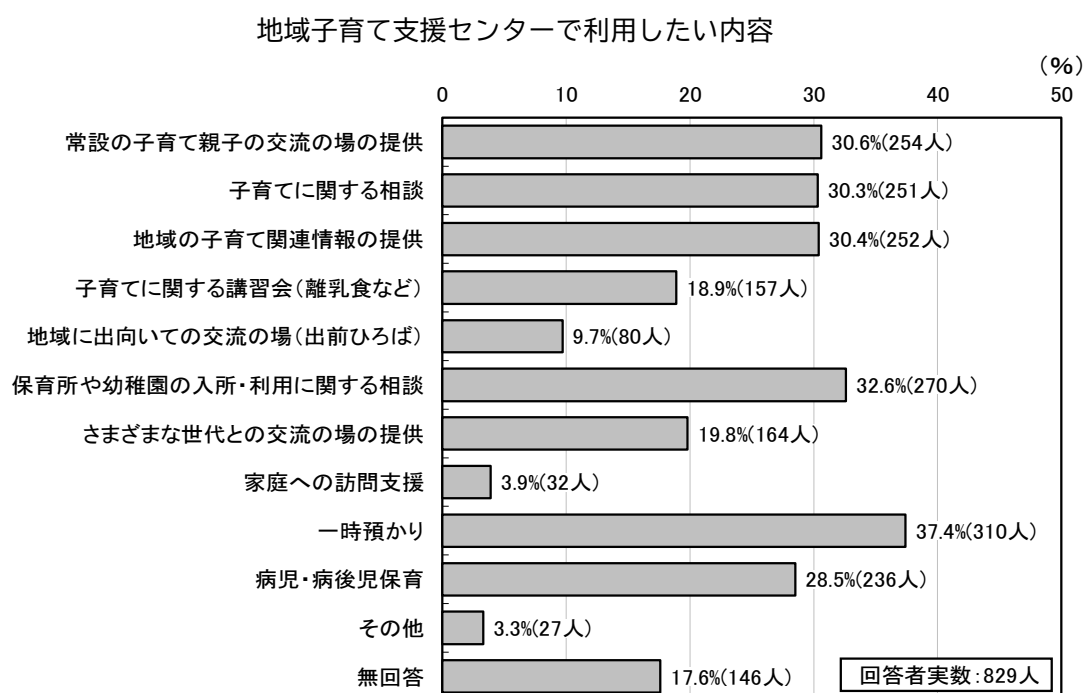
保育施設等を利用していない理由としては、「こどもがまだ小さいため」という回答が41.4%で最も高いものの、「空きがない」という回答が26.6%を占めている。

「空きがない」という回答を年齢別に見ると1歳児、2歳に集中しており、低年齢児のニーズへの対応が課題となっている。



①-9 地域子育て支援センターで利用したい内容

地域子育て支援センターへの要望としては、現在実施している子育て相談や交流の場としての機能のほか、一時預かりの実施、保育施設等の入所・利用相談という回答も高くなっている。

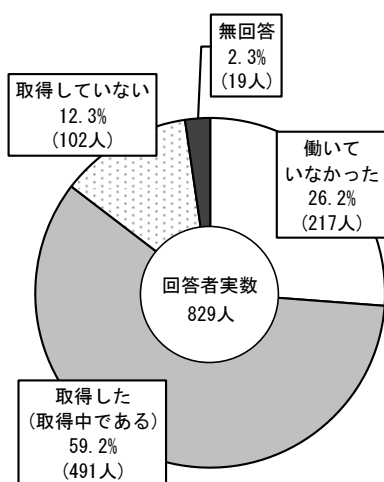


①-10 育児休業の取得状況

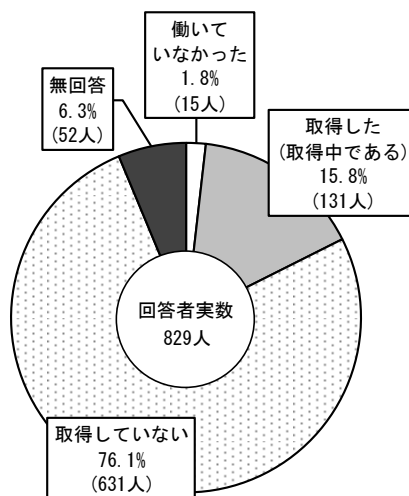
育児休業の取得経験者は、母親で 59.2% となっており、前回調査時の 48.1% より高くなっている。前は「働いていなかった」割合が高かったことも、取得経験者が増えた要因の一つと考えられる。取得していない割合は、今回調査では 12.3%、前回調査では 16.2% であり、やや減少している。

父親の育児休業取得経験者は、15.8% であり、前回調査の 4.2% から上昇している。上昇はしているものの、取得率は低くとどまっている。

育児休業の取得状況（母親）

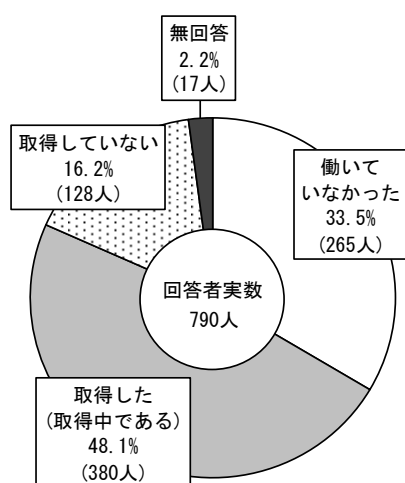


育児休業の取得状況（父親）

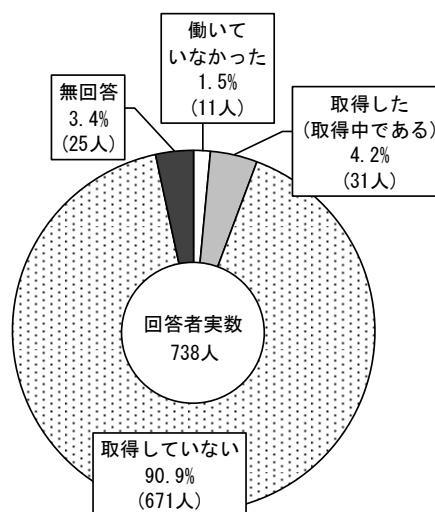


（前回）

育児休業の取得状況（母親）



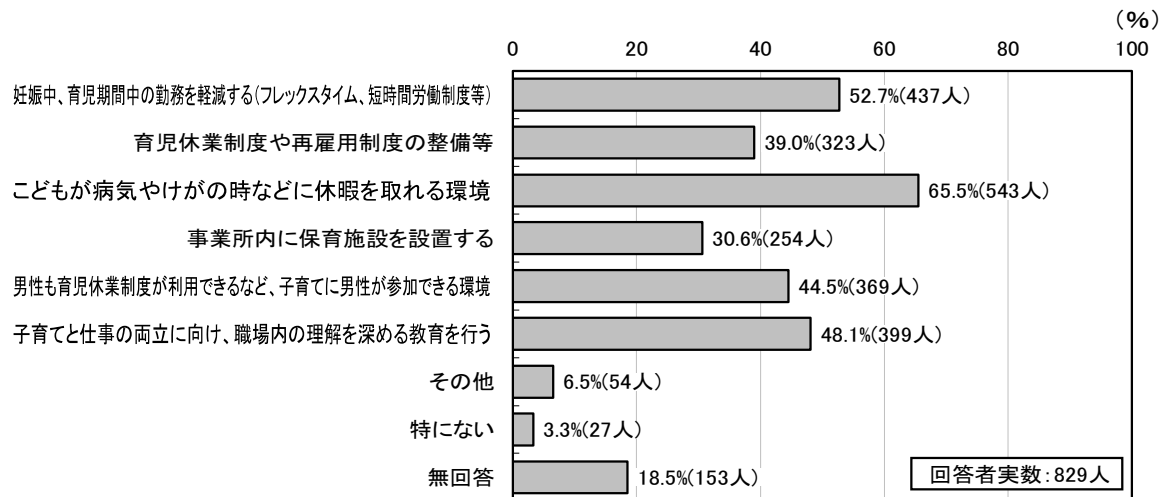
育児休業の取得状況（父親）



①-11 仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

仕事と子育ての両立のために必要な企業の取組としては、「こどもが病気やけがの時などに休暇をとれる環境」が最も高く、次いで「妊娠中、育児期間の勤務の軽減」となっている。その他、子育てと仕事の両立についての職場の理解、男性が子育てに参加できる環境を求める声も高くなっている。

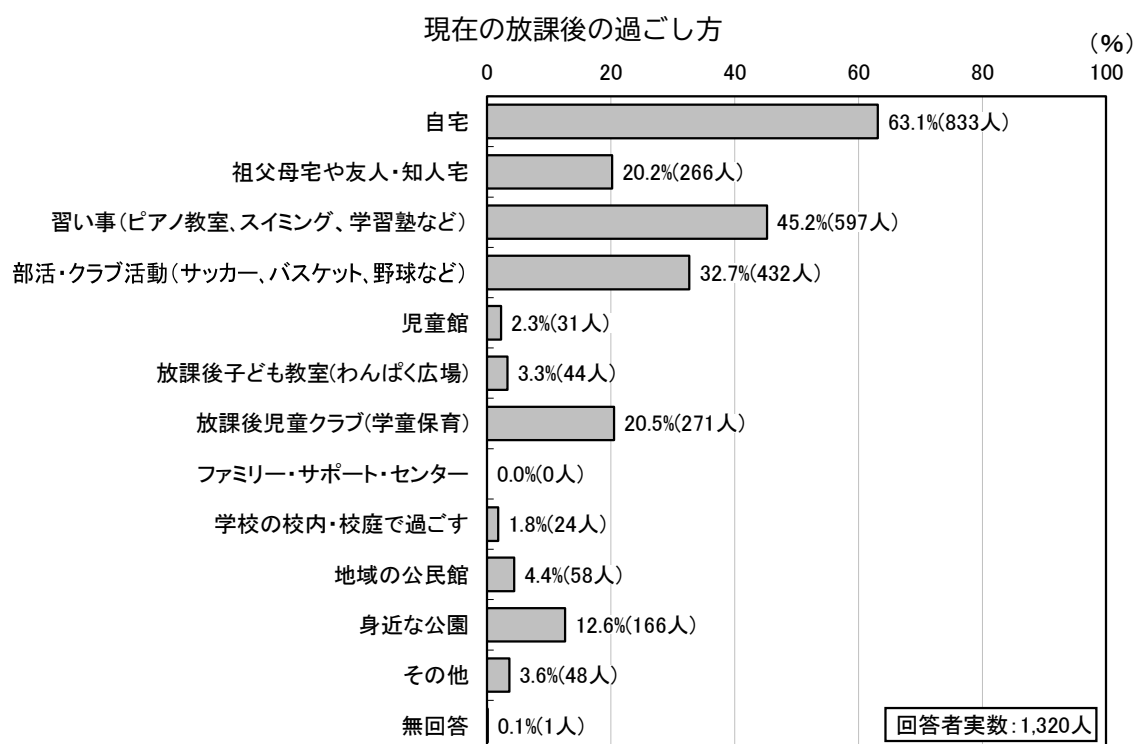
仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み



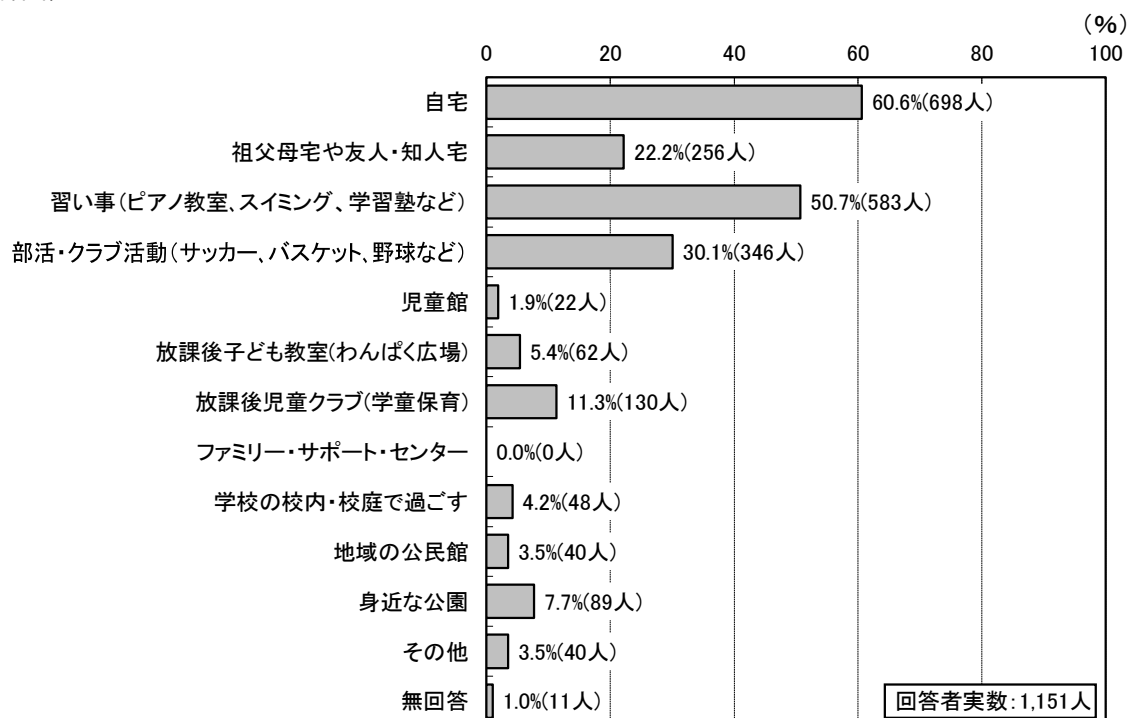
②小学生保護者調査結果より

②-1 現在の放課後の過ごし方

放課後は自宅で過ごすという回答が最も高いほか、「習い事」、「部活、クラブ活動」という回答が高い。また、「放課後児童クラブ(学童クラブ)」という回答は 20.5%となっている。前回調査時は 11.3%であり、クラブ数の増加もあり、利用率が上がっている。



(前回)



学年別に見ると、「習い事」は2年生から5年生、「部活、クラブ活動」は3年生から6年生で高い。「放課後児童クラブ」は、1年生が50.0%、2年生で36.6%、3年生で21.5%、4年生以上では10%未満にとどまっている。

学年別 現在の放課後の過ごし方

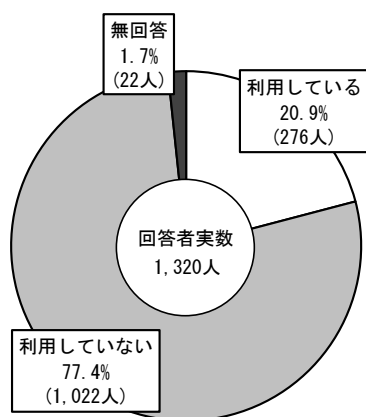
	回答者 実数	自宅	祖父母宅 や友人・ 知人宅	習い事 (ピアノ教室、 スイミング、 学習塾など)	部活・クラブ 活動(サッカー、 バスケット、 野球など)	児童館	放課後 子ども教室 (わんぱく 広場)	放課後児童 クラブ (学童保育)
1年生	214人	43.9% (94人)	19.6% (42人)	36.4% (78人)	16.4% (35人)	0.0% (0人)	4.2% (9人)	50.0% (107人)
2年生	205人	55.6% (114人)	18.0% (37人)	45.4% (93人)	20.5% (42人)	6.8% (14人)	6.3% (13人)	36.6% (75人)
3年生	265人	60.0% (159人)	20.8% (55人)	48.3% (128人)	37.7% (100人)	1.9% (5人)	3.0% (8人)	21.5% (57人)
4年生	199人	73.9% (147人)	20.6% (41人)	54.3% (108人)	37.7% (75人)	2.5% (5人)	4.0% (8人)	7.5% (15人)
5年生	215人	74.0% (159人)	20.0% (43人)	47.0% (101人)	42.3% (91人)	2.3% (5人)	1.9% (4人)	3.3% (7人)
6年生	195人	72.3% (141人)	23.1% (45人)	37.9% (74人)	40.5% (79人)	0.5% (1人)	0.5% (1人)	2.6% (1人)

	回答者 実数	ファミリー ・サポート ・センター	学校の校 内・校庭 で過ごす	地域の公 民館	身近な公園	その他	無回答
1年生	214人	0.0% (0人)	0.9% (2人)	2.3% (5人)	5.1% (11人)	4.2% (9人)	0.0% (0人)
2年生	205人	0.0% (0人)	1.5% (3人)	1.5% (3人)	13.2% (27人)	4.9% (10人)	0.0% (0人)
3年生	265人	0.0% (0人)	2.6% (7人)	8.3% (22人)	12.8% (34人)	1.1% (3人)	0.0% (0人)
4年生	199人	0.0% (0人)	1.5% (3人)	6.0% (12人)	19.1% (38人)	4.5% (9人)	0.0% (0人)
5年生	215人	0.0% (0人)	2.8% (6人)	4.2% (9人)	10.2% (22人)	4.7% (10人)	0.0% (0人)
6年生	195人	0.0% (0人)	1.5% (3人)	2.6% (5人)	15.4% (30人)	3.1% (6人)	0.0% (0人)

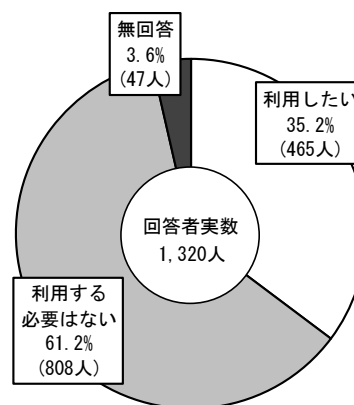
②-2 放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況と利用希望

放課後児童クラブの利用は 20.9%、利用希望は 35.2%となっている。利用状況、利用希望ともに、前回調査時よりも上昇している。

放課後児童クラブ(学童保育)の
現在の利用状況

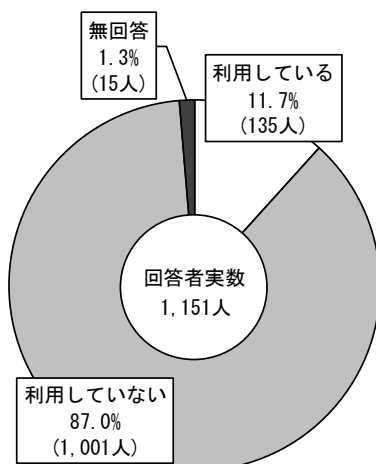


放課後児童クラブ(学童保育)の
利用希望

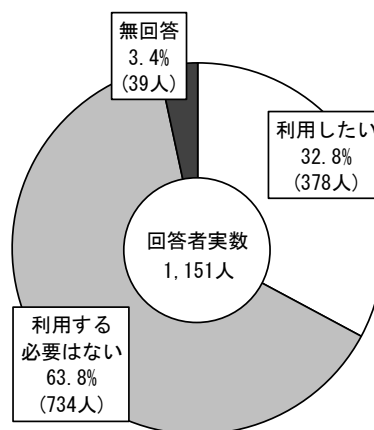


(前回)

放課後児童クラブ(学童保育)の
現在の利用状況

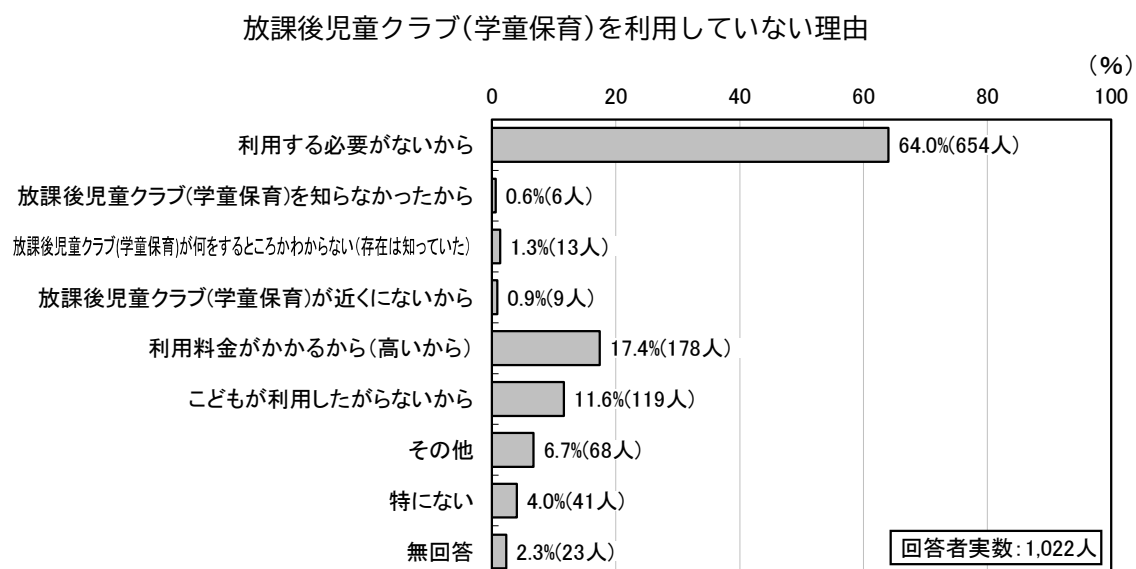


放課後児童クラブ(学童保育)の
利用希望

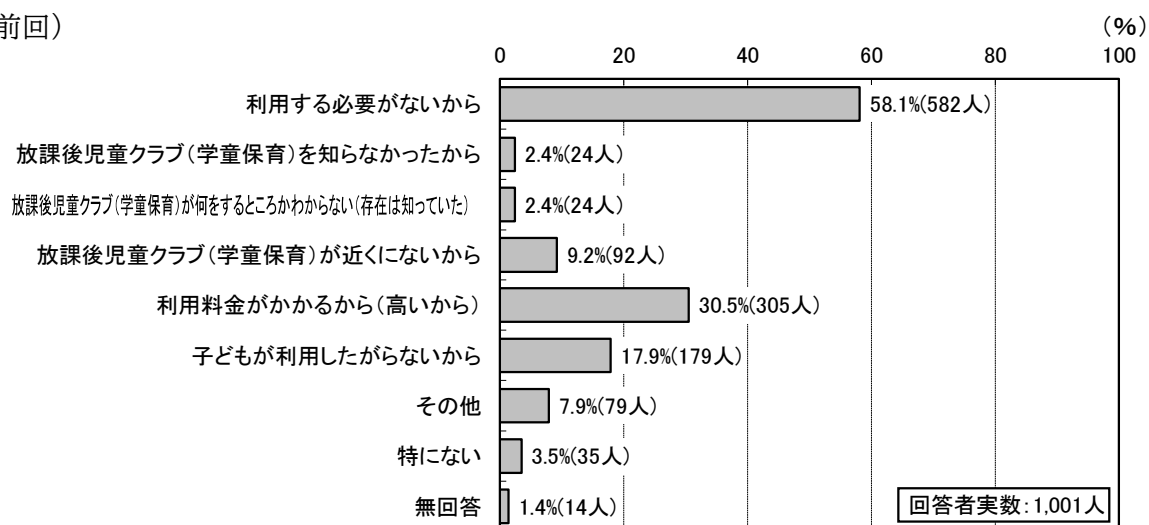


②-3 放課後児童クラブ(学童保育)を利用していない理由

放課後児童クラブを利用していない理由としては「利用料金がかかるから(高いから)」という回答が17.4%となっている。前回調査時の30.5%から減少しているが、経済的負担による未利用がみられる。



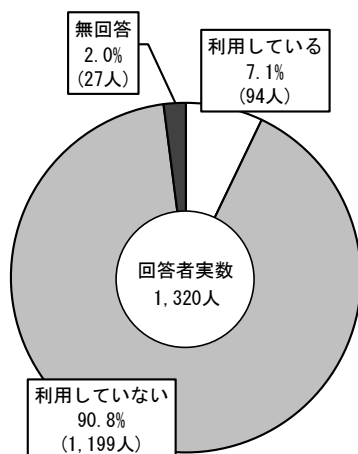
(前回)



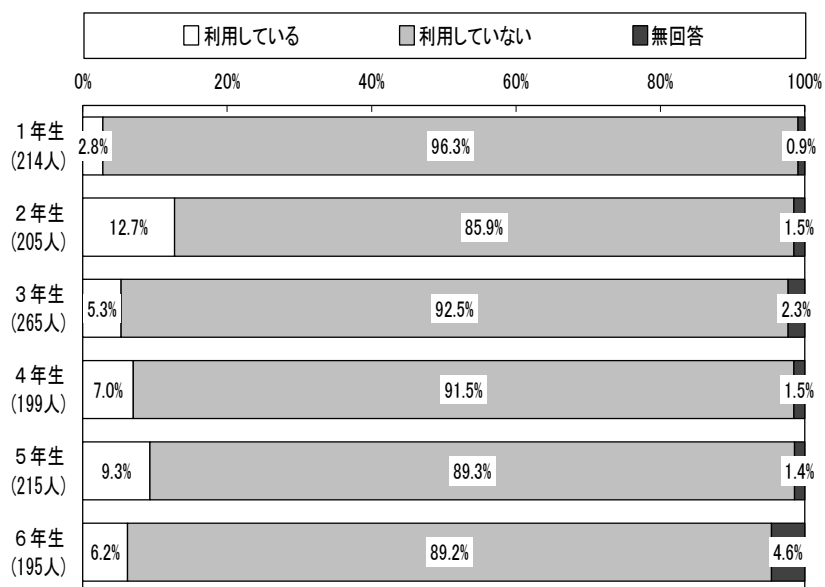
②-4 児童館の利用状況

児童館の利用は 7.1%であり、児童館がある古堅南小学校区に利用が集中している。

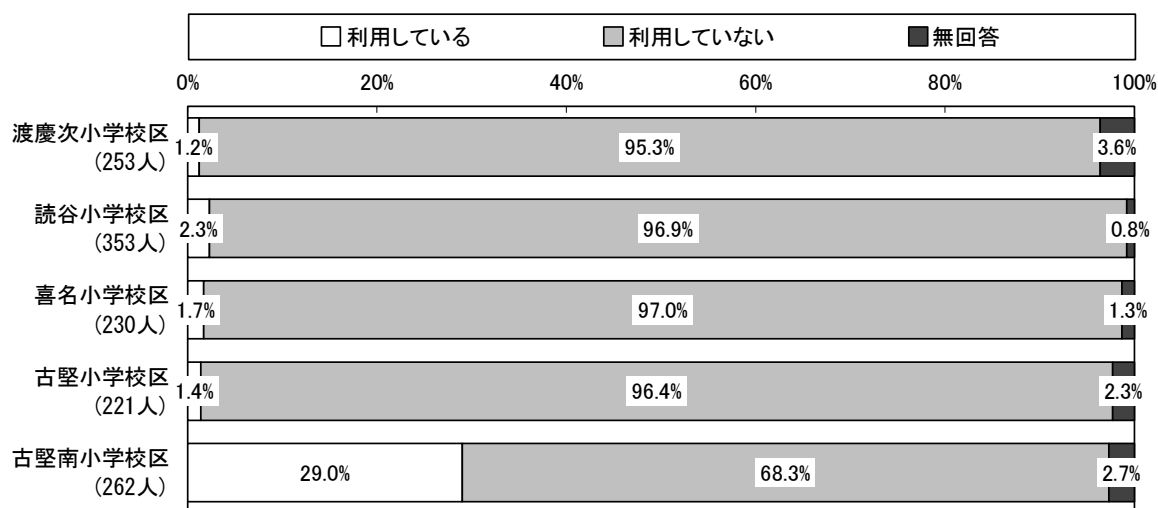
児童館の利用状況



学年別 児童館の利用状況

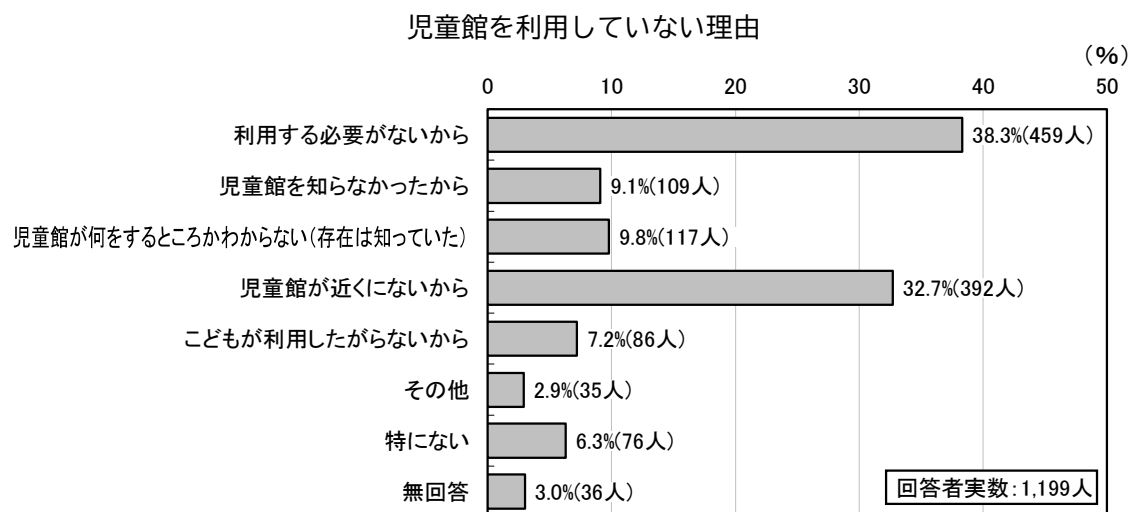


小学校区別 児童館の利用状況



②-5 児童館を利用していない理由

児童館を利用しない理由としては、児童館が近くにないことを挙げる声が多い。



小学校区別 児童館を利用していない理由

	回答者 実数	利用する 必要がないから	児童館を 知らなかったから	何をすると ところかわからない	児童館が 近くにないから	こどもが利 用したから	その他	特にない	無回答
渡慶次 小学校区	241 人	38.2% (92 人)	12.9% (31 人)	7.9% (19 人)	36.5% (88 人)	2.5% (6 人)	2.1% (5 人)	5.0% (12 人)	2.5% (6 人)
読谷 小学校区	342 人	35.7% (122 人)	9.6% (33 人)	7.3% (25 人)	41.2% (141 人)	5.6% (19 人)	2.0% (7 人)	5.0% (17 人)	3.8% (13 人)
喜名 小学校区	223 人	34.5% (77 人)	8.1% (18 人)	9.9% (22 人)	43.5% (97 人)	2.7% (6 人)	0.0% (0 人)	4.9% (11 人)	2.2% (5 人)
古堅 小学校区	213 人	41.3% (88 人)	10.3% (22 人)	16.9% (36 人)	25.4% (54 人)	6.6% (14 人)	5.6% (12 人)	8.0% (17 人)	2.3% (5 人)
古堅南 小学校区	179 人	44.7% (80 人)	2.8% (5 人)	8.4% (15 人)	6.1% (11 人)	22.9% (41 人)	6.1% (11 人)	10.6% (19 人)	3.9% (7 人)

③自由回答のまとめ

③-1 就学前児童保護者調査結果より

自由回答への記入は 359 件あった。回収数は 829 件であり、自由回答への記入率は 43.3%となっている。

自由回答の中から、全体的な傾向をまとめてみた。

傾向としては、

- ・★待機児童の解消
- ・年度途中の保育申込みへの不満
- ・兄弟で保育施設が別々であり負担増
- ・★育休中、兄弟児が時短保育になる負担
- ・★子育て支援センターの利用時間の延長希望、土日の利用希望
- ・★医療機関の充実（小児科・耳鼻科・産婦人科の充実、総合病院がない。）
- ・★他市町村の取組を参考にしてほしい
- ・経済的負担の軽減
- ・土曜日預けにくい（保育料は月～土の料金だが・・・）
- ・室内遊びできる場所がほしい。

このような声が多く見られた。

中でも、待機児童の解消という声が大きく、低年齢児で保育施設に入れない状況の改善が求められている。さらに、育休中に、保育施設に通っている兄弟児が短時間保育となることや、兄弟が別々の保育施設に通うこととなり、負担が大きいという声が多くなっている。

子育て支援センターについては、利用時間の延長希望、土日の利用希望があり、低年齢児を中心とした子育て家庭の交流機会や相談機会の確保が求められている。

また、村内への小児科、耳鼻科等の医療機関充実が求められており、身近な地域で安心して医療を受けられる環境も必要とされている。

遊び場に関しては、公園の整備のほか、屋内で遊べる場所が欲しいという声も見られた。

なお、自由意見への記述内容は、第2期計画策定時に得られた内容と大きな差はなく、村としての課題は依然として続いているものと捉えられる。

各中学校区においては、次ページのような声があった。

(読谷中学校区)

- ・待機児童の解消（希望した園に入りたい等）
- ・保育園について（短時間保育をなくして標準時間にしてほしい）
- ・育児休業復帰のタイミングと保育の開始時期
- ・経済的負担の軽減（給食費の無料、学童クラブの補助、等）
- ・医療機関の充実（小児科、耳鼻科、産婦人科、総合病院など）
- ・地域子育て支援センターについて（利用時間の延長、土日もやってほしい）
- ・習い事を充実させてほしい
- ・児童館を増やしてほしい
- ・公園を増やしてほしい（幅広い年齢が利用できる）
- ・学童について（増やしてほしい、金銭面の補助してほしい、公立の増加）

(古堅中学校区)

- ・受け入れ体制の拡充（認可保育園を増えてほしい、希望した園に入りたい等）
- ・育児休業復帰のタイミングと保育の開始時期（1歳まで家庭保育をしたいが、年度途中の入園が難しい）
- ・保育園について（土曜保育が預けにくい）
- ・短時間保育について（短時間保育を無くし全て標準時間にしてほしい。）
- ・経済的な負担の軽減（給食費の無料化、保育料が高い、母子家族への経済的なサポートなど）
- ・医療費助成対象年齢の引き上げ
- ・医療機関の充実（小児科、耳鼻科、救急対応）
- ・児童館の充実
- ・公園を増やしてほしい（幅広い年齢が利用できる）
- ・学童の整備（学童を増やしてほしい、安くしてほしい）

③-2 小学生保護者調査結果より

自由回答への記入は 413 件あった。回収数は 1,320 件であり、自由回答への記入率は 31.3% となっている。

自由回答の中から、全体的な傾向をまとめてみた。

傾向としては、

- ・経済的負担の軽減（給食費、教育費、学童利用料助成）
- ・学校の体制
- ・こどもの居場所
- ・学童を増やしてほしい
- ・児童館をつくってほしい
- ・公園をつくってほしい（年代別で遊べる広い公園）

このような声が多く見られた。

給食費の無償化をはじめとする、経済的負担の軽減を求める声が多くなっている。教育費や教材(ハーモニカ、カスタネット、算数セット)は学校からの支給や、貸出(使いまわし)にするなど、物価高騰や沖縄県のこどもの貧困率が全国でも高いことなど、様々な影響もあり、経済的な負担感については多岐にわたる声が寄せられている。

学校の体制については、先生の不足を感じるという声や、障がい児への支援員の配置を望む声が見られる。また、宿題の丸つけなどについて、共働き家庭が大半を占める中で、大きな負担を感じているという声もある。

こどもの居場所については、地域に児童館の設置を望む声や、鉄棒、うんてい、サッカー、バスケットボール等、様々な世代が遊べる公園など、こどもたちが過ごす場所の充実が求められている。また、地区公民館の開放を求める声も見られ、地域資源の活用により世代間交流、こども同士の交流が身近な場所で可能となるようにしてほしいという要望も見られる。

学童クラブについては、学童が足りていない、ニーズに対して受け入れ枠が少ないといった声があり、放課後児童対策の充実が求められている。また、利用料金について、公立と民間学童との差が大きい、利用料金を安くしてほしい、無料にしてほしいなど、学童クラブ利用における経済的負担感を上げる声も多くなっている。

公園の整備・充実を求める意見も多く、プール、遊具、スポーツができる設備など、こどもたちが自由に遊べる公園が求められている。

なお、自由意見への記述内容は、第2期計画策定時に得られた内容と大きな差はなく、村としての課題は依然として続いているものと捉えられる。

各中学校区においては、次ページのような声があった。

(読谷中学校区)

- ・学童を増やしてほしい（中には学校の近くまたは校内、公立を望む声もあり）
- ・児童館をつくってほしい
- ・放課後に安心して過ごせる場所がほしい（公民館などを活用する声もあり）
- ・雨天時、放課後、土日過ごせる場所がほしい
- ・公園を増やしてほしい（年代別で遊べる広い公園）
- ・プールをつくってほしい（嘉手納町や北谷町のような）
- ・医療機関(小児科、耳鼻科、救急対応)がほしい
- ・給食費の助成

(古堅中学校区)

- ・学童を増やしてほしい（中には学校の近くまたは校内、公立を望む声もあり）
- ・放課後に安心して過ごせる場所がほしい
- ・長期休み中、安全に子どもたちが過ごせる(預けられる)場所がほしい
- ・児童館をつくってほしい
- ・給食費を無料にしてほしい
- ・公園を増やしてほしい
- ・こどもが多い世帯に給食費や学級費などの補助してほしい

6. こどもアンケート調査（小学生、中学生）

(1)調査の概要

①調査の目的

こども大綱の「こども施策に対する基本的な指針」では、こども施策を推進するために必要な事項として、「こども・若者の社会参画・意見反映」が示されている。本村でもこども・若者の声を聞き、意見を反映した計画づくりを行うため、小中学生へのこどもアンケートを実施した。

②調査の対象者と調査方法

・小学生

村内の小学5年生全員を対象として、学校に協力のもと、web 調査により声の把握を行った。

・中学生

村内の中学2年生全員を対象として、学校に協力のもと、web 調査により声の把握を行った。

③調査期間

令和6年12月

④回収率

	配布件数	回収件数	回収率
小学生	524 件	456 件	87.0%
中学生	521 件	418 件	80.2%

(2)調査結果のまとめ

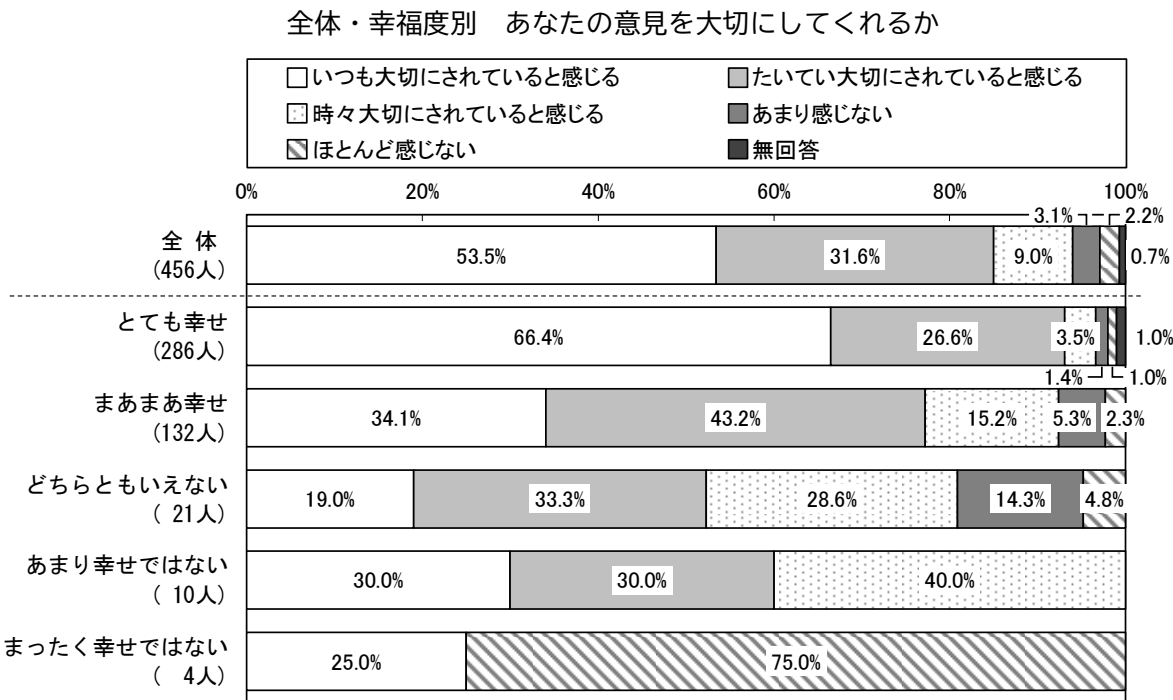
①小学生アンケート結果より

①-1 あなたの意見を大切にしてくれるか

あなたの意見や考えが日常生活で大切にされていると感じることについては、「いつも大切にされていると感じる」が53.5%、「たいてい大切にされていると感じる」が31.6%、「時々大切にされていると感じる」が9.0%であり、これらを合わせると”大切にされていると感じる”の回答が94.1%となります。「あまり感じない」が3.1%、「ほとんど感じない」が2.2%で、“大切にされていると感じない”の回答は 5.3%となり、“大切にされていると感じる”の回答が多くなります。

幸福度別にみると、“大切にされていると感じる”という回答が、とても幸せで96.5%、まあまあ幸せで92.4%、どちらともいえないで81.0%となっており、幸福度が高いと”大事にしてくれる”と感じる割合も高い傾向にあります。

(あまり幸せではない、まったく幸せではないは対象者数が少ないため参考程度にみる必要がある)

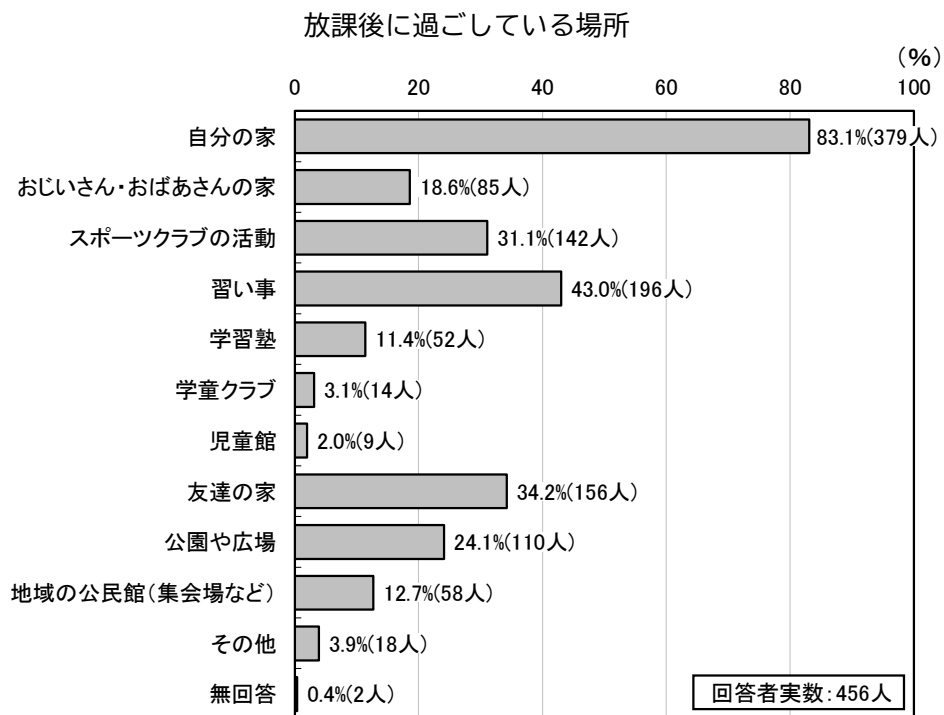


◎「幸福度」が高いと、自分の意見が大切にされていると感じる割合も高くなる傾向が見られます。

◎大人がこどもの意見を大切にしているかどうか、こどもの幸福度に関係していることがわかります。

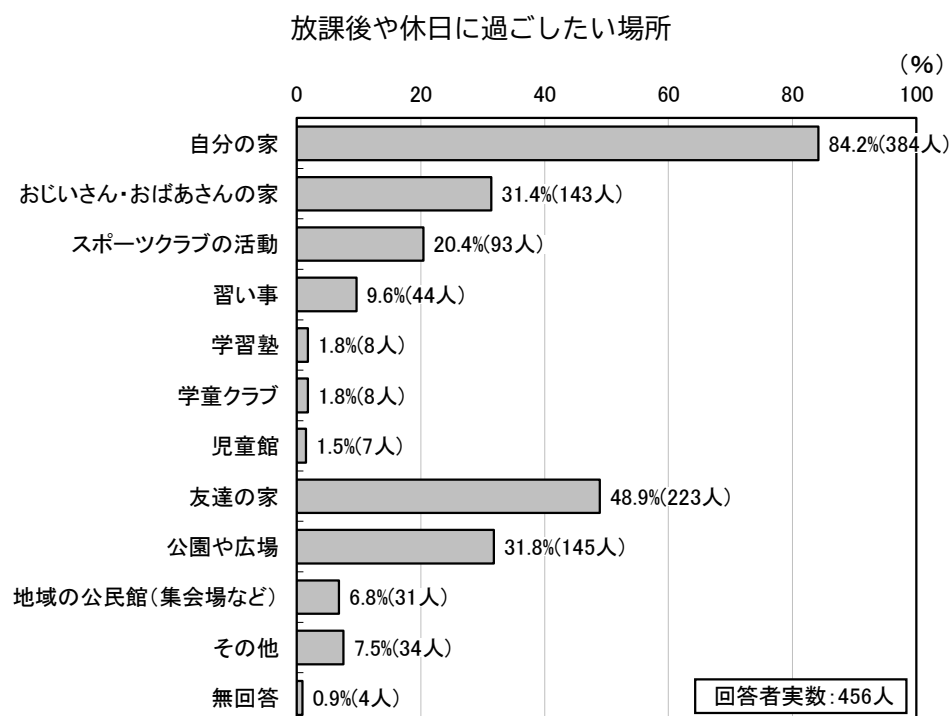
①-2 放課後に過ごしている場所

放課後に過ごしている場所については、「自分の家」が 83.1%と高く、次いで、「習い事」が 43.0%、「友達の家」が 34.2%、「スポーツクラブの活動」が 31.1%、「公園や広場」が 24.1%、「おじいさん・おばあさんの家」が 18.6%、「地域の公民館(集会場など)」が 12.7%、「学習塾」が 11.4%となっています。



①-3 放課後や休日に過ごしたい場所

放課後や休日に過ごしたい場所については、放課後に過ごしている場所と同様に「自分の家」が84.2%と高く、次いで、「友達の家」が48.9%、「公園や広場」が31.8%、「おじいさん・おばあさんの家」が31.4%、「スポーツクラブの活動」が20.4%となっています。



◎現在“過ごしている場所”では、自宅のほかに「習い事」が高くなっていますが、“過ごしたい場所”では「友達の家」や「おじいさん、おばあさんの家」、「公園や広場」が高くなっています。

◎子どもが本当にやりたいこと、過ごしたい場所を考慮した上での居場所づくりが必要です。

①-4 こどもの声が届いているか

こどもの声が届いていると思うかについては、「届いていると思う」が44.1%と高く、次いで、「わからない」が41.4%、「届いていないと思う」が13.4%となっています。

「こどもの声が届いていると思うか」の理由を伺いました。

●「届いている」と回答した方。

1. 遊び場や公共施設の充実
 - ・公園がたくさんあるから
 - ・セーラの森公園が工事して新しくなっているから
 - ・公園や公民館が充実していて、遊べる場所が増えて友達と遊べるが増えるから
 - ・図書館ができたから
2. 大人がこどもの声に耳を傾けている
 - ・やってほしいことをいつもやってくれるから
 - ・先生や大人が自分の話に耳を傾けてくれるから
 - ・したいことがあったら『いいよ』など返事を返してくれるから
 - ・お母さんはいつも話を聞いてくれるから
3. 具体的な活動やイベントの実施
 - ・お楽しみ会でドッチボールをやりたいからさせてくれるから
 - ・学校でにじいろ祭りなどをやってくれているから
 - ・読谷まつりが楽しいから
 - ・クラスでお楽しみ会を提案した人がいて、することになったから

●「届いていない」と回答した方。

1. 意見が反映されない不満
 - ・公園の遊具を増やしてほしいけど増えないから
 - ・アンケートをしても大体はその意見に寄り添ってくれないから
 - ・例えば給食よりも弁当の方が良いということが実現されていない
2. 大人中心の意思決定
 - ・大人たちの意見が多く通っている感じがあるから
 - ・大人の都合でつくっているものが多いと思うから
 - ・議会だよりを見ても僕たちが望んでいないことにしかない
3. こどもが意見を言いにくい環境
 - ・相談できないから
 - ・説明が苦手だから
 - ・意見を話していないから
4. その他
 - ・こどもひとりで行ける場所がなかなかないから
 - ・授業中に水飲めない
 - ・SDGsができていなくて、ゴミがたくさん落ちているから

●「わからない」と回答した方。

1. 情報や経験の不足

- ・届いている、届いていないなどの情報がないので分かりません
- ・何をやっているのかわからない
- ・そんな経験がないから
- ・どんな声が上がっているのか分からない

2. 声が届いている状況が曖昧

- ・届いている時もあるし、届いていないことがあるから
- ・叶ったり叶わなかったりするから
- ・五分五分だから

3. その他

- ・怒ったりして聞いて聞いているのか、わからない
- ・多くのこどもの声を聞いているほど、大人は暇じゃないけど、ならばこのようなアンケートを取る意味もないから
- ・質問の意味が分からない
- ・そもそも『こどもの声』が分からない

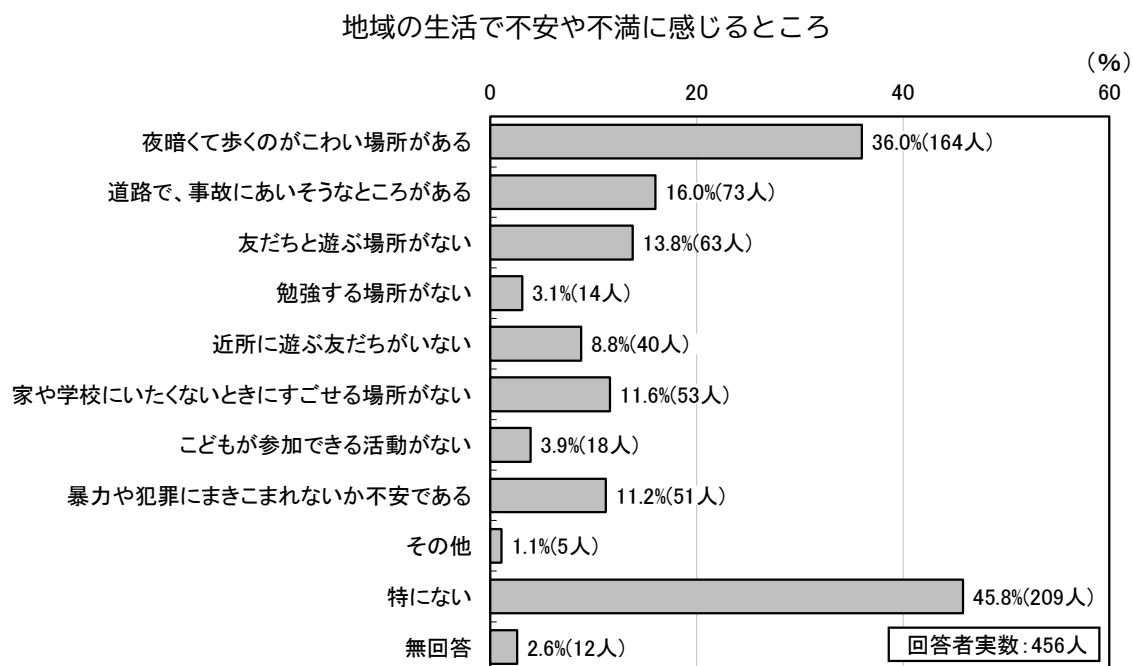
◎「大人がこどもの声に耳を傾けている」という意見がみられますが、反対に「意見が反映されない不満」、「大人中心の意思決定」がされているという意見もみられます。

◎「こどもが意見を言いにくい環境」であるという意見もあります。こどもが意見を言いやすく、聞いた声をどう反映していくか、大人が考えていかなければなりません。

①-5 地域の生活で不安や不満に感じるところ

地域の生活で不安や不満に感じるところについては、「夜暗くて歩くのがこわい場所がある」が36.0%、「道路で、事故にあいそうなところがある」が16.0%、「友だちと遊ぶ場所がない」が13.8%、「家や学校にいたくないときにすごせる場所がない」が11.6%、「暴力や犯罪にまきこまれないか不安である」が11.2%となります。

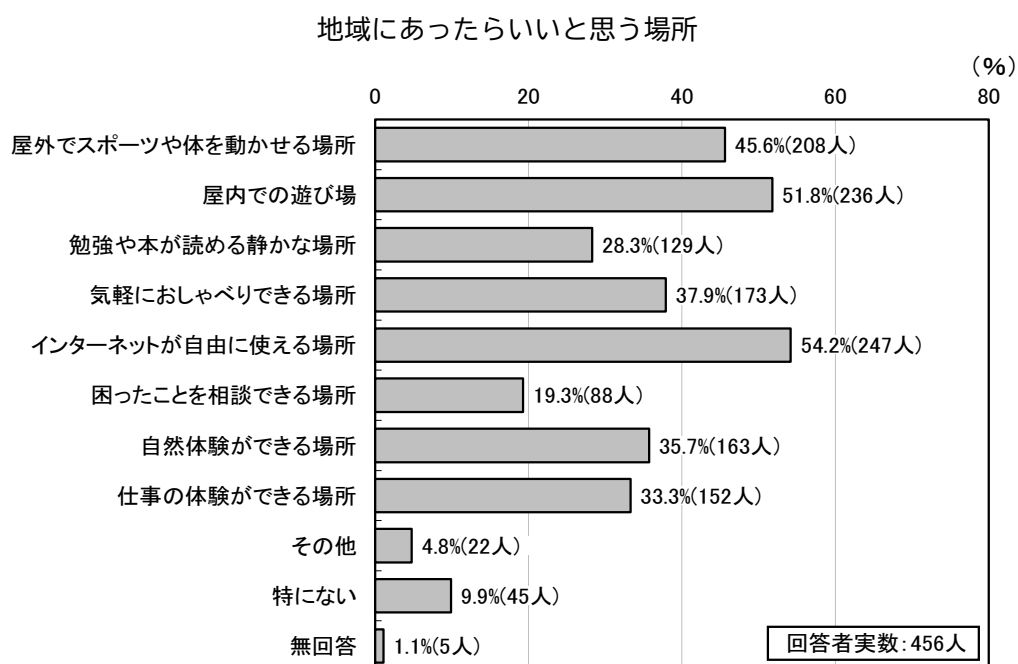
また、「特にない」が45.8%となっておりおります。



◎地域での不安として、夜道が暗いことを挙げる声が多く、
街灯を増やすなど防犯対策の充実が求められています。

①-6 地域にあったらいいと思う場所

地域にあったらいいと思う場所については、「インターネットが自由に使える場所」が54.2%と高く、次いで、「屋内での遊び場」が51.8%、「屋外でスポーツや体を動かせる場所」が45.6%、「気軽におしゃべりできる場所」が37.9%、「自然体験ができる場所」が35.7%、「仕事の体験ができる場所」が33.3%、「勉強や本が読める静かな場所」が28.3%、「困ったことを相談できる場所」が19.3%となっています。



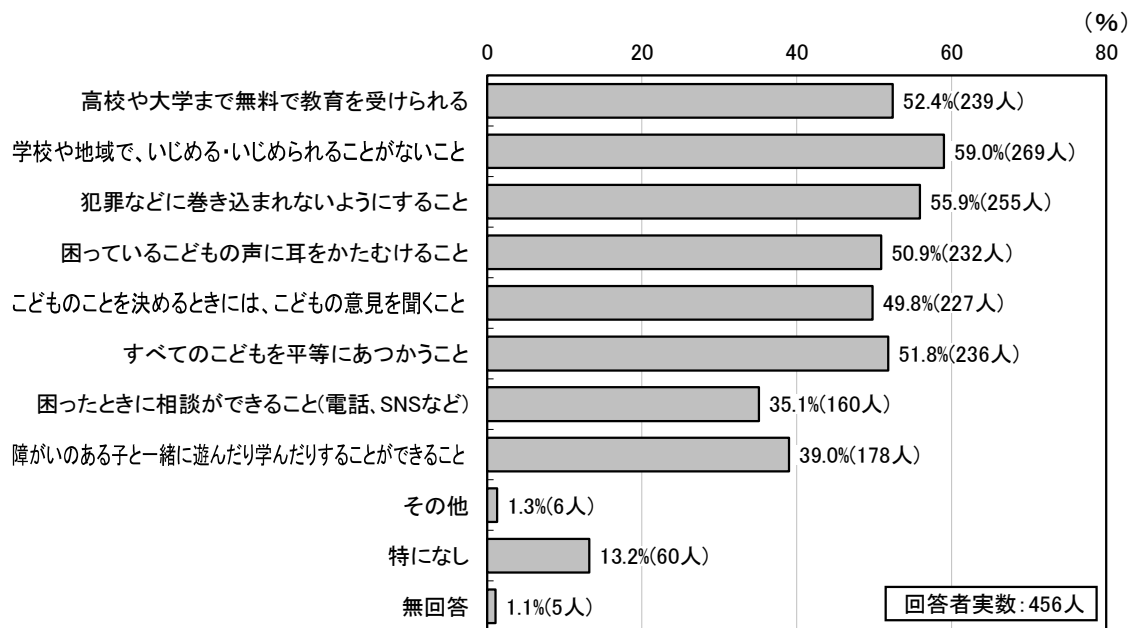
◎「インターネットが使える場所」、「屋内の遊び場」、「屋外の遊び場」など、こどもたちの遊び場・居場所の充実が求められています。

◎特にネット環境の充実が求められ、環境整備とともにネットリテラシー(適切な活用方法)の周知も必要です。

①-7 こどもたちのために、おとながやったほうがいいと思うこと

こどもたちのために、おとながやったほうがいいと思うことについては、「学校や地域で、いじめる・いじめられることがないこと」が59.0%と高く、次いで、「犯罪などに巻き込まれないようにすること」が55.9%、「高校や大学まで無料で教育を受けられる」が52.4%、「すべてのこどもを平等にあつかうこと」が51.8%、「困っているこどもの声に耳をかたむけること」が50.9%、「こどものことを決めるときには、こどもの意見を聞くこと」が49.8%、「障がいのある子と一緒に遊んだり学んだりすることができること」が39.0%、「困ったときに相談ができること(電話、SNSなど)」が35.1%となっています。

こどもたちのために、おとながやったほうがいいと思うこと

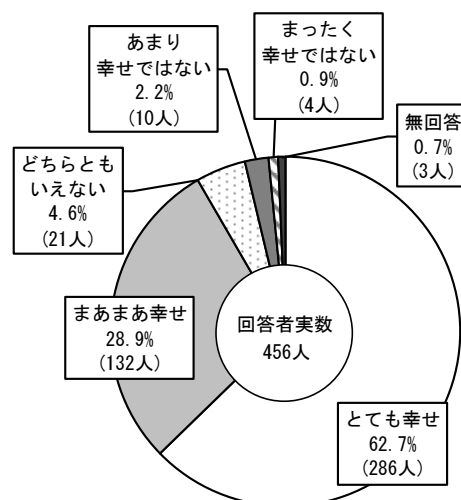


◎いじめ・防犯・こどもの人権や権利擁護について、
充実を求める声が比較的高くなっています。

①-8 現在、どのくらい幸せと感じているか

現在、どのくらい幸せと感じているかについては、「とても幸せ」が62.7%、「まあまあ幸せ」が28.9%であり、これらを合わせると”幸せ”の回答が91.6%となります。「あまり幸せではない」が2.2%、「まったく幸せではない」が0.9%で、”幸せではない”の回答は3.1%となり、”幸せ”の回答が多くなります。そのほか、「どちらともいえない」が4.6%となります。

現在、どのくらい幸せと感じているか



「現在、どのくらい幸せと感じているか」の理由を伺いました。

● 「とても幸せ」「まあまあ幸せ」と回答した方。

1. 人間関係の充実

- ・家に帰ったら家族がいるし、学校に行ったら友達がいるから
- ・家族や友達が仲良くしてくれる、大切にしてくれるから
- ・みんな優しくしてくれるから
- ・友達が声をかけてくれて遊べる

2. 日常生活の安定感

- ・朝昼晩ご飯を食べられているし、暖かく眠れているから
- ・衣食住が整っていて満足しているから
- ・事故などに遭っていないから
- ・普通の暮らしができるから

3. 自由や自分の時間の確保

- ・やりたかった三線ができているから
- ・自由な暮らしができているから
- ・お家で手芸などの好きなことがたくさんできるから
- ・自分の好きな習い事をやっているから

4. 学校や部活の楽しさ

- ・学校に行けるし、勉強や友達との時間が楽しいから
- ・部活や友達と喋ったりするのが楽しい
- ・学校も楽しくて、友達もたくさんいるから

5. その他

- ・お母さんやお父さんが優しくしてくれるから
- ・家族が私たちのために働き、親がご機嫌ななめの時でも私たちに愛情を注いでくれる
- ・みんな自分の意見を聞いてくれるから
- ・親も先生も大切にしてくれるから

以下、「どちらともいえない」「あまり幸せではない」「まったく幸せではない」等は件数が少ないため記載内容を列挙します。

●「どちらともいえない」と回答した方。

- ・学校も家も普通だから
- ・幸せじゃない時もあるから、
- ・どっちも感じないから
- ・楽しいっちゃ楽しいけど最近ストレスが大きいから
- ・テスト返されたから
- ・最近暇なことが増えたから。
- ・幸せな時と幸せじゃない時があるので、どちらとも言えません
- ・6年が嫌だ
- ・学校で無視されたりするから
- ・時と場合によるから
- ・勉強が面倒くさい

●「あまり幸せではない」「まったく幸せではない」と回答した方。

- ・最近三日連続不幸が起きてばかりだから
- ・アンケートをやっているから
- ・こどもの遊べる施設や公園があまりないし、大人だけ満足している場所が多いから
- ・物価が上がって生活が苦しいから
- ・好きなことができない
- ・嫌なことをされている
- ・自分が決めた行動ができない、家族にストレス
- ・家のことで困っている
- ・精神的に辛いから。
- ・疲れるから

◎幸福度が高い人では、「人間関係の充実」、「日常生活での安定」、「自由や自分の時間の確保」といった面で満足度が高いことが要因となっている。

◎幸福度が低い人では、その理由として生活が苦しい、好きなことができない、精神的につらいといった声が見られます。

②中学生アンケート結果より

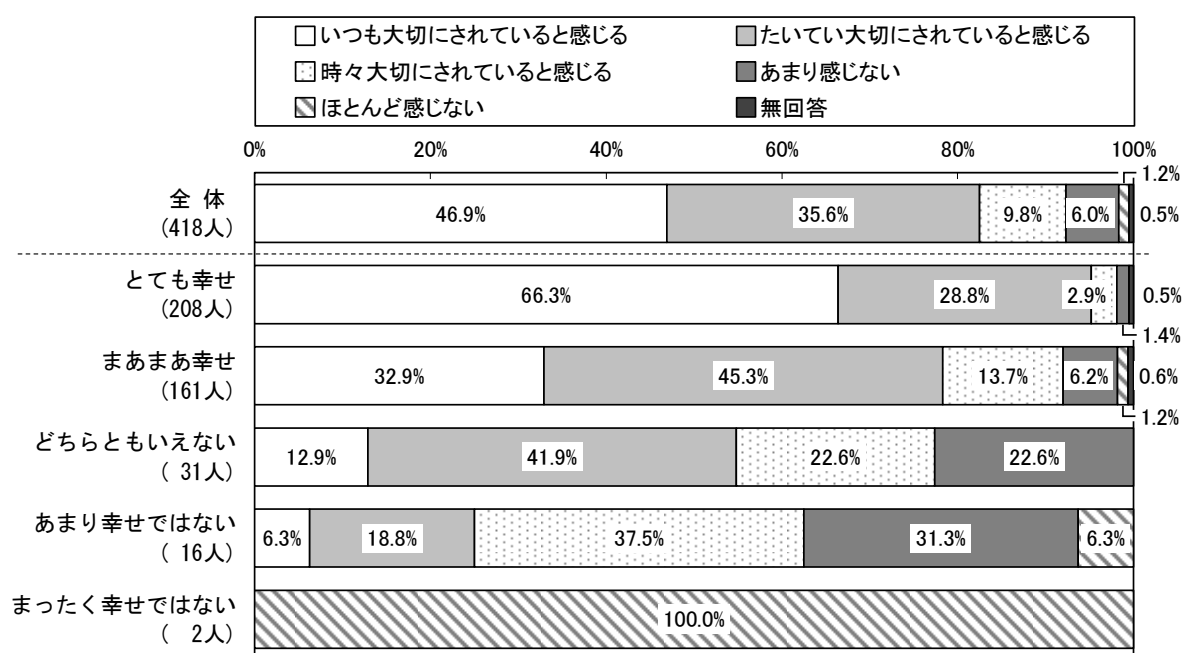
②-1 あなたの意見を大切にしてくれるか

あなたの意見や考えが日常生活で大切にされていると感じることについては、「いつも大切にされていると感じる」が46.9%、「たいてい大切にされていると感じる」が35.6%、「時々大切にされていると感じる」が9.8%であり、これらを合わせると”大切にされていると感じる”の回答が92.3%となります。「あまり感じない」が6.0%、「ほとんど感じない」が1.2%で、“大切にされていると感じない”の回答は7.2%となり、“大切にされていると感じる”の回答が多くなります。

幸福度別にみると、“大事にしてくれる”という回答が、とても幸せで98.0%、まあまあ幸せで91.9%、どちらともいえないで77.4%、あまり幸せではないで62.6%となっており、幸福度が高いと”大事にしてくれる”と感じる割合も高い傾向にあります。

(まったく幸せではないは対象者数が少ないため参考程度にみる必要がある)

全体・幸福度別 あなたの意見を大切にしてくれるか

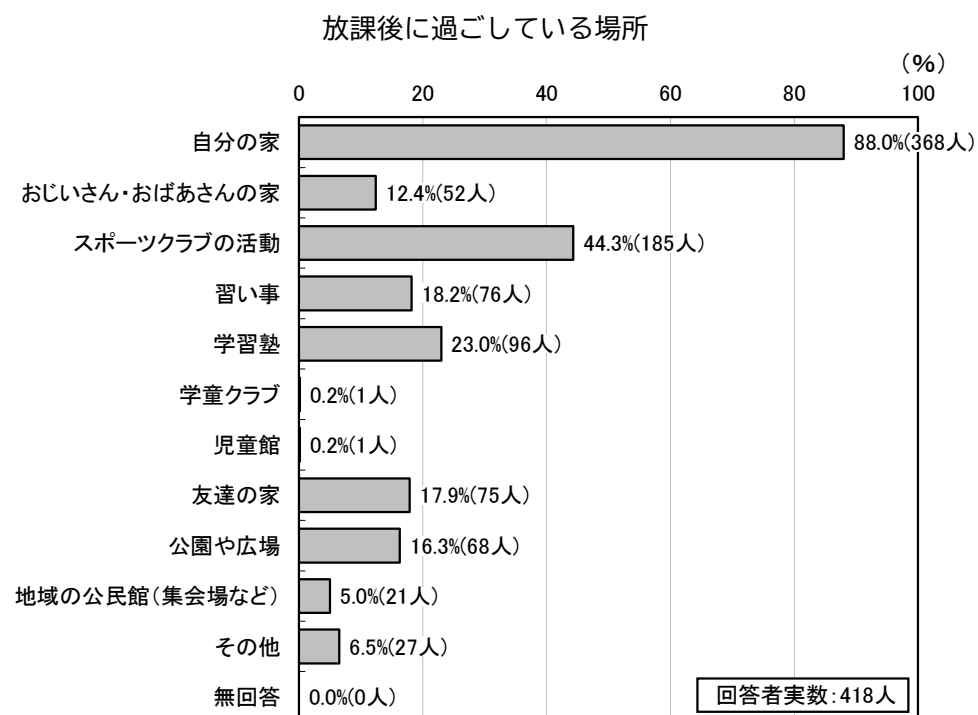


◎「幸福度」が高いと、自分の意見が大切にされていると感じる割合も高くなる傾向が見られます。

◎大人がこどもの意見を大切にしているかどうか、こどもの幸福度に関係していることがわかります。

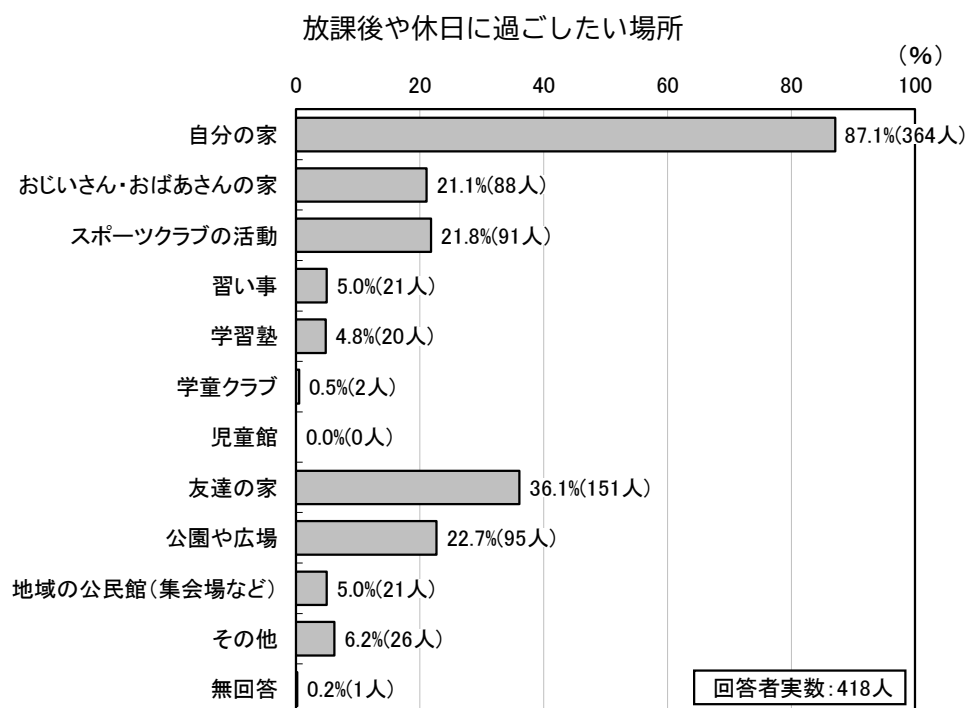
②-2 放課後に過ごしている場所

放課後に過ごしている場所については、「自分の家」が88.0%と高く、次いで、「スポーツクラブの活動」が44.3%、「学習塾」が23.0%、「習い事」が18.2%、「友達の家」が17.9%、「公園や広場」が16.3%、「おじいさん・おばあさんの家」が12.4%となっています。



②-3 放課後や休日に過ごしたい場所

放課後や休日に過ごしたい場所については、放課後に過ごしている場所と同様に「自分の家」が87.1%と高く、次いで、「友達の家」が36.1%、「公園や広場」が22.7%、「スポーツクラブの活動」が21.8%、「おじいさん・おばあさんの家」が21.1%となっています。



◎現在“過ごしている場所”では、自宅のほかに「スポーツクラブの活動」が高くなっていますが、“過ごしたい場所”では「友達の家」や「公園や広場」が高くなっています。

◎こどもが本当にやりたいこと、過ごしたい場所を考慮した上での居場所づくりが必要です。

②-4 こどもの声が届いているか

こどもの声が届いていると思うかについては、「わからない」が53.1%と高く、次いで、「届いていると思う」が28.0%、「届いていないと思う」が18.9%となります。

「こどもの声が届いていると思うか」の理由を伺いました。

●「届いている」と回答した方。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 施設や環境の整備<ul style="list-style-type: none">・図書館などがまた新しく作られたりするから・読谷村には運動公園や公共施設が多いから・こどもが遊べるスケートボードパークができてりしているから2. 行事やイベントの充実<ul style="list-style-type: none">・地域の行事やお祭りなどのいろいろな行事が盛んだから・こども向けの行事やイベントなどが開催されているから・楽しい行事とかのアンケートをとってくれて、計画を立ててくれているから3. 意見の反映<ul style="list-style-type: none">・学校で自分たちの意見が反映されていると思う・生徒会が動いてくれてジャージ登校になった・ちゃんと先生達が意見を聞いて行事としてやってくれる・スケボーパークなど希望に合ったものを作ってくれているから | <ol style="list-style-type: none">4. 日常生活での対応<ul style="list-style-type: none">・部活をしたいと言ったらできる・欲しいものとか聞いてくれるし、買ってきてくれるから・料理を作ってと言ったら作ってくれるから・したいことを手伝ってくれる5. その他<ul style="list-style-type: none">・こどもの権利条約みたいなのがあったと思うから・コミュニティーバス・たまにニュースで見かけるから・このようにアンケートをしているから |
|--|---|

●「届いていない」と回答した方。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 意見が反映されない<ul style="list-style-type: none">・聞いてくれたことが一度もないから・自分が言った事が実行されてないから・実行しないし、受け入れるのは大人の意見だけだから・やりたいことが実施されてない2. 意見を届ける機会や手段の不足<ul style="list-style-type: none">・届ける機会が少ない・アンケートや意見を聞く場所や機会がないから・届ける手段がないから・こどもが何も言わないから3. 環境や施設への不満<ul style="list-style-type: none">・遊べる場所が少ない・街灯とかなくて帰り道暗いから増やしてほしい・公園の整備があまりされていない・福祉のテニスコートがどんどんぼろぼろになっていくから |
|--|

4. こどもの意見の軽視

- ・こどもだから聞いてくれない人が多いと思う
- ・こどもより大人の意見の方が尊重されていると感じるから
- ・大人はなにかと理由をつけて自分ができないことをこどもに強要するから
- ・老人に力を入れているから

5. その他

- ・何も変わらないから
- ・色々課題が多すぎて届くまでに時間がかかるから
- ・できていないから
- ・特に何にもしていないと思うから

●「わからない」と回答した方。

1. こどもの声や活動の情報不足

- ・どんなこどもの声があって、どんなことを地域が取り組んでいるのか分からないから
- ・そのようなものをあまり見たことがないからです。
- ・そう言った話を聞いたことがないから

2. 興味や意識の不足

- ・気にしたことがないから
- ・そういうのに詳しくないから
- ・周りをそこまで見ていないから
- ・興味が無い
- ・意見を伝えたことがないからです
- ・あまり行事とかに参加しないから

3. 判断できない理由

- ・届いているのと届いてないのがあると思うから
- ・届いているとも思わないし、届いていないとも思わない。
- ・作って欲しいものや、したいことがすぐにできるわけがないから

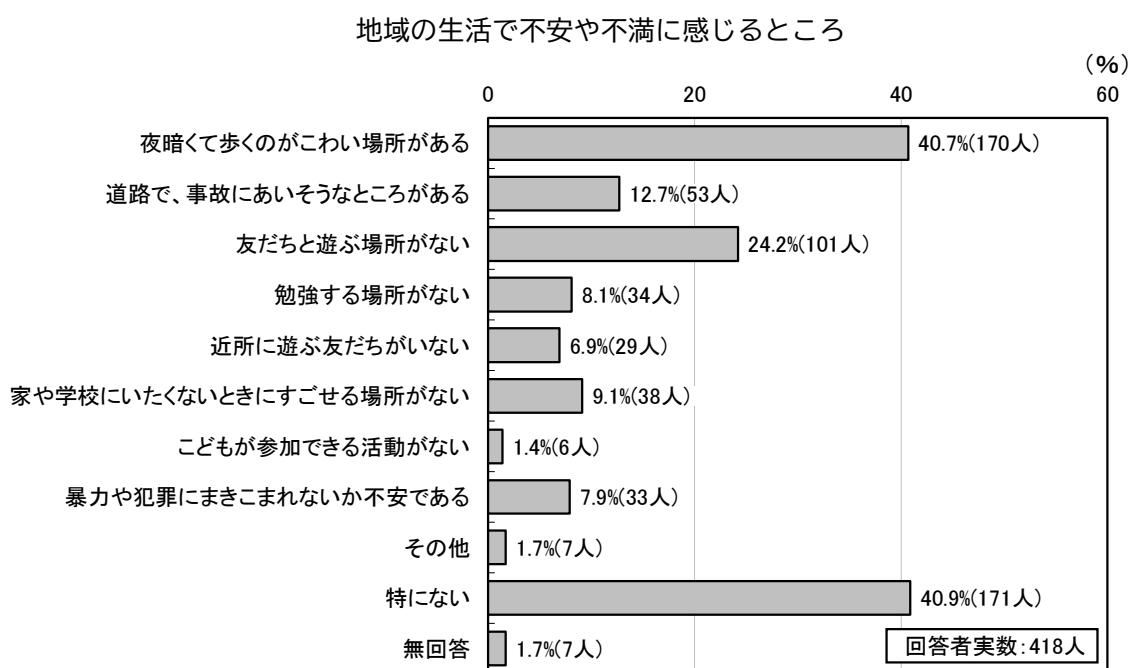
◎こどもの声が届いていると感じている人では、「施設や環境の整備」、「行事やイベントの充実」、「意見の反映」が十分であるという意見がみられます。

◎届いていないと感じている人では、「意見が反映されない」「意見を届ける機会や手段の不足」、「環境や施設への不満」、「こどもの意見の軽視」という意見がみられます。こどもの声を聞くだけでなく、しっかりと受け止めて実現に結び付けていく環境をつくり、こどもが意見を言いやすいように努める必要があります。

②-5 地域の生活で不安や不満に感じるところ

地域の生活で不安や不満に感じるところについては、「夜暗くて歩くのがこわい場所がある」が40.7%、「友だちと遊ぶ場所がない」が24.2%、「道路で、事故にあいそうなところがある」が12.7%、「家や学校にいたくないときにすごせる場所がない」が9.1%、「勉強する場所がない」が8.1%、「暴力や犯罪にまきこまれないか不安である」が7.9%、「近所に遊ぶ友だちがいない」が6.9%となります。

また、「特にない」が40.9%となっており、4割が回答しています。

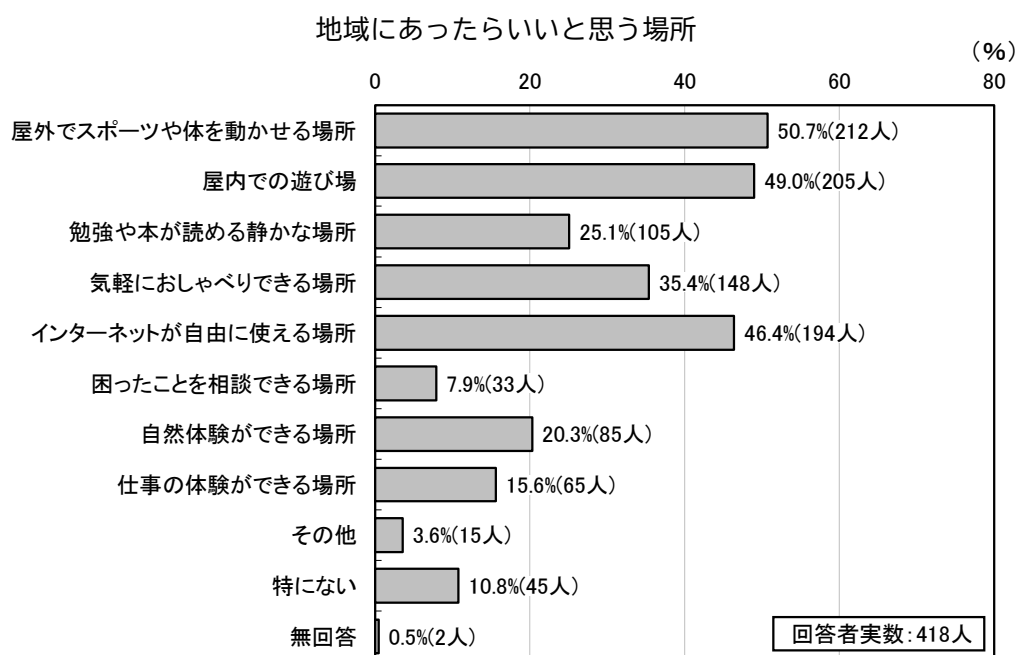


◎地域での不安として、夜道が暗いことを挙げる声が多く、街灯を増やすなど防犯対策の充実が求められています。

◎遊び場・居場所の充実を求める声も比較的高いです。子どもが安心して過ごし、遊べる地域環境づくりが求められています。

②-6 地域にあったらいいと思う場所

地域にあったらいいと思う場所については、「屋外でスポーツや体を動かせる場所」が50.7%、次いで、「屋内での遊び場」が49.0%、「インターネットが自由に使える場所」が46.4%、「気軽におしゃべりできる場所」が35.4%、「勉強や本が読める静かな場所」が25.1%、「自然体験ができる場所」が20.3%、「仕事の体験ができる場所」が15.6%となっています。

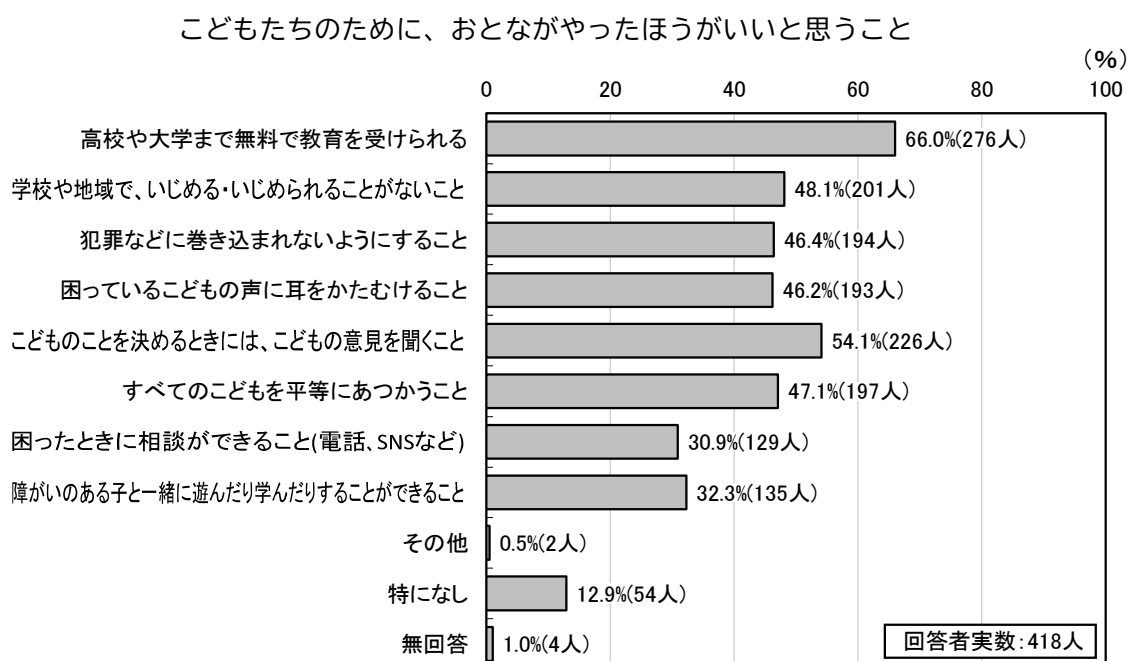


◎「インターネットが使える場所」、「屋内の遊び場」、「屋外の遊び場」など、こどもたちの遊び場・居場所の充実が求められています。

◎特にネット環境の充実が求められ、環境整備とともにネットリテラシー(適切な活用方法)の周知も必要です。

②-7 こどもたちのために、おとながやったほうがいいと思うこと

こどもたちのために、おとながやったほうがいいと思うことについては、「高校や大学まで無料で教育を受けられる」が66.0%と高く、次いで、「こどものことを決めるときには、こどもの意見を聞くこと」が54.1%、「学校や地域で、いじめる・いじめられることがないこと」が48.1%、「すべてのこどもを平等にあつかうこと」が47.1%、「犯罪などに巻き込まれないようにすること」が46.4%、「困っているこどもの声に耳をかたむけること」が46.2%、「障がいのある子と一緒に遊んだり学んだりすることができること」が32.3%、「困ったときに相談ができること(電話、SNSなど)」が30.9%となっています。

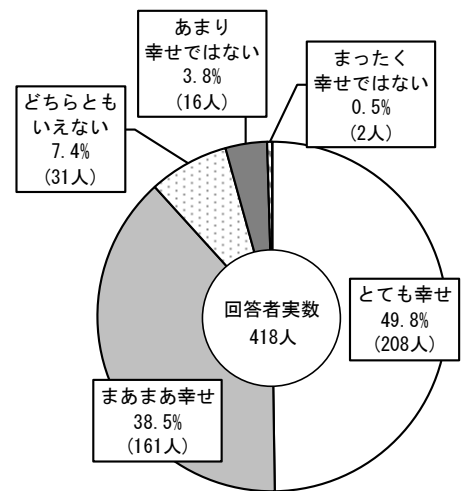


◎高等教育の無償化・こどもの意見を聞くことなどについて、
充実を求める声が比較的高くなっています。

②-8 現在、どのくらい幸せと感じているか

現在、どのくらい幸せと感じているかについては、「とても幸せ」が49.8%、「まあまあ幸せ」が38.5%であり、これらを合わせると”幸せ”の回答が88.3%となります。「あまり幸せではない」が3.8%、「まったく幸せではない」が0.5%で、”幸せではない”の回答は4.3%となり、”幸せ”の回答が多くなります。そのほか、「どちらともいえない」が7.4%となります。

現在、どのくらい幸せと感じているか



「現在、どのくらい幸せと感じているか」の理由を伺いました。

● 「とても幸せ」「まあまあ幸せ」と回答した方。

1. 日常生活の充実

- ・衣住食があり友達と遊んでいられるから
- ・不自由なく暮らせているし、みんな優しいから
- ・お腹いっぱいになるまで食べ物を食べられるし、周りから優しくされるから
- ・生きるために必要なものが揃っているから
- ・毎日楽しく過ごせているから
- ・学校生活もプライベートも充実しているから
- ・学校も楽しいし、放課後のクラブも楽しい

2. 人間関係

- ・家族や友達に支えてもらいながら自分の好きなことができているから
- ・友達がたくさんいるから
- ・困ったら相談できる人もたくさんいるし、みんなが助けてくれるから
- ・家族と仲良く過ごせているから
- ・みんなが優しいから
- ・友達と毎日楽しく話せている

3. 好きなことや自由な時間の確保

- ・好きなことができて、ちゃんと寝られて、ご飯食べられて快適です
- ・自分の趣味を持っているから
- ・やりたいことをやらせてもらって、自由にさせてもらえているから
- ・何かとしたいことはできている

4. 特別な理由はない

- ・特に悩みとかもないから
- ・わからん
- ・普通に過ごせているから
- ・良いこともあれば悪いこともある

以下、「どちらともいえない」「あまり幸せではない」「まったく幸せではない」等は件数が少ないため記載内容を列挙します。

●「どちらともいえない」と回答した方。

- ・ふつう
- ・嫌なことがあるから
- ・部活とかで少し冷たくされているから、あんまり幸せじゃない
- ・普通だから。
- ・特に幸せって感じでも不幸って感じでも無いから
- ・今自分が楽しいのかわからないから
- ・楽しくない時があるから
- ・幸せとも幸せじゃないとも感じているから
- ・楽しい、楽しくないどちらもあまり感じないから
- ・幸せの定義が分からない
- ・実感がわからない。何も思わない
- ・疲れているから
- ・普通の感じだから

●「あまり幸せではない」「まったく幸せではない」と回答した方。

- ・やりたいこともしたいことも何もないから
- ・幸せだと思う理由がないから
- ・学校の数学についていけないから
- ・楽しくない
- ・おもしろくないから
- ・集団が怖い
- ・学校が面白くない
- ・ひとりの時間がないし、あまり好きなことをさせてもらえない
- ・楽しくない
- ・部活がうまくいかないから
- ・学校楽しくないから
- ・最近やることがなくてつまらないし、運もないから
- ・よく親と喧嘩をするから

◎幸福度が高い人では、「日常生活の充実」、「人間関係」、「好きなことや自由な時間の確保」といった面で満足度が高いことが要因となっています。

◎幸福度が低い人では、その理由として、楽しいことがない、やりたいことがない、面白いことがないなどといった声が見られます。

第3章 第2期計画の実施状況

第3章 第2期計画の実施状況

本村では、これまで、「第2期読谷村子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）」に基づき、子ども・子育て家庭支援策を推進してきました。

第2期計画では、以下の3つの基本目標を掲げています。

「第2期読谷村子ども・子育て支援事業計画」の基本目標

基本目標1 教育・保育の提供体制や子育て支援の充実

- 幼児期の教育・保育の質の向上、教育・保育施設等が利用しやすくなるような受け入れ体制づくり、一時預かり等の子育て支援、放課後のこどもの居場所づくり、相談・情報提供の充実、人材の確保について取り組みを掲げていました。

基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進

- 母子保健事業や妊娠期からの切れ目のない支援、発達支援、食育の推進、学童期から思春期の保健対策について取り組みを掲げていました。

基本目標3 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進

- 児童虐待防止、障がい児支援、ひとり親家庭支援、こどもの貧困対策について取り組みを掲げていました。

1. 第2期計画の各施策の達成状況一覧

第2期計画の各施策について、取り組みの達成状況を自己評価しました。各施策の達成状況は以下の通りです。なお達成状況の基準は以下のように設定しました。

	達成度	備 考
A評価	81%以上	計画通りまたは計画以上の取り組みがなされた
B評価	61～80%	概ね計画通りの取組がなされた
C評価	41～60%	計画通りではないが取組は実施された
D評価	21～40%	事業・施策の一部実施にとどまった
E評価	20%以下	未実施あるいは、ほとんど実施されていない

「第2期読谷村子ども・子育て支援事業計画」の各施策の達成状況

[A : 81~100% B : 61~80% C : 41~60% D : 21~40% E : 0~20%]

	担当課	自己評価
1. 教育・保育の提供体制や子育て支援の充実		
(1)認定こども園への移行、普及に係る考え方	こども未来課、学校指導課	A
(2)教育・保育の質の確保		
①教育・保育の質の確保の推進	こども未来課、学校指導課	A
②保幼小の連携強化	こども未来課、学校指導課	A
(3)教育・保育施設等の円滑な利用の確保		
①0歳児、1歳児の保育の拡充	こども未来課	D
②保育所における5歳児保育の拡充	こども未来課	A
③村立幼稚園の複数年保育の推進	学校指導課	B
④村立幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)の充実	学校指導課	B
⑤外国につながる幼児への支援・配慮	こども未来課	E
	学校指導課	B
	健康推進課	A
(4)地域子ども・子育て支援事業の推進	こども未来課	B
	健康推進課	A
(5)子どもの居場所づくり		
ア) 新・放課後子ども総合プランの推進		
①放課後児童クラブの整備及び充実	こども未来課	A
②放課後子ども教室の充実	生涯学習課	B
③放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	こども未来課	E
	生涯学習課	E
イ) 児童館等における居場所の確保、充実	こども未来課	C
(6)相談・情報提供の充実	こども未来課	B
	健康推進課	A
	学校指導課	B
(7)人材の確保の推進		
①保育士の確保	こども未来課	C
②幼稚園教諭の確保	学校指導課	B
③幼児教育アドバイザーの配置	学校指導課	E
④放課後の居場所における人材確保		
④-1放課後児童支援員の確保	こども未来課	B
④-2地域人材の確保	生涯学習課	C
⑤ファミリーサポートセンターのサポーターの確保	こども未来課	A

[A : 81~100% B : 61~80% C : 41~60% D : 21~40% E : 0~20%]

	担当課	自己評価
2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進		
(1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策		
①子育て世代包括支援センターの整備	健康推進課	A
②親子(母子)健康手帳交付時の支援	健康推進課	A
③マタニティ教室	健康推進課	B
④妊婦健康診査	健康推進課	B
⑤妊産婦・乳幼児訪問指導	健康推進課	A
⑥新生児・産婦訪問指導	健康推進課	A
⑦すこやか赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)	健康推進課	A
⑧乳幼児健康診査	健康推進課	A
⑨健康相談・心理相談	健康推進課	A
⑩発達支援に関する保健・福祉・教育・医療・労働の連携	健康推進課、福祉課、こども未来課、学校指導課	A
⑪歯科保健対策の推進	健康推進課	A
⑫予防接種率の向上	健康推進課	B
(2)こども医療費助成制度	こども未来課	A
(3)食育の推進	健康推進課	A
	こども未来課	A
	教育委員会	B
①妊婦栄養相談	健康推進課	A
②乳幼児健康診査時栄養相談(4~5か月、10~11か月、1歳6か月、2歳、3歳)	健康推進課	A
③離乳食教室(7か月児)	健康推進課	A
④親子クッキング	健康推進課	B
(4)母子保健推進員活動の充実	健康推進課	A
(5)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	健康推進課	B

[A : 81~100% B : 61~80% C : 41~60% D : 21~40% E : 0~20%]

	担当課	自己評価
3. 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進		
(1)児童虐待防止対策の充実		
①児童虐待予防のための啓発・広報の充実	こども未来課	B
②児童や家庭の相談や早期発見の強化	こども未来課	B
③母子保健との連携による児童虐待の早期発見と対応の充実	こども未来課	C
	健康推進課	A
④要保護児童対策地域協議会の強化	こども未来課	B
⑤子ども家庭総合支援拠点の設置	こども未来課	C
⑥養育の支援等の充実	こども未来課	B
(2)ひとり親世帯等の自立支援の推進		
ア) 子育て・生活支援		
①日常生活支援事業	こども未来課	B
②ひとり親世帯の保育所入所への配慮	こども未来課	B
③読谷村母子寡婦福祉会への支援・協力	こども未来課	A
イ) 就業支援		
①就労相談の実施	こども未来課	E
ウ) 経済的支援		
①児童扶養手当の支給	こども未来課	B
②母子家庭及び父子家庭等医療費助成事業	こども未来課	A
③母子寡婦福祉資金貸付金	こども未来課	C
(3)障がいのある子どもがいる世帯への支援の充実		
ア) 育ちの支援		
①障がい児保育事業	こども未来課	B
②巡回相談の充実	こども未来課	A
③放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ充実	こども未来課	A
④特別支援教育の充実	学校指導課	B
⑤相談支援事業の推進	福祉課	A
⑥障がい児通所支援等の推進	福祉課	A
イ) 生活、経済的支援		
①用具等の給付や生活支援の推進	福祉課	A
②経済的支援	福祉課	B
	こども未来課	B
(4)子どもの貧困対策の充実		
①子どもの居場所づくり	こども未来課	A
②子どもたちを支援するネットワークづくり	こども未来課	B
③就学援助制度の周知・普及	教育総務課	B

2. 第2期計画の実施状況

(1)基本目標1「教育・保育の提供体制や子育て支援の充実」について

・基本目標1では、以下の施策に取り組みました。

- (1)認定こども園への移行、普及に係る考え方
- (2)教育・保育の質の確保
- (3)教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (4)地域子ども・子育て支援事業の推進
- (5)子どもの居場所づくり
- (6)相談・情報提供の充実
- (7)人材の確保の推進

(1)認定こども園への移行、普及に係る考え方

・令和5年度に認定こども園移行を踏まえた教育・保育施設の再編計画を策定しました。村内の幼稚園や保育園で保育に従事している保育士・主任保育士・園長・幼稚園教諭・副園長のメンバーで作業部会を構成し、こどもの育ちの視点から今後の教育・保育施設のありかたについて、現場の意見を取り入れ議論を深めることができました。最初の認定こども園は令和8年度に開園を目指しています。計画策定後の住民説明会(保護者やこれからの子育て世代)等への周知が課題となっています。

(2)教育・保育の質の確保

- ・「**教育・保育の質の確保の推進**」のために、令和3年度に読谷村教育・保育指針を策定しました。村の課題である体制づくり(研修・人材確保・保幼小連携)を強化することで、充実した教育・保育環境を確保することや、その環境を確保したうえで、乳幼児期の教育・保育で子どもたちを育むために大切にしたい「6つの視点」と「4つの環境」や「育ってほしい人物像」を設定しています。指針を活用しながら教育・保育を実施し、そこから見えてきた新たな課題を踏まえた内容の充実や追記の検討(指針のバージョンアップ)を継続する必要があります。
- ・令和5年度より年3～5回程度、保幼小合同研修を実施し「**保幼小の連携強化**」を図っています。令和3年度に「読谷村教育・保育指針」を策定したことで、保幼小の連携強化の重要性が具現化され、こども未来課・学校指導課の協働で研修計画を策定し実施に繋げることができています。5歳児から小学校1年生までの接続期カリキュラム(架け橋プログラム)の策定について、手法を検討し策定する必要があります。

(3)教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・「**0歳児、1歳児の保育の拡充**」を掲げていましたが、0歳児について、第2期計画と比較して整備が大幅に遅れています。ただし、申込実績が計画より大幅に下回っていることから、

現状としては申込数と確保数の均衡がとれている状況にあります。1・2歳児についても、第2期計画と比較して整備が大幅に遅れています。確保実績が申込実績を下回っているため、毎年待機児童が発生している状況にあります。早期に待機児童の解消を図る必要があります。

- ・「**保育所における5歳児保育の拡充**」については、第2期計画期間中に、わかたけ北保育園(R2)、南古堅保育園・たけのこ保育園(R6)、第3期計画期間中に、きりん保育園(R7)・順次開始。村立・認可保育所12園中、6園で開始済み、または開始の目途が立っている状況にあります。以前より保護者ニーズの高い5歳児保育の実施園を拡充していますが、5歳児の教育・保育内容が、園によって隔たりがないよう留意する必要があります。
- ・「**村立幼稚園の複数年保育の推進**」については、令和2年度より4歳児受入れ園を1園増やし、合計2園で実施しています。他の3園での実施が課題となっています。

(4)地域子ども・子育て支援事業の推進

- ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などの地域子ども・子育て支援事業に取り組んできました。一時預かり事業(保育所等)では、保育士不足やコロナ禍の影響により1日の利用児童数を制限して実施した時期がありました。病児・病後児保育事業では看護師・保育士不足により医療機関への委託が困難な状況にあり、安定的な事業継続が課題となっています。

(5)子どもの居場所づくり

- ・放課後児童クラブの利用ニーズに応えるために、「**放課後児童クラブの整備及び充実**」を図ってきました。10施設の放課後児童クラブを整備し、合計の定員数390人を確保しました。また放課後児童支援員資質向上研修を他市町村と合同で行い、R1～R5の5年間で延べ72人が受講しました。その他、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業や、支援員等処遇改善事業を行い支援員の質の向上を行っています。受入数は増加しましたが、潜在待機児童数もあり、ニーズに対して受入可能数が不足しているということが顕著になりました。受け皿の確保が課題です。
- ・小学生の放課後の居場所づくりとして、「**放課後子ども教室の充実**」を図るため、地域の公民館を拠点として、週1～5回、地域見守り隊及びコーディネーターと過ごす、通称「わんぱく広場」を設置しています。異年齢交流や宿題や遊び、イベント等を行っています。子ども達の「体験不足」が様々な形で課題が見えており、些細なことでのケガ発生(危険予知・回避不足)、集団遊びの変化、友達や大人との関わり方等々が課題となっています。
- ・村では児童館が1か所整備されています。「**児童館等における居場所の確保、充実**」を図るため、児童館の運営方法を指定管理制度へ移行致しました。(R5～R9年度)放課後児童クラブや、地域の公民館、子育て支援機関、地域ボランティア、村立幼稚園や小学校との連携が活発化し、イベントや活動内容の充実が図られ、利用者も増えています。中学生、高校生の利用率を高めることや、児童館がない読谷中校区でのこどもの居場所確保が課題となっています。

(6)相談・情報提供の充実

- ・子育て家庭の交流機会や相談・情報提供の場として、地域子育て支援センター「はばたけ」（村立読谷保育所に併設）及びつどいの広場を設置しています。地域子育て支援拠点事業では、子育て家庭、主に低年齢児を持つ利用者の交流機会や保育士からのアドバイスを受けることにより、保護者の孤立防止につながっています。
- ・子育て世代包括支援センターにおいて、相談対応専門職（保健師・看護師・管理栄養士）による専門的な相談への対応も行っています。国より母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」への移行が示されており、より良い相談体制について検討する必要があります。また、土日・公休日の相談対応について検討する必要があります。
- ・教育分野においては、青少年センターでの教育相談や、不登校、適応障害の児童生徒の登校支援や学習支援の実施、心理カウンセラー（臨床心理士）による心理相談を実施しています。さらに、各学校へ心の教室相談員の配置を行い、子育て家庭や児童生徒が抱える様々な相談に対応しています。センター通所が難しい子への支援や、学校と連携を図りながら学校へ復帰する児童生徒への支援を充実する必要があります。

(7)人材の確保の推進

- ・「**保育士の確保**」では、村独自の支援金の給付や、国・県の事業を活用し保育士確保に努めています。令和5年度より、保育士等処遇改善支援金の創設や保育士就労促進支援金の対象者の拡充に取り組みました。また、国・県の事業である保育補助者雇上強化事業及び保育士負担軽減促進事業を事業化しました。さらに、令和6年度より、子育て支援員研修を実施し、保育補助者の育成に取り組んでいます。合同就職説明会に参加しているが、学生などの参加が少なくアプローチできていないことや、保育士の離職防止策となり得る支援が課題となっています。
- ・村立幼稚園における幼児教育の向上を図るため、「**幼稚園教諭の確保**」に努めています。多様な媒体を活用し幼稚園教諭の安定的な確保に努める必要があります。
- ・幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有した、「**幼児教育アドバイザーの配置**」を目指していましたが、令和6年度現在配置には至っていません。退職した幼稚園教諭や保育士を配置するなどの専門職活用を検討する必要があります。
- ・「**放課後児童支援員の確保**」のため、他市町村と合同で放課後児童支援員資質向上研修を実施しました。また、放課後児童クラブからの要望により、専門家による障がい児巡回発達相談事業を導入しました。その他、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、支援員等処遇改善事業等を行ってきました。安全管理等については巡回指導等を実施していないので、今後確認、指導等が必要となっています。
- ・「地域人材の確保」としては、放課後子ども教室である「わんぱく広場」のスタッフの人材の確保を行ってきました。現在は、約50名の登録があります。事業に対する理解者が増えるように周知等を図る必要があります。
- ・「**ファミリーサポートセンターのサポーターの確保**」のために、サポーター養成講座の実施を行い、サポーターの確保、資質向上を図っています。新型コロナウイルス感染症時に保育園や学校、学童等を利用できない子の受入に取り組み、利用者の増加につながりました。更なる事業の周知が必要です。

(2)基本目標2「母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進」について

・基本目標2では、以下の施策に取り組みました。

- (1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2)こども医療費助成制度
- (3)食育の推進
- (4)母子保健推進員活動の充実
- (5)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

(1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- ・「**子育て世代包括支援センターの整備**」を行い、相談対応職員を配置し、相談対応から必要な支援へのつなぎを行ってきました。また、広報誌で「子育て世代包括支援一覧」体制図の周知により、村民や関係機関への相談窓口の周知を図りました。子育て世代包括支援センターからこども家庭センターへの移行など、より良い相談体制について検討していく必要があります。また、土日・公休日の対応について検討していく必要があります。
- ・「**親子(母子)健康手帳交付時の支援**」として、手帳交付の保健相談を全数実施(代理交付の場合も後日面談実施)しているほか、管理栄養士による栄養相談も全数実施しています。全数面談(相談)実施することにより、妊婦のニーズや不安、悩みについて確認でき、切れ目のない支援に繋がっています。また、妊娠中期アンケート実施により継続的な関わりが来ています。流産や死産となった方へのきめ細やかな心理社会的支援等を行うための体制整備に努めていく必要があります。
- ・読谷村に住所のある妊婦とその家族に対して「**マタニティ教室**」を実施しています。パートナー同伴の参加案内することで、パートナーシップの大切さを感じてもらい協力体制のイメージが出来る場となっています。また、参加された妊婦・パートナーの交流の場ともなり互いの情報交換や疑問・不安を解消する場となっています。若年妊婦、ハイリスク妊婦の参加が少ないといった課題があります。
- ・「**妊婦健康診査**」、「**訪問指導**」、「**乳幼児健康診査**」、「**健康相談・心理相談**」、「**予防接種**」、「**歯科保健対策**」といった母子保健事業を実施しています。
- ・「乳幼児健康診査」は疾病の早期発見、子育て支援、虐待リスクアセスメントの場となっていることから、未受診者に対して再通知(SMS通知)、再々通知(地区担当、母子保健推進員による受診勧奨)により、更なる受診率の向上強化に努める必要があります。
- ・「心理相談」では、発達検査の希望が多く、発達検査の実施自体に時間がかかるため、予約が取りづらい状況が続いています。追加相談日を設定して対応している状況です。

(2)こども医療費助成制度

- ・0歳～15歳(中学校卒業まで)のこどもに係る医療費を助成しています。助成金の支給方法として自己負担なしの現物給付及び、自己負担額を医療機関等に支払いその後に医療費の助成を受ける償還払いを行っております。現物給付の場合自己負担なしで医療機関等のサ

ービスを受ける事ができ保護者等の経済的負担の軽減を図ることができます。現物給付の対応をしていない医療機関や、県外での受診又は治療用具(コルセット等)を作成した場合には、現物給付対象外となるなどの課題があります。

(3)食育の推進

- ・母子保健においては、母子手帳交付時や妊婦健康診査結果に基づいて、地区担当栄養士による栄養相談を実施しています。母子手帳交付時の栄養相談および健診結果に基づいた栄養相談を引き続き継続していく必要があります。
- ・公立保育所における食育の取組みとして、年長クラスを対象に食育教室を実施しました。また、日々の保育をとおして、沖縄の郷土料理を提供し、県産・村産の食材を積極的に取入れ、こどもたちに伝える取組みをしています。保護者向けに食への興味・関心を持ってもらうために、食育だよりを配信しています。
- ・子育て支援センターにおける食育の取組として、離乳食教室、栄養相談、おやつ作り教室を実施しています。
- ・学校では、学校給食において、学校給食栄養摂取基準に基づき給食を提供しています。また、食材や提供する栄養素等を記した献立表を保護者配布するとともに、村HPへ掲載し、保護者に対して栄養摂取に関する情報提供を行っています。さらに村広報誌においても給食通信を連載し、給食メニューのレシピや食育だよりの発行など食育に関する啓発を行っています。また、全小中学校において食育授業・講話の実施、給食時間の学級訪問を行っています。

(4)母子保健推進員活動の充実

- ・行政と住民とのパイプ役として、乳幼児健診(身体測定)事業への協力、乳幼児健診未受診者訪問、すこやか赤ちゃん訪問等について活動を行っています。事業の開催方法を改善しながら、母子保健活動・事業の推進を図る必要があります。

(5)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- ・学校との連携事業により、喫煙予防教室(中学1年生対象、養護教諭の先生と学年主任の先生と連携して実施)、生活習慣予防等健康教育、次世代の健康や母子保健に関する健康教育を実施してきました。学校側と思春期教育の内容を調整し、取り組んでいく必要があります。

(3)基本目標3「支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進」について

- ・基本目標3では、以下の施策に取り組みました。

- (1)児童虐待防止対策の充実
- (2)ひとり親世帯等の自立支援の推進
- (3)障がいのある子どもがいる世帯への支援の充実
- (4)子どもの貧困対策の充実

(1)児童虐待防止対策の充実

- ・「**児童虐待予防のための啓発・広報の充実**」を図るため、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、村ホームページや広報誌などへ記事掲載、村内小学生へ啓発品配布、講演会、児童や保護者・支援者向けワークショップといった児童虐待予防のための啓発・広報を行ってきました。大人の意識をかえることが児童虐待予防につながることから、啓発・広報の工夫が課題です。
- ・「**児童や家庭の相談や児童虐待の早期発見の強化**」のため、家庭児童相談員を配置し、こどもや家庭、関係機関などからの相談に応じ、支援を行っているほか、関係機関と連携し、児童虐待発生予防や早期発見に取り組んでいます。相談支援体制の整備、関係機関との連携を強化し早期発見に努める必要があります。
- ・「**母子保健との連携による児童虐待の早期発見と対応の充実**」については、新生児訪問や乳幼児健診・保護者からの相談などで把握した、育児不安が強い保護者、育児力に乏しい保護者、こどもや保護者に疾病や障がいなどがあり何らかの支援が必要など、養育支援を特に必要とする家庭について、母子保健と情報共有や支援方針を検討・役割分担し、連携して対応することで、児童虐待発生予防や早期発見に取り組んでいます。母子保健と児童福祉の担当者間の連携はもちろん、定期的な情報共有会や支援会議を開催し、担当者が支援について相談しやすい組織体制が必要です。
- ・要保護児童に関する協議等を実施する機関である「**要保護児童対策地域協議会の強化**」を図るため、代表者会議や実務者会議にて学識経験者から、助言・指導等を受け構成員の資質向上に取り組んでいます。近年では要保護児童等を取り巻く環境が複雑化し、ケースの対応に苦慮していることから、実際にあった事例等を参考にした研修や、関係機関等との更なる連携強化の必要があります。
- ・これまで取り組んできた家庭児童相談体制をさらに強化するため、令和4年度に「**子ども家庭総合支援拠点**」の設置を行いました。村内すべてのこどもとその保護者、妊産婦からの相談に対して、子育て世帯包括支援センターと連携しながら支援しています。加えて、研修等を行い、専門性の向上を図る必要があります。
- ・育児不安が強い保護者や育児力に乏しい保護者、児童虐待のリスクの高い保護者に対して、家庭児童相談員による個別支援、養育訪問支援事業やペアレントトレーニング等の機会の提供など「**養育支援の充実**」を図る取り組みが一層必要です。課題としては、子育て支援員等の人材確保が課題となっています。

(2)ひとり親世帯等の自立支援の推進

- ・一時的に家事や育児が困難になったとき、ヘルパーを派遣し日常生活をサポートする「**日常生活支援事業**」を紹介しています。(市町村窓口申請。県、那覇市が実施。)制度の周知により、必要な人が事業を利用できるように図る必要があります。
- ・「**ひとり親世帯の保育所入所への配慮**」のため、ひとり親家庭等のこどもの認可外保育施設利用料を軽減しています。必要とする人が利用料軽減を受けられるように周知を図る必要があります。
- ・「**就労相談**」を第2期計画では掲げていましたが、コロナ禍以降、従来行っていたハローワークの対面での受付を行っておらず、就業促進の実績がない状況です。
- ・「**経済的支援**」として、児童扶養手当、母子家庭及び父子家庭等医療費助成、母子寡婦福祉資金貸付金等、必要とする人が利用できるように制度の周知を図る必要があります。

(3)障がいのある子どもがいる世帯への支援の充実

- ・「**障がい児保育事業**」では、すべての保育園で障がい児の受け入れを実施することが望ましいが、加配保育士を配置できず、障がい児保育を実施できない園があります。保育士の確保が課題となっています。
- ・「**巡回相談の充実**」については、公認心理師による村立・認可保育園、認可外保育施設への巡回相談を実施しています。公認心理師が巡回し対象児を実際見ることによって適切な助言ができ、保育者や保護者の共通理解につなげることができました。今後も継続していく必要があります。
- ・「**放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ・配慮**」の充実を図るため、令和6年度には10施設で27人の優先受入を実施しました。また、障がい児受入推進事業、障がい児受入強化事業により、加配支援員の配置を促進しました。その他、障がい児等発達巡回相談事業を導入し、実際の児童の様子を観て支援方法のアドバイス等を受けられるようになっていますが、専門的知識を有する支援員の確保が難しく、課題となっています。
- ・「**特別支援教育の充実**」のため、幼小中学校の特別支援教育に携わる教職員を対象に研修等を実施しています。令和3年度より、心理検査実施後、保護者と学校、幼稚園等へフィードバックを行い、児童の理解や支援の手立てになったと評価を得ることが出来ました。さらに教育支援委員会の運営内容の見直しを行い、事前面談を実施することでより充実した教育支援委員会の運営を行う事ができました。各学校への巡回相談員の確保が課題となっています。
- ・「**相談支援事業の推進**」を図るため、障がい児の福祉サービス利用等については、相談内容に応じて、継続的な相談支援、障害福祉サービスの紹介等を行っています。ホームページ・広報等各種媒体を利用した周知広報等を実施する必要があります。
- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等といった、「**障がい児通所支援等の推進**」を図ってきました。障がいのあるこどもたちが、適切な障がい児サービス受けることで、健全な育成・発達を支えることに寄与してきましたが、サービスを知らない保護者(児童)が、利用につながらないケースもあります。ホームページ・広報等各種媒体を利用した周知広報等を実施する必要があります。

- ・補装具費支給、日常生活用具給付、小児慢性特定疾病児等日常生活用具給付、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成により、「**用具等の給付や生活支援の推進**」を図ってきました。ホームページ・広報等各種媒体を利用した周知広報等を実施する必要があります。
- ・「特別児童扶養手当の支給」、「特別支援教育就学奨励費の支給」、「重度心身障害児医療費助成」により、障がい児を養育している家庭への「**経済的支援**」も行ってきました。

(4)子どもの貧困対策の充実

- ・沖縄県のこどもの貧困率は、全国平均の2.2倍にのぼります。こどもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることがなく、自分の可能性を追求できる社会の実現を目指し、貧困状態にあるこどもが健やかに育成され、将来への希望が持てる環境整備や教育機会の確保・支援が必要となっています。
- ・こどもの貧困対策として、「**こどもの居場所づくり**」を推進しています。さまざまな困難を抱えた児童へ安全安心な居場所と社会体験の機会を提供し、自己肯定感を育み、将来に対して目標や希望が持てるよう、生活スキルアップ・自立応援プロジェクト、社会体験などを行っています。支援を必要としている児童に対し利用につなげていく仕組みづくりや、こどもの居場所づくりの推進を行う人材の確保が課題となっています。
- ・令和4年度より、こどもの居場所支援事業を社会福祉協議会に委託し、地域でのこどもの居場所づくりや「**子どもたちを支援するネットワークづくり**」に取り組みました。村内こども居場所活動ネットワーク会議を年2回開催したほか、「こども支援コーディネーター」による新たな居場所づくり、13自治会では長期休業期間中のこどもの居場所づくりを行ってきました。課題としては、人材の確保があります。
- ・「**就学援助制度の周知・普及**」のため、広報やホームページの掲載の他、オリエンテーションや就学児健診でのチラシ配布、SNS活用、全児童生徒へのチラシと申請書の配布を行いました。周知活動を行っても就学援助の申請は任意であるため、対象者全てをカバーすることは難しい状況です。

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念と基本指針

読谷村の村づくりの基本計画である「読谷村ゆたさむらビジョン」では、読谷村のあるべき姿として、

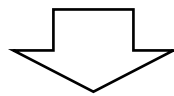
ゆたさある風水 優る肝心 咲き誇る文化ど 想い合ち

(ユタサアルフンシ マサルチムグクル サチフクルハナドウ ウムイアワチ)

を掲げています。

この“読谷村のあるべき姿”を踏まえ、この計画の新しい子育ての基本理念と基本指針の骨子としてとらえ、この計画の基本理念を次のように定め、4つの基本指針を掲げます。

理念：安心してこどもを産み、健やかに成長できるむらづくり



■ 基本指針 ■

- ①こどもの権利と健やかな育ちを守ります。(身体・こころ・文化)
- ②ゆいまーるの心を軸に子育てを通した親としての成長を支えます。
- ③子育てと仕事が両立できる環境をつくれます。
- ④教育・保育や子育て支援の質の向上に取り組みます。

■ 施策の体系図 ■

基本理念

安心してこどもを産み、健やかに成長できるむらづくり

基本目標

基本施策

1. 教育・保育の提供体制や
子育て支援の充実



- (1)認定こども園への移行、普及に係る考え方
- (2)教育・保育の質の確保
- (3)教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (4)地域子ども・子育て支援事業の推進
- (5)こどもの居場所づくり
- (6)相談・情報提供の充実
- (7)人材の確保の推進

2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進



- (1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2)こども医療費助成制度
- (3)食育の推進
- (4)母子保健推進員活動の充実
- (5)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

3. 支援を必要とする児童等
をもつ世帯へのきめ細かな
取り組みの推進



- (1)児童虐待防止対策の充実
- (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3)障がいのあるこどもがいる世帯への支援の充実
- (4)こどもの貧困対策の充実

2. 施策の方向性

(1)教育・保育の提供体制や子育て支援の充実

子ども・子育て支援においては、こども達が心身ともに健やかな成長を遂げられる様な環境を整えることが重要です。そのためには教育・保育環境の整備と内容の充実が大切です。特に生涯における生きる力の基盤が形成されるという乳幼児期の重要性に鑑み質の高い教育・保育の充実が求められます。村の「読谷村教育・保育指針」に掲げている、こどもたちを育むため大切にしたい「6つの視点」・「4つの環境」・「育ってほしい人物像」に基づいて、就学前児童の教育・保育を推進します。また、教育・保育の質の確保を図るため、同指針に掲げられている研修体制づくり、保幼小連携体制づくり等を推進します。

さらに、子育て中の保護者への支援なども講じていかねばなりません。働きながら子育てできる環境づくりに向けて、待機児童が解消されるよう、教育・保育事業の量的確保を行います。また、村立幼稚園の認定こども園移行を順次行うなど教育・保育施設の再編により、教育と保育の一体的提供を行っていきます。

子育て家庭では育児不安等の悩みを抱え、社会からの「孤立」を感じている家庭が多くなっています。子育て家庭の不安解消等の子育て支援を図るために、地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター)、一時預かり、養育支援訪問事業等の地域子ども・子育て支援事業を展開します。また、母子保健と児童福祉の両分野の相談機能を一体化した「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行います。

小学生については、居場所の確保が課題となっているため、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の受け皿の確保及び放課後子ども教室、児童館機能の充実により、小学生の放課後の居場所づくりを推進します。

(2)母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進

母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進において重要なことは、病気にならないための健康づくりであり、基本的な生活習慣の確立、予防接種や食育の充実等が重要となります。また、次に重要なことは病気の早期発見であり、健康診査等の事業が重要となります。子育て家庭では、こどもの栄養や発育・発達などで育児不安等の悩みを抱える保護者も多く、母子保健分野の充実や相談支援、寄り添い型の支援等が必要となっています。

これまで実施してきた乳幼児健診や予防接種、訪問指導等を継続して実施するほか、産前産後からの支援、養育支援、ペアレントトレーニング、発達支援などを充実し、妊娠期からの切れ目ない支援を推進します。

また、教育・保育施設や学校における食育の推進や、喫煙予防、生活習慣病予防等の健康教育を学童期や思春期に行い、こどもたちの健康保持・増進を図ります。

(3) 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進

障がいをもつこどもがいる世帯では、一人ひとりのこどもの状況に合わせた多様な子育て支援と周囲の支えを必要としています。また、ひとり親世帯は、子育てを担う保護者が一人であり、家庭内での助け合いや役割分担がしにくいにもかかわらず、就労し家計を支える必要もあるため、保護者に多大な負担がかかっています。こうした世帯に対しては、1つ1つの世帯にあわせた、きめ細かな対応が必要です。

児童虐待や家庭内暴力(DV)への対応、不登校児童やヤングケアラー支援なども必要です。また、沖縄県のこどもの貧困率は、全国より高いため、こどもの貧困対策も優先して取り組む必要があります。

このような困難を抱え、支援を必要とするこどもの権利を守り、こどもと家庭への支援を充実するため、相談機関をはじめ関係機関の連携の下、サービス提供、経済的支援、行政と地域が一体となったきめ細かな体制づくりを目指します。

3. 重点施策

(1)待機児童の解消と保育士の確保

依然として課題である待機児童の解消を目指し、ニーズに対応する定員枠の増加及び保育士の確保による受け入れ充実を図ります。

(2)村立幼稚園と村立保育所の再編の確実な実施

村では、令和5年8月に「認定こども園移行を踏まえた教育・保育施設の再編計画」を策定し、村立幼稚園5園及び村立保育所2園を再編し、村立幼稚園1園、村立保育所1園、認定こども園4園(うち1園は村立保育所との分園による認定こども園)とする方針を打ち出しました。

令和8年度から公立園の再編を順次実施し、読谷村の幼児期の教育・保育体制の確立を目指します。また、再編され機能強化された公立園が中核園となり、教育・保育の充実を図ります。

(3)放課後児童クラブの整備

共働き家庭の児童の放課後対策である放課後児童クラブについて、第2期計画期間にて9園増設してまいりましたが、依然として待機がいる状況にあります。ニーズ調査結果を踏まえながら、受け皿の確保を図ります。

(4)こども家庭センターの設置と相談支援の充実

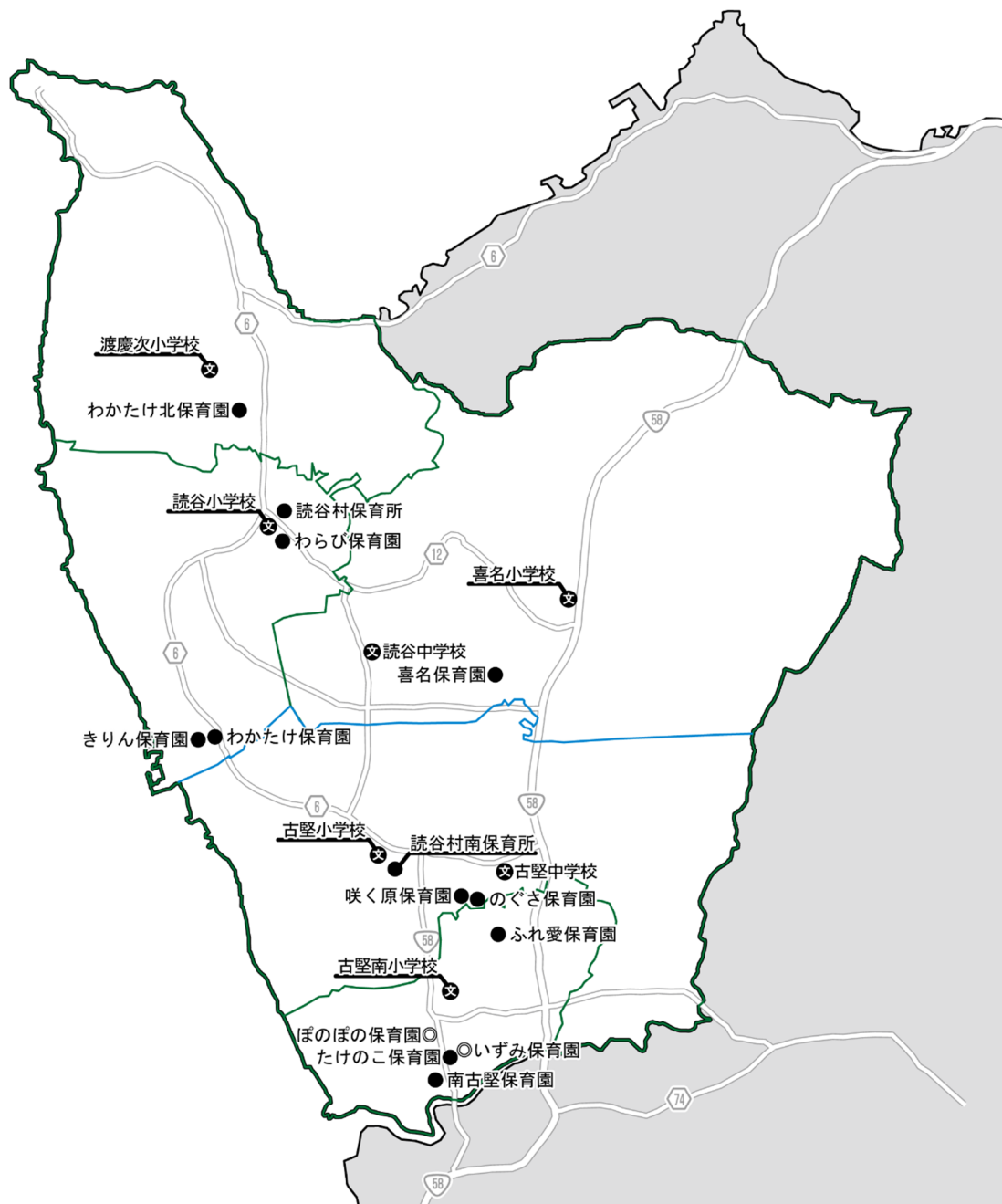
村に設置されている「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の相談機能を統合した「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行います。

(5)家庭支援事業を活用した養育の支援等の充実

育児不安が強い保護者や育児力に乏しい保護者については、孤立させないような支援・継続的な支援が必要であり、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業に加え、令和6年度より法制度化された子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業といった家庭支援事業を活用し、養育のアドバイスからヤングケアラーがいる世帯への家事援助を行う等、養育支援を充実します。

4. 教育・保育の提供区域について

○村では、教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位である教育・保育提供区域については、村の面積、地勢、道路・交通等の状況を踏まえ、村全体を「一区域」として設定し、整備を進めます。



第5章 量の見込みと確保の内容

第5章 量の見込みと確保の内容

1. 教育・保育の量の見込みと確保策

(1) 量の見込みと確保の考え方

◇◇◇量の見込みと、確保方策について ◇◇◇

- 本村の教育・保育事業に関する量の見込みは、国の示すニーズ調査より潜在的ニーズの把握を行い、これに基づいて設定しました。2号認定、3号認定では、共働き家庭の増加等により、一層、保育ニーズが高まると見込まれます。
- 公立幼稚園については、令和5年8月策定の「認定こども園移行を踏まえた教育・保育施設の再編計画」に基づき、5園中4園を令和8年度から順次認定こども園に移行します。これにより、2号認定、3号認定の保育ニーズへの対応を図ります。
- 公立幼稚園は1園となりますが、現在未実施となっている3歳児の受入を行い、3～5歳児の複数年保育ニーズ(1号認定、2号認定教育ニーズ)への対応を行います。
- 3号認定については、公立幼稚園から移行する認定こども園での低年齢児保育実施により、受け皿の確保を行い、待機児童解消を目指します。

(2)必要量の見込みと確保量

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前のこども）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72	161	158	154	151	148
②確保方策	161	161	160	160	151	148
公立幼稚園	129	129	102	102	21	21
私立幼稚園	32	32	32	32	32	32
認定こども園(公立)	0	0	0	0	17	17
認定こども園(私立)	0	0	26	26	81	78
②－①	89	0	2	6	0	0

※令和10年度の確保量不足3人分を、私立認定こども園の確保量増で対応する確保方策とした。

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	846	1,058	1,039	1,007	987	971
2号教育	210	199	195	189	185	182
2号保育	636	859	844	818	802	789
②確保方策	1,077	1,197	1,168	1,168	1,047	1,047
2号教育	504	624	546	546	312	312
公立幼稚園	376	376	298	298	64	64
私立幼稚園	128	128	128	128	128	128
確認を受けない幼稚園	0	120	120	120	120	120
2号保育	573	573	622	622	735	735
公立保育所	83	83	83	83	53	53
私立保育園	490	490	490	490	490	490
認定こども園(公立)	0	0	0	0	45	45
認定こども園(私立)	0	0	49	49	147	147
②－①	231	139	129	161	60	76

※確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援制度における施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けず、私学助成の制度を継続している幼稚園のこと

3) 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	105	149	147	145	144	143
②確保方策	132	132	138	138	156	156
公立保育所	6	6	6	6	3	3
私立保育園	114	114	114	114	114	114
認定こども園(公立)	0	0	0	0	9	9
認定こども園(私立)	0	0	6	6	18	18
小規模保育	12	12	12	12	12	12
②－①	27	△17	△9	△7	12	13

4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	551	587	576	591	585	579
②確保方策	484	494	516	516	570	579
公立保育所	48	48	48	48	24	24
私立保育園	410	410	410	410	410	410
認定こども園(公立)	0	0	0	0	30	30
認定こども園(私立)	0	0	22	22	70	79
小規模保育	26	36	36	36	36	36
②－①	△67	△93	△60	△75	△15	0

※令和11年度の確保量不足9人分を、私立認定こども園の確保量増で対応する確保方策とした。

(3)各年度における確保方策

	確保の方策（新規分）	
	教育の量	保育の量
令和 7年度		
令和 8年度	・私立喜名こども園整備（1号定員26名増）	・私立喜名こども園整備 （2号定員49名増、3号定員28名増）
令和 9年度		
令和 10年度	・私立渡慶次こども園整備（1号定員26名増） ・私立古堅南こども園整備（1号定員26名増） ・公立古堅こども園再編（1号定員17名増）	・私立渡慶次こども園整備 （2号定員49名増、3号定員28名増） ・私立古堅南こども園整備 （2号定員49名増、3号定員28名増） ・公立古堅こども園再編 （2号定員15名増、3号定員12名増）
令和 11年度		

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数	(684)	684	684	684	684	684
確保方策	人	(684)	684	684	684	684	684
	箇所	(14)	14	14	14	14	14

※人＝実利用人数 ※()内は令和5年度実績に基づく見込み 量の見込みは実績値より算出

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭などの子どもについて、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	単位		令和6年度 (登録実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	合計	人	394	822	816	801	794	783
	低学年	人	365	640	637	627	618	607
	高学年	人	29	183	178	174	176	176
確保方策	人		400	480	560	640	720	800
	箇所		10	12	14	16	18	20
	公設		5	5	5	5	5	5
	民設		5	7	9	11	13	15
	クラス単位		10	12	14	16	18	20

※人＝実利用人数 量の見込みはニーズ調査結果より算出

※待機児童を合わせた概算値は、令和6年度で538人

(3)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(11,998)	11,373	11,196	11,342	11,227	11,123
確保方策	人日	-	11,373	11,196	11,342	11,227	11,123
	箇所	2	2	2	2	2	2

※人日＝年間延べ利用人数

※()内は令和5年度実績に基づく見込み 量の見込みはニーズ調査結果より算出

※現在の実施2カ所は「はばたけ・つどい広場」となる。

(4)一時預かり事業

1)幼稚園型

幼稚園又は認定こども園において、主に在籍園児(1号認定こども)を対象に実施する預かり保育に係る支援を行う事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(85,582)	85,582	75,826	75,826	58,696	58,696
確保方策	人日	(85,582)	85,582	75,826	75,826	58,696	58,696
	箇所	(8)	8	7	7	5	5

※人日＝年間延べ利用人数 ※()内は令和5年度実績に基づく見込み 量の見込みは実績を踏まえて算出

※村立幼稚園の認定こども園移行による預かり保育利用者減を踏まえた見込み量を検討中(50,000人日程度と想定される)

2)その他の一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(952)	952	952	952	952	952
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園在園児 対象型を除く)	人日	(952)	952	952	952	952
		箇所	2	2	2	2	2
	ファミリー・サポ ート・センター (未就学児のみ)	人日	(1,503)	1,503	1,503	1,503	1,503

※人日＝年間延べ利用人数 ※()内は令和5年度実績に基づく見込み 量の見込みは実績を踏まえて算出

(5) 病児・病後児保育事業

疾病にかかっている保育が必要な乳幼児が、家庭において保育を受けることが困難となった場合に、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	(50)	50	50	50	50	50
確保 方策	人日	(50)	50	50	50	50	50
	箇所	(1)	1	1	1	1	1

※人日＝年間延べ利用人数 ※()内は令和5年度実績に基づく見込み 量の見込みは実績を踏まえて算出

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター〈就学児のみ〉）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(就学児)	人日	(1,253)	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253
確保方策	人日	(1,253)	1,253	1,253	1,253	1,253	1,253

※人日＝年間延べ利用人数

※()内は令和5年度実績に基づく見込み 実績を踏まえて量の見込みを設定している

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設、里親等において、一定期間の養育・保護を行う事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を行う事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	—	14	14	14	14	14
確保方策	人日	—	14	14	14	14	14
	箇所	—	2	2	2	2	2

※人日＝年間延べ利用人数 ※量の見込みは里親による受け入れ可能人数より設定

(8)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	(1)	1	1	1	1	1
確保方策	基本型	箇所					
	特定型	箇所					
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業型	人回	1,086	1,038	990	942	894

※令和6年度は母子保健型

(9)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	310(見込み)	362	346	330	314	298
確保方策	人	310(見込み)	362	346	330	314	298

※人=実利用人数 量の見込みは実績を踏まえて算出

(10)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援・要保護児童や特定妊婦の支援の観点から、国は「家庭支援事業」の実施を掲げており、本事業も6つの家庭支援事業の一つとして、子育て支援・児童虐待の予防的役割を行う事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	(4)	7	7	7	7	7
確保方策	人	(4)	7	7	7	7	7

※人=実人数 ※()内は令和5年度実績に基づく見込み

(11)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1	1

※令和4年度より実施あり

(12)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	4,648(見込み)	4,309	4,122	3,935	3,748	3,561
確保方策	人回	4,648(見込み)	4,309	4,122	3,935	3,748	3,561

※人回=年間延べ利用回数 令和6年度は、332人(R5妊娠届出数)×14回=4,648

(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	—	40	40	40	40	40
確保方策	人	—	40	40	40	40	40

※人=実利用人数 令和6年度より村内の未移行幼稚園が事業開始するため40名の利用が見込まれる。

(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	0	0	1	1	3	3
確保方策	箇所	0	0	1	1	3	3

(15)子育て世帯訪問支援事業（家庭支援事業） 【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	—	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224
確保方策	人回	—	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224

※人回＝年間延べ利用回数

(16)児童育成支援拠点事業（家庭支援事業） 【新規】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う事業です。現在、こども自立支援事業として取り組んでおりますが、事業評価を行い児童育成支援拠点として取り組んでいくか検討を行います。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	—	—	—	—	—	10
確保方策	人	—	—	—	—	—	10

※人＝実利用人数

(17)親子関係形成支援事業（家庭支援事業） 【新規】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

（実施については検討中）

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	—	—	40	40	40	40
確保方策	人	—	—	40	40	40	40

※人＝実利用人数

(18)産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

また、申請や利用手続きの簡素化や電子化を行い、利用者しやすい環境づくりに努めます。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	—	2,411	2,304	2,198	2,091	1,985
確保方策	人回	—	2,411	2,304	2,198	2,091	1,985

※人回＝年間延べ利用回数

(19)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件を問わず、0歳6ヵ月～満3歳未満の未就園児を月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に対応できる新制度で、令和8年度より全自治体で実施することとされています。

	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	—	—	1,080	960	2,520	2,520
確保方策	人日	—	—	1,080	960	2,520	2,520

※人日＝年間延べ利用人数

第6章 こどもと子育て家庭への支援対策

第6章 こどもと子育て家庭への支援対策

1. 教育・保育の提供体制や子育て支援の充実

(1)認定こども園への移行、普及に係る考え方【担当課：こども未来課、学校指導課】

村では、令和5年8月に「認定こども園移行を踏まえた教育・保育施設の再編計画」を策定し、
村立幼稚園5園及び村立保育所2園を再編し、村立幼稚園1園、村立保育所1園、認定こども園4
園(うち1園は村立保育所との分園による認定こども園)とする方針を打ち出しました。

現在は、この再編計画に基づき、令和8年度から順次移行し、村内の認定こども園を4園にします。

村立認定こども園は1園とし、村立幼稚園及び村立保育所とともに、公の役割を果たす中核園と
なるように、機能強化します。

(2)教育・保育の質の確保

①教育・保育の質の確保の推進【担当課：こども未来課、学校指導課】

令和4年3月に「読谷村教育・保育指針」を策定しました。指針に示されている、こどもた
ちを育むため大切にしたい「6つの視点」・「4つの環境」・「育ってほしい人物像」に基づ
いて、教育・保育の質の確保を図ります。

また、研修体制を強化するため、研修参加は、教育・保育施設及び認可外保育施設の保育者
がともに参加するかたちとし、実際の研修体制は教育・保育現場の意見を反映しより良い方法
を確立していきます。

私立園や認可外保育施設等も参加する研修や公開保育を行うほか、読谷村における体系的な
「村内研修体制」を構築し、村内すべての教育・保育施設の保育者の資質向上を図ります。

現場の保育者のみならず、行政側も他市町村の事例視察や勉強会などの機会を設けるなど、
「行政側の研修」にも取り組んでまいります。

②保幼こ小の連携強化【担当課：こども未来課、学校指導課】

令和4年3月に策定した「読谷村教育・保育指針」に示されている保幼こ小連携体制づくり
に基づき、村における保幼こ小連携体制を構築し、こどもの発達の個人差や月齢・年齢を踏ま
えた“切れ目のない”教育・保育の実施や、保育者同士のつながりを重視した教育・保育の実
践、資質向上が可能となる仕組みをつくります。

保幼こ小連携においては、各施設の代表者が意見交換を行い村内の教育・保育に関する協議
を行うほか、村内の5地区(小学校区を基本とする)ごとに保幼こ小連携の取り組みを行う体制
づくりに取り組みます。

保幼こ小連携は、幼児期から児童期への連続したこどもの発達を意識し、遊びを通して学ぶ
幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、こどもの生活や学びが円滑に
移行していく「小学校への円滑な接続」においても重要であり、教育・保育施設と小学校との

交流活動、職員間の相互理解の場の確保を図るため、村の行政内の連携も強化し、体制づくりを行います。

また、5歳児から小学1年生への接続期カリキュラム(架け橋プログラム)の策定を進め、スムーズに小学校へと進学できるように図ります。

(3)教育・保育施設等の円滑な利用の確保

①0歳児、1歳児の保育の拡充【担当課：こども未来課】

産休明け、育休明け等により待機児童が多く発生する0歳児や1歳児の保育ニーズについて、ニーズ調査で把握された潜在的ニーズに基づきながら受け皿の拡充を行い、預けたいときに預けられるよう、保育環境の整備に努めます。

②保育所における5歳児保育の拡充【担当課：こども未来課】

保育所での5歳児保育の実施園を拡充し、0～5歳児までの一貫した受け入れにより、乳幼児期のこどもの育ちや発達の連続性を大切にした教育・保育を進めます。

また、5歳児の教育・保育内容の充実を図り、園によって教育・保育の実践に隔たりがないよう、質の確保に努めます。

③村立幼稚園の複数年保育の推進【担当課：学校指導課】

村立幼稚園での複数年保育について、引き続き、空き教室の活用を図りながら、実施園の拡充を行います。さらに、令和10年度からは1園となる村立幼稚園において、3歳からの教育・保育をできるように努めます。

④村立幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)の充実【担当課：学校指導課】

共働き家庭等の子育て支援として村立幼稚園での一時預かり(預かり保育)を希望者が利用できるよう、保育士の確保に努め、今後も、継続して実施します。

⑤外国につながる幼児への支援・配慮【担当課：こども未来課、学校指導課】

教育・保育施設において、両親が国際結婚の幼児などの外国につながるこどもについて、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等へ必要な支援に努めます。また、教育・保育施設に対して、多言語等の対応や配慮に努めます。

(4)地域子ども・子育て支援事業の推進【担当課：こども未来課、健康推進課】

地域に暮らす全てのこどもや子育て世帯の支援のため、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」のメニューである各種事業について、実績やニーズ調査結果等を踏まえた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。（各事業の目標については第5章 量の見込みと確保の内容(事業計画)を参照）

◎村が実施する地域子ども・子育て支援事業

- ・ 時間外保育事業（延長保育事業）
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・ 子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ・ 一時預かり事業（幼稚園型／預かり保育）
- ・ 一時預かり事業（幼稚園型以外＝保育園等での一時預かり）
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 利用者支援事業（こども家庭センター型／妊婦等包括相談支援事業型）
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 妊婦健康診査事業
- ・ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
- ・ 実費徴収に伴う補足給付を行う事業
- ・ 子育て世帯訪問支援事業
- ・ 親子関係形成支援事業
- ・ 児童育成支援拠点事業
- ・ 産後ケア事業
- ・ 乳児通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(5)こどもの居場所づくり

ア)「放課後児童対策パッケージ」に基づく放課後対策の推進

①放課後児童クラブの整備及び質の向上【担当課：こども未来課】

共働き家庭の児童の放課後対策である放課後児童クラブについて、第2期計画期間にて9園増設してまいりましたが、依然として待機がいる状況にあります。こどもアンケート結果をみると、こども自身は「自宅」で過ごしたいという回答が多くなっていますが、共働き世帯の増加に伴い学童ニーズは上昇しています。ニーズ調査結果を踏まえながら、受け皿の確保を図ります。（放課後児童クラブの整備目標については事業計画を参照）

また、放課後児童支援員の確保や資質向上を図るため、運営費における常勤職員配置の改善や、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、支援員等処遇改善事業を継続して行います。

②放課後子ども教室の充実【担当課：生涯学習課】

小学生が放課後等を安全で安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、自治会公民館で実施している放課後子ども教室(通称 わんぱく広場)の充実を図ります。令和6年度(2024年度)は11か所で実施しています。今後も実施場所の拡充に努めます。

放課後子ども教室の見守りスタッフの学習会を開催するなど、資質向上を図るとともに、スタッフ会議などでの情報共有を行うなど、一層の充実を行います。

③放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型での実施【担当課：こども未来課、生涯学習課】

国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型または連携型での放課後児童の居場所づくりや健全育成の実施について、令和11年度までに1か所での実施に努めます。

放課後の居場所づくりについて、生涯学習課とこども未来課が情報共有するとともに、運営委員会等を設置し、実施に向けた検討を行います。

イ) 児童館等における居場所の確保、充実【担当課：こども未来課】

村内の児童館において、こどもたちが楽しく、安全に過ごせるよう児童館のイベントのさらなる充実を図るほか、安全管理や設備の充実に努めます。

令和5年度より児童館を指定管理者制度へ移行し、民間のノウハウを活用した事業運営による教育・保育施設や地域ボランティア等との連携によるイベントや活動内容の充実を図ります。

中高生の居場所を確保するため、開所時間の延長等による利用しやすい環境づくりの検討を行います。

児童館がない地域においては、地域の公民館を活用したこどもの居場所及び活動の場の確保を図ります。

(6)相談・情報提供の充実【担当課：こども未来課、健康推進課、学校指導課、生涯学習課】

既に設置されている母子保健機能の「子育て世代包括支援センター」と児童福祉機能の「子ども家庭総合支援拠点」の相談機能を維持したまま、双方の連携の強化を目的とした「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行います。

また、地域子育て支援センター、保育所、こども家庭センター、青少年センター、生涯学習課にて実施している家庭教育相談支援事業などによる相談の充実を図るとともに、関係機関による情報共有、来所が困難な場合のアウトリーチでの相談支援など、多様な相談支援に努めます。

相談先や子育て支援サービスの情報提供、周知広報を充実し、必要な人が必要な制度・サービスを利用できるように努めます。

(7)人材の確保の推進

①保育士の確保と定着【担当課：こども未来課】

待機児童の解消のため、保育施設等の拡充と合わせて、保育士の確保が最重要事項です。国・県の事業を活用して確保に努めるほか、村独自の支援金の拡充、保育士試験対策講座の実施、村内の教育・保育施設と連携した合同就職説明会、保育園等の見学会、中高生向けガイダンス（保育士のお仕事紹介等）を開催し、保育士確保を進めます。

保育士の業務負担軽減を図るため、保育補助者の確保にも努めます。

さらに、新規採用した保育士の定着についても推進するため、保育巡回支援を活用し採用した保育士の支援を行います。また、社会保険労務士等による園の労務状況チェックを行い、働き方の改善につなげていきます。

②幼稚園教諭の確保【担当課：学校指導課】

村立幼稚園における幼児教育の向上を図るため、多様な媒体を活用し幼稚園教諭の安定的な確保に努めます。

村立幼稚園の教育・保育の実践を発信すると共に、公開保育の実施や教育実習の受け入れを積極的に行い、幼稚園教諭の魅力を伝え、働きやすい職場環境の充実に努めていきます。

③幼児教育アドバイザーの配置【担当課：学校指導課】

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有した、アドバイザーを配置し、村内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行い教育・保育の資質向上を図ります。アドバイザーの確保に当たっては、退職した小学校教諭や幼稚園教諭、保育士を配置するなど、専門職活用も含めて検討します。

④放課後の居場所における人材確保

④-1 放課後児童支援員の確保【担当課：こども未来課】

県及び関係機関、他市町村とも連携しながら、放課後児童支援員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、処遇改善事業の実施等による放課後児童支援員の確保を支援します。

④-2 地域人材の確保【担当課：生涯学習課】

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため、放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

⑤ファミリーサポートセンターのサポーターの確保【担当課：こども未来課】

ファミリーサポートセンターの支援者である「まかせて会員」の増加を図るため、引き続き、サポーター養成講座の実施のほか、ファミリーサポートセンターの事業内容や研修内容などの周知を図ります。

2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進

(1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、親子(母子)健康手帳の交付時から妊婦健康診査や産前・産後の支援、乳幼児健康診査、相談、訪問指導、マタニティ教室、予防接種等の母子保健における取り組みの充実を行います。

①こども家庭センターの設置と相談支援の充実【担当課：健康推進課、こども未来課】

村に設置されている「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の相談機能を統合した「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行います。

公式LINEやSMS等を活用して、相談先や子育て支援サービスの情報提供、周知広報を充実し、必要な人が必要な制度・サービスを利用できるように努めます。

②親子(母子)健康手帳交付時の支援【担当課：健康推進課】

母子への支援が妊娠届から始まることに留意し、親子(母子)健康手帳交付時のアセスメントを強化し、個々の妊婦に必要な心理社会的支援等が行えるように進めます。

親子(母子)健康手帳交付時の妊婦への保健指導・栄養相談を実施していきます。

③マタニティ教室【担当課：健康推進課】

マタニティ教室を実施し、より妊婦にとって役立つ情報の提供やよりよい妊娠経過をたどることができるよう、参加者の感想などを踏まえながら、指導・支援や妊婦同士の仲間づくりなどを図ります。

若年妊婦、ハイリスク妊婦の参加が少ないため、これらの対象に対し、通常案内に加え、個別での教室案内を行います。教室への参加が難しい際には個別相談を行い、継続した支援に努めます。

④妊婦・産婦健康診査【担当課：健康推進課】

妊娠期の母子の健康確保を図り、安全で安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査を推進します。

また、妊婦健康診査の結果等に応じて必要な保健指導を実施し、妊娠期における母体の健康管理に努めます。

令和4年度から実施している産婦健康診査の費用助成も継続実施し、産婦健診結果に基づき、必要な保健指導を実施していきます。また、ハイリスク妊婦は、その方の妊婦健診から産婦健診までの結果を確認し継続支援していきます。

⑤産後ケア事業（訪問型・通所型・宿泊型）【担当課：健康推進課】

助産師による出産後の母親の身体と心のケアや乳児の育児について具体的な相談や指導等を行い、出産後の母親が安心して子育てできるよう、支援します。

⑥産前産後サポート事業デイサービス型【担当課：健康推進課】

令和5年度から実施している産前産後サポート事業デイサービス型も継続実施し、不安や生活上の困りごと等の軽減や、地域の仲間づくりを促し、孤立感を解消することを目的として、寄り添い継続して支援していきます。

⑦新生児聴覚検査費用助成【担当課：健康推進課】

令和5年度から実施している新生児聴覚検査費用助成も継続実施します。聴覚に障がいのあるお子さんを早期発見し、早期療育につなげ、お子さんの言葉やコミュニケーションの発達を促すことができるように、関係機関と連携して支援していきます。

⑧妊産婦・乳幼児訪問指導【担当課：健康推進課】

保健師等による訪問を行い、ハイリスク対象者(児)への支援を実施します。妊産婦訪問は、妊産婦健診の結果確認を行い、電話やSMSを活用し妊娠中の継続した支援を行います。また、出産後の生活や健康管理も継続して行います。

⑨新生児・産婦訪問指導【担当課：健康推進課】

生後28日未満の新生児や産婦への助産師による訪問指導を実施します。また、必要に応じて保健師等による継続的な支援を行います。

⑩すこやか赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）【担当課：健康推進課】

生後4か月未満の乳児のいる家庭に対して家庭訪問を実施し、子育ての孤立防止や子育て相談及び必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては養育支援訪問事業等の適切なサービス提供に結びつけるよう努めます。

⑪乳幼児健康診査【担当課：健康推進課】

乳幼児健康診査は疾病の早期発見、子育て支援、児童虐待リスクアセスメントの場となっていることから、受診率の更なる向上に努めます。

乳幼児健康診査では、こどもがすこやかに成長、発達しているかを保護者と確認するとともに、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査においては、心理士による育児相談も実施し、発達に関する不安や育てづらさ等を抱える保護者に対して相談支援と事後フォローを行います。

乳幼児健康診査は疾病の早期発見、子育て支援、児童虐待リスクアセスメントの場となっていることから、受診率の更なる向上に努めます。

村独自開催の2歳児健康ひろば(2歳児歯科健康診査)において、令和6年度より実施している言語聴覚士による相談を継続し、ことばの発達の遅れや食事の飲み込み等の不安に対して早期介入していきます。必要に応じて、個別相談に引き継ぎます。

⑫健康相談・心理相談・ことば相談【担当課：健康推進課】

乳幼児健康診査要精密検査者への医療機関受診確認や身体発育、精神発達面等での健康診査後事後フォローとして、来所相談又は、電話相談を実施します。必要に応じて、家庭訪問を行います。

言葉の遅れ、精神発達面に課題がある乳幼児や子育てのしづらさを訴える保護者への心理士による個別相談を実施します。

また、令和6年度より実施している、言語聴覚士による「こどもことば相談」を継続し、ことばの発達の遅れや発音不明瞭等の不安等に対して、個別相談を実施します。

⑬発達支援に関する保健・福祉・教育・医療・労働の連携【担当課：福祉課、こども未来課、健康推進課、学校指導課】

各関係機関による発達支援を包括的につなぎ、こどもの状況や支援方法について共有しながら、個々の成長への支援を行うと共に、発達支援体制についても検討していきます。

社協への委託により実施している「ペアレントプログラム」「ペアレントトレーニング研修会」を継続するとともに、周知・広報による参加促進を図ります。

⑭歯科保健対策の推進【担当課：健康推進課】

マタニティ教室で、妊婦の歯周病予防、歯周病悪化による流産予防のための歯科治療について、歯科衛生士による講話を実施し、歯と口のトラブル予防、妊娠中でも安心して歯科受診ができるように相談に対応します。

乳幼児健康診査において、歯科健康診査、歯みがき指導、フッ素塗布を実施し、虫歯のないこどもの増加を目指します。

特に、2歳児は乳歯がすべて生えそろう時期であり、3歳児以降での虫歯の急増を招かないためにも、2歳児歯科健康診査(2歳児健康ひろば)の受診率の向上に努めます。

また、早期歯科受診勧奨、虫歯治療の継続受診の必要性などを保健指導で周知していきます。

⑮予防接種率の向上【担当課：健康推進課】

予防接種で防げる病気は予防接種で免疫をつけるよう、保護者に対して予防接種の意義の普及啓発を図ります。特に、MR(麻しん風しん)混合ワクチンの接種率95%達成を目指し、あらゆる機会を通じて啓発を行い、接種率の向上に努めます。

定期予防接種となるワクチンが増え、接種スケジュールが複雑化しているため、接種対象者へ適切な時期に確実に接種ができるよう、予診票を送付して、分かりやすい周知・説明を行います。

(2) こども医療費助成制度【担当課：こども未来課】

こどもの病気の早期発見、早期治療を促し、健全な育成を図るため、こども医療費助成制度を実施していきます。令和4年度から外来受診に係る医療費助成対象年齢を未就学児から、中学卒業までに引き上げており、今後もこれを継続していきます。

(3) 食育の推進【担当課：健康推進課、こども未来課、教育委員会】

① 妊婦栄養相談【担当課：健康推進課】

親子(母子)健康手帳交付時に妊婦栄養相談を実施します。また、妊婦健康診査結果に基づいた栄養相談を継続して実施します。

② 乳幼児健康診査時栄養相談(4～5か月、10～11か月、1歳6か月、2歳、3歳)【担当課：健康推進課】

乳幼児健康診査において、発達・発育状況等に応じた栄養相談を実施します。特に、乳児一般健診(1回目)では、離乳食の進め方についての指導を重点的に行います。そのほか必要に応じて配布資料や教材等を活用し、効果的な栄養相談を行っていきます。

③ 離乳食ステップアップ教室(7か月児)【担当課：健康推進課】

7か月児を対象とした離乳食教室を実施し、こどもの月齢にあわせた離乳食の説明や、成長を確認しながら個別相談を行うなど、効果的な開催を進めます。

④ 親子クッキング【担当課：教育委員会】

栄養教育として、親子クッキング教室を開催し、家庭とともに栄養教育を実践する機会の提供を行います。

⑤ 保育所等における食育の推進【担当課：こども未来課】

公立保育所において、食育教室を実施するほか、沖縄の郷土料理や、地元の食材を積極的に取り入れた給食提供等により、地産地消に努め食育指導を推進します。

また、保護者向けには、食への興味・関心を持ってもらうために、食育だよりを配信します。

子育て支援センターにおける食育の取組として、離乳食教室、栄養相談、おやつ作り教室を実施します。

⑥ 幼稚園・小中学校における食育の推進【担当課：教育委員会】

幼稚園においては、園内菜園において野菜の栽培や収穫の取り組みの他、年1回の給食体験をととして食育を推進します。

小中学校においては、給食提供を通じた食育及び食育授業・講話の実施、給食時間の学級訪問を行うなど、食育を推進します。

給食の献立表を保護者配布および村HPに掲載し、保護者に対して栄養摂取に関する情報提供を行うほか、給食通信による給食メニューのレシピや食育だよりの発行など食育に関する啓発を行います。

(4)母子保健推進員活動の充実【担当課：健康推進課】

地域ぐるみの子育て支援体制を構築するため、地域に密着した母子保健推進員活動の充実を図ります。保育所訪問を再開し、児童・保育士等との交流及び母子保健推進員啓発活動も引き続き実施していきます。

定例会議等での研修実施を通して資質向上を図り、事業や個別支援の中で地区担当保健師と連携しながら、母子等の支援を進めていきます。

(5)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実【担当課：健康推進課、学校指導課】

学童期・思春期保健対策を効果的に推進するため、保健、医療、福祉、教育等の関係者が情報共有・意見交換を実施するなど連携強化を図っていきます。

喫煙予防教室、生活習慣予防等健康教育、次世代の健康や母子保健に関する健康教育が実施されるように努めます。

道徳教育や喫煙予防教育、思春期教育において、各小中学校の担任や養護教諭、保健体育教諭との連携により、保健師による健康教育を実施します。また、健康教育が未実施の小学校においても実施できるように連携していきます。

3. 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

① こどもの権利養護と児童虐待予防のための啓発・広報の充実【担当課：こども未来課】

こどもの権利養護については、体罰によらない子育ての推進、社会全体で児童虐待の早期発見や予防を図るため、村民に対する啓発活動を推進し、児童虐待に関する理解を深める活動を行います。

村ホームページ及び広報誌、村公式 LINE 等さまざまな媒体を活用し、年間を通して児童虐待予防や普及啓発に努めます。

② 児童や家庭の相談、児童虐待早期発見の強化【担当課：こども未来課・学校指導課】

こども家庭センターに相談員を配置し、子育てに関する不安や悩み・こどもからの相談や不登校、ヤングケアラー支援など様々な相談に対応します。

また、相談経路の多くを占める保育所や学校、関係機関、地域、家族からの相談に応じる体制を強化し、関係機関との連携・専門機関へのつなぎなど、早期発見と支援体制の整備並びに、機能強化を図ります。

③ 母子保健との連携による児童虐待の早期発見と対応の充実【担当課：健康推進課、こども未来課】

新生児訪問や乳幼児健診及び保護者からの相談などで把握した、育児不安が強い保護者、育児力に乏しい保護者など、養育支援を特に必要とする家庭について、母子保健と情報共有や支援方針を検討・役割分担し、児童虐待発生予防や早期発見に取り組みます。

また、児童虐待ハイリスク者については、関係機関と協力・連携し支援していきます。

④ 要保護児童対策地域協議会の強化【担当課：こども未来課】

児童虐待等の対応について協議する「要保護児童対策地域協議会」の強化を図るため、児童福祉に関する講演会や研修、関係機関(学校・児童相談所・関係課等)との連携・情報共有、学識経験者の助言・指導等、様々な方法により強化の機会を確保していきます。

要保護児童対策地域協議会の個別支援会議、代表者会議、実務者会議の各会議の位置づけと役割の確認及び充実を図ります。

⑤ 家庭支援事業を活用した養育の支援等の充実【担当課：こども未来課】

育児不安が強い保護者や育児力に乏しい保護者については、孤立させないような支援・継続的な支援を行います。

養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業に加え、令和6年度より法制度化された子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業といった家庭支援事業を活用し、養育のアドバイスからヤングケアラーがいる世帯への家事援助を行う等、子育て支援を拡充します。

(2)ひとり親世帯等の自立支援の推進

ア) 子育て・生活支援

①日常生活支援事業【担当課：こども未来課】

ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要になった場合にヘルパー(家庭生活支援員)の派遣事業の利用促進を行います。

②ひとり親世帯の保育所入所及び学童クラブ入所への配慮【担当課：こども未来課】

ひとり親世帯で就労等の事由により、保育を必要とするこどもの保育充実と親の育児負担軽減のため、保育所への優先入所・認可外保育施設利用のための補助を実施します。

また、ひとり親世帯で学童クラブの利用が必要とする世帯の経済的負担軽減のため、保育料の補助を実施します。

③読谷村母子寡婦福祉会への支援・協力【担当課：こども未来課】

母子家庭への支援活動を推進するため、読谷村母子寡婦福祉会への支援や協力を行います。

イ) 就業支援

①自立支援教育訓練給付金【担当課：こども未来課】

ひとり親家庭の主体的な能力開発を支援するため、教育講座(雇用保険法で定める指定教育講座)を受講・修了した人に対する受講料の支給事業利用促進を行います。

②高等職業訓練促進給付金【担当課：こども未来課】

看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する母子家庭の母、又は父子家庭の父に対し、修業期間中(2年を上限)生活費を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援する事業利用促進をしていきます。

③就労相談の実施【担当課：こども未来課】

児童扶養手当の現況届受付の際に、ハローワークと協力し個別の就労相談を行い、就業促進を図ります。

ウ) 経済的支援

①児童扶養手当の支給【担当課：こども未来課】

18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給し児童の福祉の増進を図ります。

②母子家庭及び父子家庭等医療費助成事業【担当課：こども未来課】

母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し母子家庭等の福祉の増進を図ります。また、広報誌やホームページによる制度の周知を行い、利用促進を図ります。

③母子寡婦福祉資金貸付金【担当課：こども未来課】

母子家庭等の経済的自立の助長等を図るため、母子家庭等の親やこどもに対し、修学資金等の全 12 種類の資金を無利子又は低利で貸付を事業となります。広報誌やホームページによる制度の周知を行い、利用促進を図ります。

(3)障がいのあるこどもがいる世帯への支援の充実

ア) 育ちの支援

①障がい児保育事業【担当課：こども未来課】

心身に障がいをもち、集団保育が可能な児童を対象に、保育所及び認可保育園における障がい児保育を実施します。

また、障がい児と健常児の集団保育を行うことにより、健常児側も思いやりのある優しい心が育つなどの効果も期待されるため、自然体で過ごせる社会「インクルーシブ」の基本形成を培うように図ります。

加配を必要とする園児が増加傾向となっており、加配保育士の確保に努めます。また、保育士のスキルアップの為に研修会を継続していきます。

②巡回相談の充実【担当課：こども未来課】

公認心理師による保育園への巡回相談を行い、発達に応じた保育についての指導及び保育者や保護者の共通理解を図ります。

③放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ充実【担当課：こども未来課】

村内放課後児童クラブでの障がい児の受け入れについて推進し、支援の充実に向け取り組みます。

加配支援員の配置、障がい児等発達巡回相談事業により、児童に対する個別の支援を行います。

④特別支援教育の充実【担当課：学校指導課】

インクルーシブ教育システムの推進と個々の教育的ニーズの把握及び全校体制による教育的支援を実施し、確かな学力を向上させ生きる力を育むために、学校と連携した家庭、地域の取り組みを推進します。

今後も特別支援教育に携わる教職員の人材確保を図ると共に、教職員を対象に研修を実施し、特別支援教育に対する深い理解と資質向上を図ります。

また、巡回相談員の確保に努めるほか、教育支援委員会の研修の充実も図ります。

⑤相談支援事業の推進【担当課：福祉課】

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのあるこどもたちについて、気軽な相談や専門的な相談に対応するため、障がい福祉サービス等に関する相談支援の周知や紹介などを実施します。また、相談支援の資質向上により、一層きめ細かな対応ができるように図ります。

⑥障がい児通所支援等の推進【担当課：福祉課】

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの利用が円滑に行われるように、村内外のサービス事業所の連携やサービス提供の充実を図ります。

⑦医療的ケア児等コーディネーターを通じた支援の充実【担当課：福祉課】

医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケアが必要なこども等に切れ目なく適切な支援を提供できる支援体制の構築を図ります。

イ) 生活、経済的支援

①用具等の給付や生活支援の推進【担当課：福祉課】

障がい児の日常生活を支援するため、「補装具費支給事業」、「日常生活用具給付事業」、「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業」、「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」を実施するとともに、必要としている人に必要な支援が行き届くよう周知広報を行います。また、医療機関等との連携を図ります。

②経済的支援【担当課：福祉課、こども未来課】

障がい児がいる世帯の経済的負担を軽減するため、「障害児福祉手当」及び「特別児童扶養手当」支給を行い、必要な人へ必要な支援が行き届くよう周知広報及び医療機関等との連携を図ります。

(4) こどもの貧困対策の充実

①こどもの居場所づくり【担当課：こども未来課、生涯学習課】

全てのこどもたちが健やかに育つようにこどもの居場所づくりの推進を行います。その中でも、さまざまな困難を抱えたこどもたちへ安心安全な居場所を確保し、食の支援や学習支援、社会体験の機会を提供し、それらの経験を通して自己肯定感を育み、将来に対して目標や希望が持てるよう支援していきます。また、こどもたちの多種多様なニーズに対応するため、様々

なこどもの居場所の確保が必要であり、地域と連携しながら、将来の自立にむけたかかわりや豊かな体験活動を提供し、こどもの育ちを支援していきます。そのためにも、こどもに寄り添い、支援できる人材確保に努めます。

②こどもたちを支援するネットワークの充実【担当課：こども未来課】

現在取り組んでいる、こどもの居場所づくりや地域の見守り関係者間で形成しているネットワークを継続し、民間も含めた村内での困難な状況にあるこどもの支援の輪を広げます。また、地域や学校で把握された貧困状態にあるこどもや、ヤングケアラー等の困難を抱えたこどもの孤立を防ぎ、支援が届くように、「つなぎ」を重視した関係者・関係機関のネットワークづくりを進めます。

③就学援助制度の周知・普及【担当課：教育総務課】

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について広報を行い、必要な世帯への周知・普及を図ります。

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

1. 連携体制の構築

本計画は、読谷村の子ども・子育て支援に向けた総合的な計画であり、その内容は、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたっています。

したがって、計画の推進にあたっては、庁内関連部署の有機的な連携による全庁的な体制づくりが必要です。また、施策によっては、村内に収まらないものもあり、国や県、関係機関、周辺市町村との連携をこれまで以上に強化する必要があります。

さらに、行政と地域が一体となった地域ぐるみの子ども・子育て支援体制を構築するために、家庭、地域、企業、行政、村民等が連携し、子ども・子育て施策を進めていく必要があります。こどもと子育て家庭が安心して暮らす村づくりを実現するため、村全体のつながりづくりを重視した、連携体制の構築を図ります。

2. 住民参加と情報発信

本計画の推進にあたっては、地域住民の参加を促進し、村民全体で子ども・子育て支援に関わることが重要です。そのためには、村の広報誌や村のホームページ等による情報発信の充実を図り、本村の実態や本計画の趣旨等について、周知・啓発を行っていきます。

また、本計画で掲げられた各種事業・施策についての周知・広報を強化し、村で取り組まれている事業・施策が子育て家庭に届き、必要としている人が利用できるように努めます。

3. 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、こどもを地域の宝としてこどもの権利を尊重し、こどもの考えや思いに寄り添い、住民同士や関係機関等が助け合いながら、明るく楽しい子育て環境の実現に向けて村全体が協力することが重要です。

具体的には、行政だけでなく、家庭や地域、住民、企業など村内のあらゆる組織や個人が、子ども・子育て支援に関する理解を深め、それぞれの置かれた状況に応じた役割を果たすことが求められます。また、こどもが自らの権利について学び、自分の意見を主張し、社会に参画していく権利主体としての意識を持つことが大切です。

(1)家庭

こどもを持つ各家庭には、こどもを明るく元気に育てる最も重要な役割があります。家庭はこどもを育てる最も基本的な単位であり、特殊な場合を除き、こどもにとっては、家庭の中で成長することが何よりも幸せであるという事実を忘れてはなりません。

また、共働きが一般的になった現在の社会においては、母親一人に子育てを任せるのではなく、父親をはじめとする家族全員で、子育てや家事を分担することが求められます。

(2)行政

村内の子どもたちが健やかに育ち、十分な教育・保育を受けることができる環境をつくることは行政の責務です。「こどもの最善の利益」のために、こどもの将来を見据え、こどもが育つ上で必要となる環境づくりについて、保健・福祉・教育を中心とした各種事業・施策を進める必要があります。また、事業・施策を進めるにあたっては、本村のどの地域に住んでいても、こどもが等しく育って行けるように、教育・保育や居場所、支援に地域差ができるだけ起こらないように、村全体を見通した各種整備に努めていく必要があります。

また、子育て家庭に対しては、本村が子育てしやすく、住み続けたいとなる子育て支援環境づくりが必要であります。現在も待機児童対策や放課後児童クラブの拡充、専門的な相談支援、妊娠期からの切れ目のない支援など、子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりに努めていますが、依然として受け皿の整備等が必要な状況にあります。第3期計画では一層の整備を行い、子育てでの困りごとが減り、住んで良かったと思える子育て支援施策の展開を行っていきます。

支援については、児童虐待やこどもの貧困問題、医療的ケア児への支援、発達障害等を抱えるこどもへの支援など、困難な状況にある子や子育て家庭への支援も重要です。こういった家庭に対して既存の取組を強化し、寄り添った相談と支援を行う体制づくりを図っていきます。

こども基本法及びこども大綱においては、こどもの声を把握し、施策反映していく必要性が謳われています。こどもの声を聞き、尊重していく必要性について広く啓発を行うほか、行政においてもこどもの声の把握と反映を意識していきます。本計画策定で実施した「こどもアンケート(小学生・中学生)」では、さまざまな声が把握されました。各課及び関係者間でアンケート結果を共有しながら、村の政策への反映に努めるほか、今後策定を予定している「市町村こども計画」の策定の際に、活用してまいります。

(3)地域

近年は核家族化やアパート世帯の増加などにより、地域における近所づきあいが減り、地域に住むこどもや子育て家庭の状況の把握が難しくなっています。そういった状況ではありますが、身近な地域で支え合うことは必要であり、子育て世帯が困っているときには、できる範囲で手を差し伸べたり、相談相手になったり、地域のこども達に気軽に声をかけたり、時には叱り、時にはほめるなど、地域ぐるみで子育てを支援する地域風土の形成・維持が重要です。さらに、こどもは地域社会の宝であることを理解し、地域行事の中に世代間交流もできるような地域活動を取り入れていくなど、こどもが地域を知り、交流し、地域の良さを体験する機会づくりも必要です。

また、こどもが地域活動に参加する機会づくりにより、こどもだけでなく、その保護者もこどもと共に行事参加するようになり、子育て家庭が地域を知り、地域参加することで、孤立せずに地域での支え合いや声を掛け合うきっかけにもなっていきます。

(4)住民

読谷村には、様々な特技や技能、知恵を持った豊富な人材がいます。こどもたちの様々の体験機会では、地域ボランティアの方々が、それぞれのできる範囲で特技、才能を活かして子育て支援に関わることが住民にできる役割であります。放課後子ども教室のほか、自治会など地域活動、こどもに関する地域イベント、スポーツ活動などの指導者・ボランティア等に参加・協力していただき、未来あるこどもたちのために関わっていくことも役割の一つです。

(5)教育・保育施設

幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期です。幼児期に得た体験や経験は、情緒や知的な発達、社会性を涵養し、人間として社会の一員として生きていくための基礎を身につける時期です。本村では、「読谷村教育・保育指針」を策定しており、こどもたちを育むため大切にしたい「6つの視点」・「4つの環境」・「育ってほしい人物像」に基づいた教育・保育を展開し、こどもたちが、遊びや日常生活を通してさまざまな体験を積み重ね、情緒的・知的な発達や社会性を身につけていくように推進します。

また、研修体制の強化、保幼小連携体制を構築し、教育・保育に関わる保育士等の資質向上に努めることも必要です。こどもの発達の個人差や月齢・年齢を踏まえた“切れ目のない”教育・保育の実施や、保育者同士のつながりを重視した教育・保育の実践、資質向上が可能となる仕組みを村として整備し、教育保育の体制充実を図ります。

(6)企業・事業所

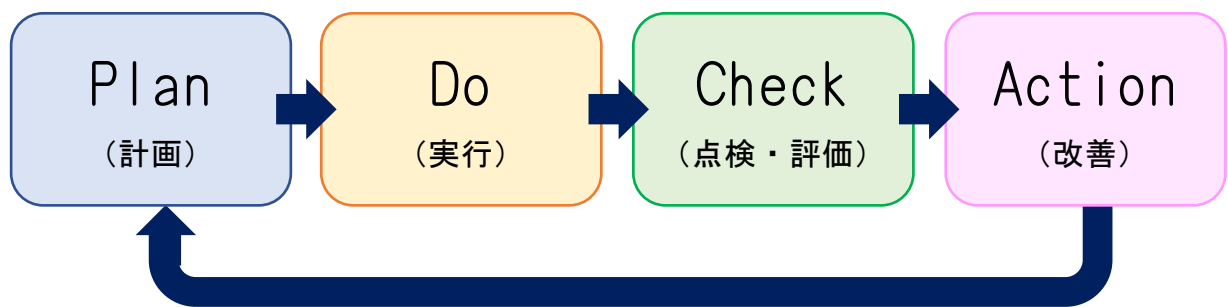
子育てと仕事の両立は、子育て支援において重要な課題ですが、行政の力だけでは限界のある分野でもあり、企業、職場の理解が必要となります。このため、子育てと仕事の両立に向けて、こどもや家族に優しい職場づくりが、企業や事業所に求められます。

具体的には、産休・育休制度の活用促進やフレックスタイム制の導入、多様な勤務形態の容認、出産を機に退社した人材の再雇用制度の充実など、様々な方策や制度を導入することが必要です。

また、業務と従業員の勤務実態に即して、事業所独自の一般事業主行動計画を策定することも求められます。

4. 計画の進捗状況の点検と見直し

本計画の推進にあたっては、随時、計画の進捗状況を点検するとともに、住民意向やニーズを把握しながら、「読谷村子ども・子育て会議」において、PDCAサイクルによる取り組みのチェックを行い、計画の見直し及び修正を実施します。



資料編

資料1 読谷村子ども・子育て会議条例

平成25年10月7日条例第26号

改正

平成28年3月11日条例第8号

令和5年3月7日条例第7号

読谷村子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、読谷村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 保健、福祉又は教育に関係する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 副村長
- (6) 前各号に定める者のほか、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月11日条例第8号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月7日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

資料2 読谷村子ども・子育て会議 委員名簿

	氏 名	所 属 等	役職	備 考 (第3条関係)
1	垣花 道朗	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター	事務局長	学識経験者
2	古堅 守	読谷村	副村長	副村長
3	高橋 清子	読谷村PTA連合会	書記・会計	保護者代表
4	知花 和美	読谷村社会福祉協議会	局長	福祉関係
5	識名 千草	社会福祉法人 生育福祉会 のぐさ 保育園	園長	保育関係
6	宮城 さゆり	すぽんじまむ	園長	保育関係
7	山城 典子	一般社団法人スマイル	局長	子育て支援関係
8	佐久川 恵子	ファーストスター読谷学童クラブ	代表者	学童関係
9	與座 朝明	古堅南小学校長・古堅南幼稚園長	校長・園長	教育関係
10	比屋根 美千代	在宅保健師	保健師	保健関係

資料3 計画策定の経過

日 付	事 項
令和6年 3月	読谷村子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
3月25日	令和5年度 読谷村子ども・子育て会議
5月24日	子ども・子育て事業計画事務局会議①
6月4日	子ども・子育て事業計画事務局会議②
7月1日	子ども・子育て事業計画事務局会議③
7月4日	令和6年度 第1回読谷村子ども・子育て会議
8月2日	子ども・子育て事業計画事務局会議④
9月18日	子ども・子育て事業計画事務局会議⑤
9月25日	子ども・子育て事業計画事務局会議⑥
10月3日	令和6年度 第2回読谷村子ども・子育て会議
11月6日	子ども・子育て事業計画事務局会議⑦
11月13日	子ども・子育て事業計画事務局会議⑧
11月28日	令和6年度 第3回読谷村子ども・子育て会議
12月	こどもアンケートの実施
12月25日	令和6年度 第4回読谷村子ども・子育て会議
令和7年 1月10日	子ども・子育て事業計画事務局会議⑨
1月30日	子ども・子育て事業計画事務局会議⑩
2月19日	令和6年度 第5回読谷村子ども・子育て会議

令和6年度
読谷村 子育て世代包括支援 一覧

読谷村では、こどもたちの健やかな成長を切れ目なく支援する仕組みを整えています。
成長に合わせた支援を活用して、子育てにお役立てください。

読谷村公式 LINE

デジタルこども手帳「てくてく」

生涯学習課公式Instagram

支援の種類

健診など

保健・栄養指導

医療連携

保育・育児支援

教育

経済的支援

虐待防止・孤立支援・養育支援・発達支援等

問い合わせ先

健康推進課 982-9211

こども未来課 982-9240

福祉課 982-9209

読谷村社会福祉協議会 958-2939

生涯学習課 982-9231

読谷村立図書館 958-3113

村史編集室 958-2142

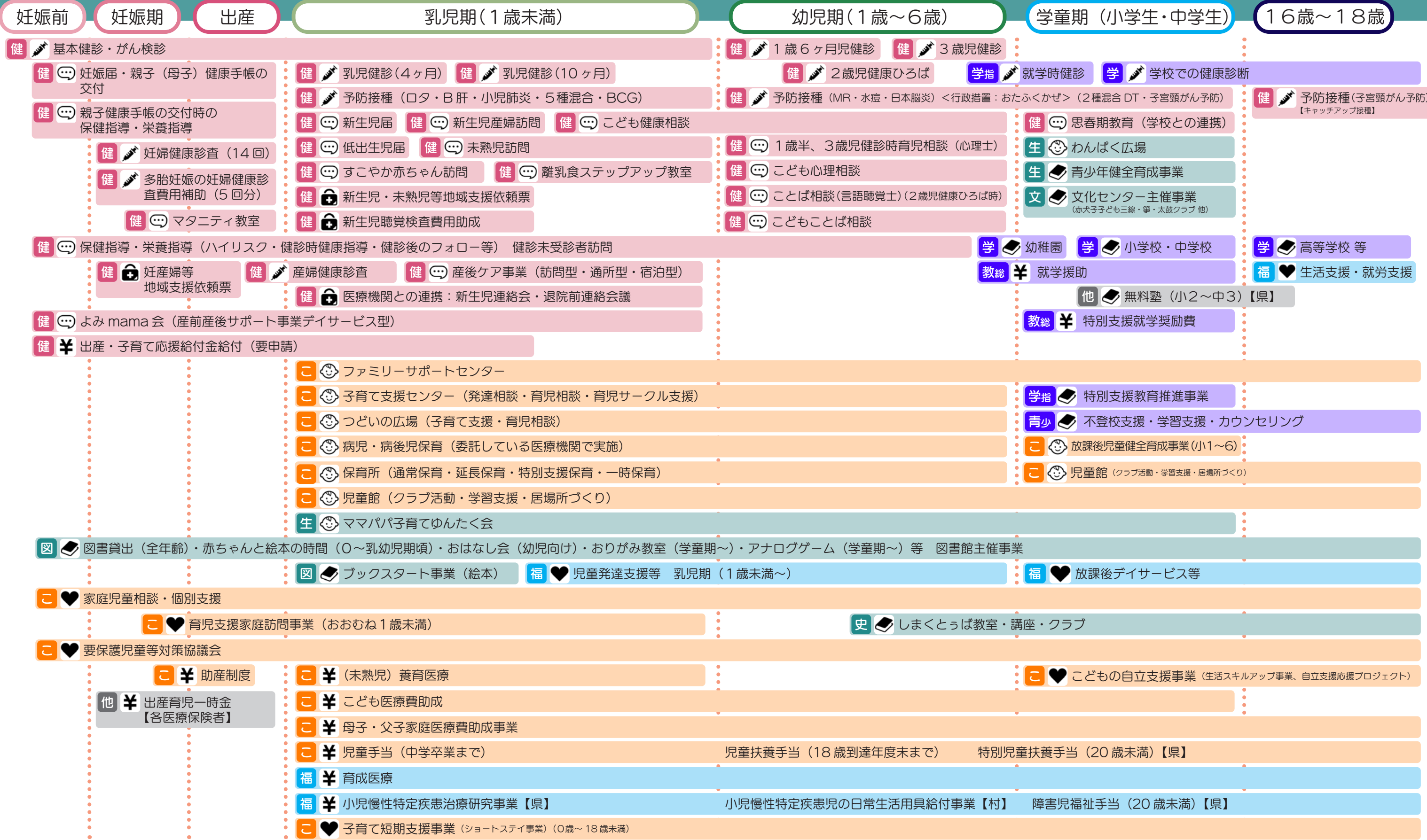
読谷村文化センター 982-9292

学指 学校指導課 982-9230

青少 青少年センター 982-9232

教総 教育総務課 982-9228

学 各学校



第3期読谷村子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：読谷村 健康福祉部 こども未来課

沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地

TEL：098-982-9240

協力：有限会社 システム・エッグ

沖縄県島尻郡南風原町与那覇115番地の1

TEL：098-888-3090

